

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年6月16日
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 長久 厚
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 堀井 三四郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡武豊町字5号地2番地
【電話番号】	0569-84-0700（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当執行役員 堀井 三四郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 5,440,000,000円 売出金額 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 960,000,000円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	4,000,000(注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注)1.平成23年6月16日開催の取締役会決議によっております。

- 2.当社は、平成23年2月21日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3.発行数については、平成23年6月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

- 4.「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

- 5.本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照ください。

## 2【募集の方法】

平成23年7月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成23年6月29日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下、「上場前公募等規則」という。）第3条の2の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	4,000,000	5,440,000,000	3,200,000,000
計（総発行株式）	4,000,000	5,440,000,000	3,200,000,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,600円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,600円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は6,400,000,000円となります。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成23年 7月12日(火) 至 平成23年 7月15日(金)	未定 (注) 4	平成23年 7月19日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成23年 6月29日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年 7月 8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成23年 6月29日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成23年 7月 8日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成23年 6月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成23年 7月 8日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成23年 7月20日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成23年 7月 1日から平成23年 7月 7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番24号
株式会社三菱東京UFJ銀行 半田支店	愛知県半田市広小路町90番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成23年7月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
SMB Cフレンド証券株式 会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計		4,000,000	

(注) 1. 引受株式数は、平成23年6月29日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成23年7月8日）に元引受契約を締結する予定であります。但し、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,400,000,000	34,000,000	6,366,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,600円）を基礎として算出した見込額であります。平成23年6月29日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額6,366,000千円については、当社の医薬候補品の研究開発における、評価系の構築、リード化合物探索等からなる探索段階のプロジェクトの推進、並びに前臨床試験、初期臨床試験等からなる開発段階のプロジェクトの推進を目的として、全額を研究開発資金に充当する予定であります。

当該調達資金の具体的な充当期について、第4期事業年度（平成23年12月期）において1,018,518千円、第5期事業年度（平成24年12月期）において2,354,085千円、第6期事業年度（平成25年12月期）において2,387,403千円と、計5,760,006千円を計画しておりますが、第7期以降に関して具体的な計画は決定しておらず、残額は将来において継続的に発生が見込まれる当社の研究開発資金需要に充当していく方針であります。

なお、実際の充当期までは、安全で流動性の高い短期的な預金等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏 名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	
	ブックビルディング 方式	600,000	960,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
計(総売出株式)		600,000	960,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券キャピタル・マーケット株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成23年7月20日から平成23年8月12日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,600円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成23年 7月12日(火) 至 平成23年 7月15日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。但し、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成23年7月8日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成23年7月20日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 大阪証券取引所JASDAQ市場グロスへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成23年7月20日に大阪証券取引所JASDAQ市場グロスへ上場される予定であります。

### 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、JKPE合同会社、コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合、平井昭光、日本アジア投資株式会社、JAIC-IF3号投資事業有限責任組合、JAIC-バイオ2号投資事業有限責任組合、アイザワ3号投資事業有限責任組合、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、CSK-VCサステナビリティ・ファンド投資事業組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成23年8月12日行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成23年8月12日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人であるNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、JKPE合同会社、コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合、平井昭光、日本アジア投資株式会社、JAIC-IF3号投資事業有限責任組合、JAIC-バイオ2号投資事業有限責任組合、アイザワ3号投資事業有限責任組合、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、CSK-VCサステナビリティ・ファンド投資事業組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合、並びに当社の株主であるCIP Japan Limited Partnership Incorporated、ファイザー株式会社、長久厚、ユーテック1号投資事業有限責任組合、ラルク&ハヤテ事業組合、古田晃浩、土屋進、小泉信一、二井智子及び堀井三四郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成24年1月15日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことを除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及び可能性があります。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

### 第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 当社の社章として、表紙に



RaQualia  
innovators for life

を、裏表紙に



RaQualia  
innovators for life

を記載いたします。

(2) 表紙の次に、「1 事業の内容」から「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1 事業の内容



### ●事業の概要

当社は、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物（低分子化合物医薬）の知的財産権を製薬会社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

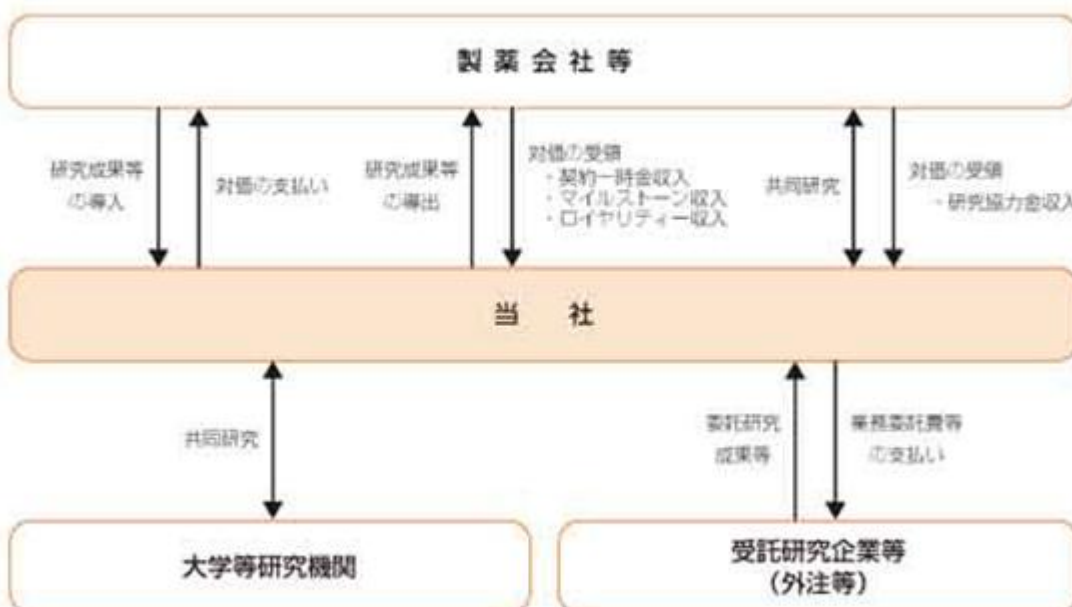
### ●当社設立の経緯

当社は、Pfizer Inc.（以下、「米国ファイザー社」という。）の日本法人であるファイザー株式会社（以下、「日本ファイザー社」という。）の中央研究所（以下、「旧中央研究所」という。）を前身としております。旧中央研究所は、米国ファイザー社グループの創業活動のうち探索研究領域の拠点の一つとして昭和60年6月に設立されており、平成8年12月には日本ファイザー社の前臨床開発等の拠点である新薬開発センターを統合しております。その後、旧中央研究所は、「疼痛（痛み）疾患」及び「消化管疾患」を中核領域として位置付け、創薬研究を行ってまいりました。

しかし、平成19年1月に、米国ファイザー社による世界的な研究開発、製造及び販売体制の見直しが行われ、旧中央研究所の閉鎖が決定されました。当該決定を受け、当時の旧中央研究所所長であった長久澤（現当社代表取締役）及び一部の従業員が中心となり、米国ファイザー社及び日本ファイザー社と協議を行い、また、国内外の投資会社の関与等により、旧中央研究所の主たる機能を研究開発型の創薬企業として独立させることとなりました。平成20年2月に、「ラクオリア創薬株式会社」の商号で新会社（当社）を設立し、同年7月には、旧中央研究所の従業員約380名のうち希望する59名が当社に移籍するなど、旧中央研究所の人的・物的資産、研究開発ポートフォリオ及びその他を承継し、当社は事業を開始しております。

### ●事業系統図

当社の事業の系統図は、以下のとおりであります。



### ● 医薬品研究開発の一般的進行及び当社の事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、基準基準収載を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



(注) 医薬品の研究開発における標準的な段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社は、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び臨床試験段階（うち一部）を主たる事業分野としております。臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて臨床第Ⅱ相試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出することを基本としております。

### ● 当社の収益

当社の収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物を製薬会社等に導出することにより獲得するものであり、導出契約締結時において研究開発成果の対価としての契約一時金収入、あらかじめ設定された開発段階に到達したときに受領するマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に対してあらかじめ定められた一定料率の金額を受領するロイヤリティー収入等があります。また、これらの研究開発を製薬会社等との共同研究によって行うことにより、共同研究の開始に伴って、又は、研究開発の進行又は期間に応じて、研究協力金収入を得る場合もあります。

当社の収益計上は、上述のような段階を経ることが一般的であります。具体的には導出契約締結時に個別に決定されます。また、導出後における研究開発は導出先企業にて長期間に及ぶものであるため、その過程において問題が生じた場合には、当初契約において想定した収益を獲得することが困難となる場合もあります。

収益	内容
契約一時金収入	契約締結時に、当社が提供するそれまでの研究成果の対価等として受け取る収入
マイルストーン収入	契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）に応じて受け取る収入
ロイヤリティー収入	医薬品の上市後に販売額の一定料率を受け取る収入
研究協力金収入	共同研究で設定された条件に従って、共同研究の開始に伴い当社のそれまでの研究成果を提供する対価等として受け取る収入及び共同研究の期間中に提供する役割等の対価等として受け取る収入

## 2 当社の導出済みプロジェクト等



### ● 導出済みプロジェクト

本書提出日現在、製薬会社等に導出済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	導出先	剤形	対象		想定適応症	地域	導出先における 研究開発段階
				ヒト	動物			
EP・拮抗薬	RQ-00000007	丸石製薬株式会社	注射剤	○	○	術後疼痛 悪性疼痛	日本及び東アジア（中国・韓国・台湾）	前臨床試験
		Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	—		○	急性疼痛 慢性疼痛	全世界（但し、注射剤については日本、中国、韓国、台湾を除く）	臨床試験
グレリン受容体拮抗薬	RQ-00000005	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	—		○	体重減少 食欲不振	全世界	臨床試験
アシッドポンプ拮抗薬	RQ-00000004 RQ-00000774	CJ Cheiljedang Corporation (韓国)	—	○		消化管疾患	韓国、中国（香港を含む）及び台湾	前臨床試験

(注) 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

### ● 権利再許諾済みプロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて上市されている製品について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けております。

本書提出日現在、製薬会社等に再許諾済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	権利再許諾先	想定適応症	地域	研究開発段階
ジブラシドン	RQ-00000003	Meiji Seika ファルマ株式会社	統合失調症 双極性障害	日本	上市済（欧米他） 臨床第Ⅰ相試験を終了（経口剤、日本） 前臨床試験を終了（筋注剤、日本）

(注) 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。



### ● 権利譲渡済みプロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて臨床第Ⅲ相試験段階にある開発化合物について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けております。

本書提出日現在、製薬会社等に権利譲渡済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	権利譲渡先	想定適応症	地域	研究開発段階
ダルババンシン	RQ-00000002	Durata Therapeutics, Inc. (米国)	MRSA感染症	日本	臨床第Ⅲ相試験（海外） 前臨床試験を終了（日本）

(注) 化合物コードは、RQで始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

### ● 共同研究プロジェクト

当社は、平成22年12月、Eli Lilly and Company（以下、「Lilly社」という。）との間で、当社が研究開発を行っている特定のイオンチャンネルに関するオプション権付き共同研究契約を締結しております。

Lilly社は世界各国で事業を展開する米国の大手製薬企業であり、当社は同社との共同研究を通じて開発候補化合物の創出を一層効率化できる可能性があると考えております。

当社は、当該契約のもと、Lilly社と特定のイオンチャンネルをターゲットとして作用する化合物探索に関する共同研究を実施いたします。その結果、創出された開発化合物について、当該契約により、ヒト用及び動物用医薬品としての開発、製造及び販売を行う権利を許諾するオプション権を同社に付与しております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う研究協力金収入（一時金）を受領しており、今後においては、同社のオプション権行使時及び開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティ収入等の受領を計画しております。



### 3 当社のポートフォリオ及び研究開発の状況



当社の研究開発ポートフォリオは、「開発プロジェクト」、「探索プロジェクト」及び「国内開発・販売権保有プロジェクト」に区分され、本書提出日現在の状況は、以下のとおりであります。

#### ●開発プロジェクト

本書提出日現在、開発段階にあるプロジェクトは、以下のとおりであります。以下のプロジェクトは、平成20年7月以降に米国ファイザー社より譲り受けたものでありますが、当社が全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

なお、以下のプロジェクトのうち、EP拮抗薬（RQ-00000007及びRQ-00000008）及びシクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬（RQ-00317076）に関しては、当社が獲得した収益の一定料率を米国ファイザー社に支払う旨が契約により定められております。

プロジェクト	化合物コード	適応症	開発段階	導出状況
EP拮抗薬	RQ-00000007	慢性炎症性疼痛	米国ファイザー社にて、前臨床第Ⅱ相試験を終了	丸石製薬株式会社
		急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー、癌	当社にて、各適応症に係る前臨床試験を実施中（注）2	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
	RQ-00000008	慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー、癌	当社にて、各適応症に係る前臨床試験を実施中	—
シクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬	RQ-00317076	急性痛	米国ファイザー社にて、前臨床第Ⅱ相試験を終了	—
グレリン受容体作動薬	RQ-00000005	風邪	米国ファイザー社にて、前臨床第Ⅱ相試験を実施 他適応症開発のため、開発を保留	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
		胃食道逆流症	米国ファイザー社にて、臨床第Ⅰ相試験を終了	
5-HT <sub>2A</sub> 部分作動薬	RQ-00000009	アルツハイマー病	当社にて、前臨床試験を実施中（注）2	—
	RQ-00000010	胃食道逆流症	当社にて、前臨床試験を実施中	—
アシッドポンプ拮抗薬	RQ-00000004	胃食道逆流症	当社にて、臨床第Ⅰ相試験を実施中	CJ CheilJedang Corporation (韓国)
	RQ-00000774	胃食道逆流症	当社にて、前臨床試験を実施中	

(注) 1. 化合物コードは、RQで始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 米国ファイザー社において、他の適応症に係る臨床第Ⅰ相試験を終了しております。

### ●探索プロジェクト

本書提出日現在、探索段階にあるプロジェクトは、以下のとおりであります。当社は、これらのプロジェクトに関して全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

プロジェクト	化合物コード	適応症	研究段階	導出状況
5-HT <sub>2A</sub> 拮抗薬	RQ-00310941	過敏性腸症候群	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	—
CB <sub>1</sub> 作動薬	RQ-00202730	過敏性腸症候群	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	—
モチリン受容体作動薬	RQ-00201894	機能的胃腸症	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	—
Nav1.3ナトリウムチャンネル遮断薬	RQ-00203066	神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	—
TRPM8遮断薬	RQ-00203078	神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	—
T型 (Cav3.2) カルシウムチャンネル遮断薬	—	神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の特定を完了し、その最適化に向けた研究開発を実施中	—
Nav1.7ナトリウムチャンネル遮断薬	—	炎症性疼痛 神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の特定を完了し、その最適化に向けた研究開発を実施中	—

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。但し、上記の表では、リード化合物の最適化が完了し、特定の化合物が開発候補としての評価に入った段階のプロジェクトのみ、化合物コードを記載しております。

2. 上記は、本書提出日現在において、リード化合物最適化段階以降にあるプロジェクトを記載しており、上記以外にも複数の早期プロジェクトを推進しております。

3. 当社は、特定のイオンチャンネルプロジェクトについて、Eli Lilly and Companyと共同研究を行っております。

### ●国内開発・販売権保有プロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて上市されている以下の製品について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けており、本対象疾患領域を事業領域としている。又は本対象疾患領域への進出を予定している日本国内の製薬会社等への導出に向け、活動を展開しております。

一般名	分類	作用機序	適応症 (米国)	剤形	<参考> 海外開発状況 (欧米製品名)	導出状況
アニデュラファンギン	キャンディン系 抗真菌剤	1,3-β-D-グルカン 合成阻害	カンジダ症	注射剤	上市済 (欧米他) (Eraxis/Ecalta)	—





## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

「（＊）」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第1期 平成20年12月	第2期 平成21年12月	第3期 平成22年12月
事業収益 (千円)			1,186,759
経常損失 ( ) (千円)	2,903,476	2,638,527	1,295,839
当期純損失 ( ) (千円)	2,899,748	2,642,327	1,307,679
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	4,716,000	4,716,000	5,529,850
発行済株式総数 (株)	普通株式 1,000 A種優先株式 15,100 B種優先株式 3,800	普通株式 1,000 A種優先株式 15,100 B種優先株式 3,800	普通株式 23,168
純資産額 (千円)	6,522,251	3,879,923	4,191,144
総資産額 (千円)	6,690,678	4,111,171	4,460,773
1株当たり純資産額 (円)	2,889,749.00	5,532,076.52	180,902.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )
1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	4,207,536.19	2,642,327.53	261,094.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	97.5	94.4	94.0
自己資本利益率 (%)			
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)		2,416,043	1,470,037
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)		17,740	465,293
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)		15,750	1,622,003
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)		3,710,932	3,392,722
従業員数 (名)	71	79	79
[ほか、平均臨時雇用人員]	[ 8 ]	[ 15 ]	[ 17 ]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数欄の〔 〕外数は、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）の年間平均雇用人員であります。
7. 当社は、平成20年2月19日設立のため、第1期は平成20年2月19日から平成20年12月31日までの約11ヶ月間となっております。
8. 第1期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期及び第3期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 平成22年10月27日付でA種優先株式及びB種優先株式のすべての株式は、その1株につき普通株式1株の割合で転換しております。
11. 「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 (重要な後発事象) 株式分割」に記載のとおり、平成23年1月28日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。なお、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」（平成20年4月9日付大証上場第22号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。  
なお、第1期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
1株当たり純資産額 (円)	7,224.37	13,830.19	452.26
1株当たり当期純損失金額 (円)	10,518.84	6,605.82	652.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			

## 2【沿革】

### (1) 当社設立の経緯

当社は、Pfizer Inc.（以下、「米国ファイザー社」という。）の日本法人であるファイザー株式会社（以下、「日本ファイザー社」という。）の中央研究所（以下、「旧中央研究所」という。）を前身としております。旧中央研究所は、米国ファイザー社グループの創薬活動のうち探索研究領域の拠点の一つとして昭和60年6月に設立されており、平成8年12月には日本ファイザー社の前臨床開発等の拠点である新薬開発センターを統合しております。その後、旧中央研究所は、「疼痛（痛み）疾患」及び「消化管疾患」を中核領域として位置付け、創薬研究を行ってまいりました。

しかし、平成19年1月に、米国ファイザー社による世界的な研究開発、製造及び販売体制の見直しが行われ、旧中央研究所の閉鎖が決定されました。当該決定を受け、当時の旧中央研究所所長であった長久厚（現当社代表取締役）及び一部の従業員が中心となり、米国ファイザー社及び日本ファイザー社と協議を行い、また、国内外の投資会社の関与等により、旧中央研究所の主たる機能を研究開発型の創薬企業として独立させることとなりました。平成20年2月に、「ラクオリア創薬株式会社」の商号で新会社（当社）を設立し、同年7月には、旧中央研究所の従業員約380名のうち希望する59名が当社に移籍するなど、旧中央研究所の人的・物的資産、研究開発ポートフォリオ（\*）及びその他を承継し、当社は事業を開始しております。

なお、当社の設立及び事業開始に際して、米国ファイザー社及び日本ファイザー社より旧中央研究所従業員の雇用確保等を目的として当社の事業展開に必要な各種支援を受けており、その概要は以下のとおりであります。

#### 第三者割当増資の引受け

日本ファイザー社は、平成20年7月14日付で当社の第三者割当増資（B種優先株式：出資額1,862百万円）を引き受けております。また、同日付で付与された新株予約権の平成22年6月29日付での行使により、当社株式を追加取得（B種優先株式：出資額308百万円）しております。なお、B種優先株式のすべての株式は、本書提出日までに、その1株につき普通株式1株の割合で転換しております。

#### 知的財産権等の譲受及び使用許諾

当社は、事業の開始に際し、米国ファイザー社より、主として旧中央研究所において創出した又は研究途上であった探索段階及び開発段階の化合物に関する知的財産権を譲り受け、あるいは、使用許諾を受けております。また、海外既承認薬2品目（一般名は、アニデュラファンギン及びジプラシドン）及び臨床第 相試験（海外）中の開発化合物（\*）1品目（一般名は、ダルババンシン）の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利の許諾を受けております。なお、これらの対価として、合計1,568百万円を支払っております。

#### 固定資産及び貯蔵品の譲受

当社は、日本ファイザー社より、旧中央研究所にて使用していた研究用機器等の固定資産及び研究用試薬等の貯蔵品のうち、事業上必要と考えられる資産を譲り受けております。取引条件は第三者の評価額を考慮し、両者協議の上、合計602百万円を支払っております。

#### 社屋の賃借契約の締結

当社は、旧中央研究所が利用していた研究棟施設について、日本ファイザー社との間で賃貸借契約を締結しております。賃借料については、第三者による評価額をもとに両社協議の上決定し、光熱費等は実費相当額を支払うこととしております。また、当該賃借に際しては、保証金69百万円を差し入れております。

## （当社の前身であるファイザー株式会社中央研究所の沿革）

年月	事項
昭和47年3月	台糖ファイザー株式会社（現ファイザー株式会社）の研究部門として、愛知県知多郡武豊町に探索研究体制を持つ微生物研究所を設立
昭和60年6月	微生物研究所を統合して中央研究所へと名称変更を行い、「炎症」分野の探索研究を開始
平成4年6月	中央研究所の探索部門の研究領域への「鎮痛（疼痛疾患）」の追加
平成8年12月	新薬の前臨床開発を行う新薬開発センターを統合して研究開発体制を一元化
平成11年6月	第4研究棟の完成 探索部門の研究領域への「神経疾患」の追加
平成12年6月	研究領域を「炎症」、「鎮痛」及び「神経疾患」から、「鎮痛」及び「消化管疾患」へ変更 米国ファイザー社企業グループ内で唯一「消化管疾患」の研究領域を担当
平成16年12月	研究領域に「肝臓疾患」を加えて、「鎮痛」「消化管疾患」と併せて3領域を担当
平成18年9月	中央研究所で創出された開発化合物（商品名：Cerenia <sup>®</sup> ）が、動物用医薬品（イヌの制吐剤）として欧州医薬品審査庁（EMA：European Medicines Agency）の承認を取得
平成19年1月	中央研究所の閉鎖決定
平成20年6月	中央研究所の閉鎖

## （当社の沿革）

年月	事項
平成20年2月	医薬品の研究開発を目的として、愛知県知多郡武豊町にラクオリア創薬株式会社（資本金1百万円）を設立
平成20年6月	資本金を10百万円に増資 米国ファイザー社及び日本ファイザー社との間で事業開始に必要な知的財産権及び固定資産の有償譲り受け等、各種契約の締結
平成20年7月	日本ファイザー社中央研究所の閉鎖に伴い、従業員の一部が移籍するとともに、研究機器等の設備を有償にて譲り受け、「疼痛疾患領域」及び「消化管疾患領域」を主として事業を開始 資本金を24億6千6百万円に増資
平成20年12月	資本金を47億1千6百万円に新株予約権の行使により増資
平成22年6月	資本金を48億7千35万円に新株予約権の行使により増資
平成22年7月	米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）よりアシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）の臨床第 相試験開始のための新薬治験申請（IND申請：Investigational New Drug Application）について承認を取得
平成22年8月	丸石製薬株式会社とEP <sub>4</sub> 拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての日本及び東アジア地域における商用化に関する導出契約を締結 アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）の臨床第 相試験を米国にて開始
平成22年9月	CJ CheilJedang Corporation（韓国）とアシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域における商用化に関する導出契約を締結
平成22年10月	資本金を55億2千9百85万円に新株予約権の行使により増資
平成22年12月	Durata Therapeutics, Inc.（米国）とダルババンシンの日本における開発、販売及び製剤の製造に関する権利の譲渡契約を締結 Eli Lilly and Company（米国）と特定のイオンチャネルに関するオプション権付き共同研究契約を締結 Aratana Therapeutics, Inc.（米国）とEP <sub>4</sub> 拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての全世界における商用化に関する導出契約を締結
平成23年3月	明治製薬株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）とジブラシドンの日本における商用化に関する導出契約を締結

### 3【事業の内容】

#### (1) 事業の概要

当社は、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物（低分子化合物医薬）の知的財産権を製薬会社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

#### 当社の事業の背景

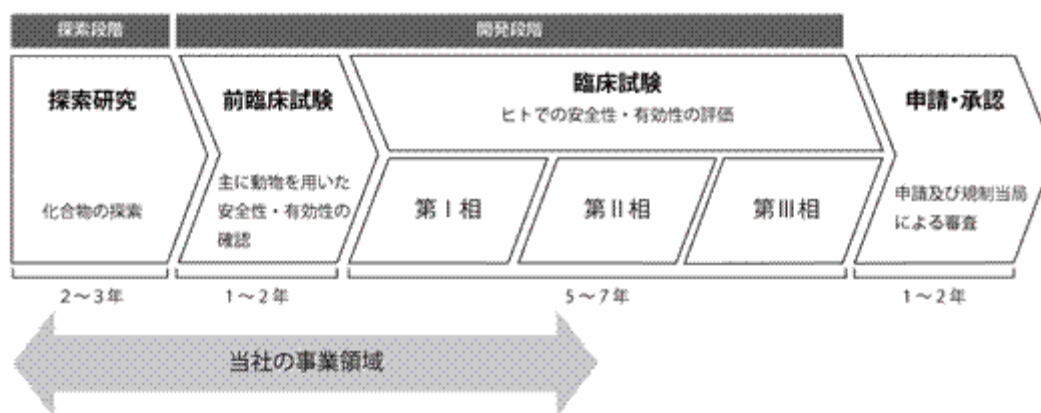
製薬産業は、中国を始めとする新興市場の需要拡大や多様化する医療ニーズへの対応等により、今後も更なる成長が見込まれております。その一方で、既存医薬品の特許切れによるジェネリック医薬品の参入、医療保険の適用基準の厳格化の影響等により、今後、医薬品販売高の成長率は鈍化するといった指摘もあります。

特に、平成20年から平成24年にかけては、大手製薬会社の大型医薬品の特許切れが続くことから、特許切れに伴う収益減少を補完するため、これらの製薬会社にとっては、新たな医薬品の開発が重要な課題となっております。しかし、近年臨床試験の厳格化等により、開発期間が長期化し、製薬会社の研究開発費が増加する傾向にある一方で、新薬の承認取得数は減少傾向にあるため、新薬開発の効率化が製薬会社の課題となっております。

このような状況の中、製薬会社は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発化合物を、社内の研究のみならず外部にも求める傾向にあり、当社は研究開発型の創薬企業としてその期待に応えるべく、前身である旧中央研究所にて蓄積した創薬研究に係る経験及びノウハウ等を活用し、事業を展開しております。

#### 医薬品研究開発の一般的進行（\*）及び当社の事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、薬価基準収載（\*）を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



（注）医薬品の研究開発における標準的な各段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社は、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び臨床試験段階（うち一部）を主たる事業分野としております。臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて臨床第Ⅰ相試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出することを基本としております。

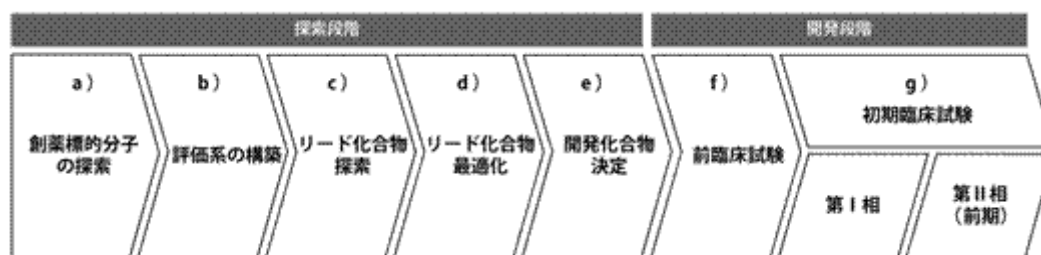
## 低分子化合物医薬への特化

当社は、低分子化合物医薬に係る研究開発を行っております。近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社においては、低分子化合物医薬において高い専門性を有していることから、当面は低分子化合物医薬を中心とした研究開発を推進していく方針であります。

## 研究開発活動

### (A) 研究開発の概要

当社の研究部門及び開発部門が行っている研究開発の概要とその流れは、以下のとおりであります。当社では、創薬標的分子（\*）の探索から初期臨床試験（主として臨床第 Ⅰ相試験まで、必要に応じて臨床第 Ⅱ相試験を一部実施）まで、博士・修士号を有した研究者を中心にこの業務を推進しております。



#### a) 創薬標的分子の探索

社内外の疾患及び疾患モデル等の研究成果を活用して、標的分子を設定し、薬効、安全性、技術的可能性等、様々な面から評価を行います。

#### b) 評価系の構築

試験管レベルで化合物を評価するために、標的分子を導入した細胞を構築します。当社では、現在28万個（一部米国ファイザー社保有分含む）の化合物ライブラリー（\*）を使用しており、その化合物ライブラリーの中から標的分子に作用する化合物を見出すため、384穴評価プレートを用いたハイスループット・スクリーニング（HTS）（\*）評価系を短期間で構築することが可能であります。さらに種差や選択性等、安全性の評価に必要な評価系の構築も行います。

当社においては、特にGPCR（\*）やイオンチャネル（\*）を標的とした技術的基盤並びにノウハウを確立しており、電気生理的スクリーニング（\*）では、多数の化合物の評価を可能とする技術や蛍光測定によるイオンチャネルのスクリーニング技術等、非常に困難とされる独自の技術を有しております。また、当社は現在、測定機器メーカーとの間で新規イオンチャネル測定機器の共同開発も実施しております。

#### c) リード化合物（\*）探索

化合物ライブラリーの中から標的分子に作用する化合物を見出すため、化合物や試薬を384穴評価プレートに自動添加し測定までを行うロボットシステムを用いてHTSを行い、新薬のタネとなる化合物群を見出しております。HTSの結果は速やかに社内データベースに登録され、これを評価、解析し、また、有望なものについてはその類似化合物を複数合成し評価することにより、初期の化合物の構造と活性との相関を確認し、さらに最適化を進めるのに適切なリード化合物候補を見出します。また、標的分子に作用する既知の化合物情報がある場合は、その情報をもとに新たなリード化合物候補を見出す試みも行います。リード化合物候補を見出した時点で、選択性、種差、代謝安定性、毒性試験等、様々な評価を実施し、その問題点を明確にし、解決するための方針及び仮説を立てられる化合物をリード化合物として、その後の最適化の戦略を立案しております。このように、探索の初期段階から代謝安定性や毒性試験等、その後の開発段階で化合物が開発中止になるリスク要因についてはリード化合物の段階で可能な限り明確にし、対策を講じております。

## d) リード化合物最適化

リード化合物の問題点を改善するために、これまでの知識と経験をもとに仮説を立て、実際に複数の新たな化合物をデザインし、合成します。当社では、高い生産性を得るために、合成の最終段階である精製過程を自動で行うシステムを活用することで、新規化合物の合成効率を向上させております。

合成された化合物は、一般的には一つの評価を段階的に実施するところ、当社では、複数を同時に実施することで評価時間を短縮化しております。具体的には、概ね2～3週間以内に試験管レベルでの薬効、選択性、代謝安定性、毒性等、様々な試験を完了することが可能であります。得られたデータは速やかにデータベース化し、次の化合物のデザインに活用します。

このような最適化のプロセスにより問題点が改善されたリード化合物は、ラットやイヌを用いた様々な薬効モデル及び病態モデルで、薬効を評価し、さらに薬物動態（\*）、安全性、物性といった多角的な評価を実施し、優れた開発候補化合物（\*）となるよう最適化を行っております。

## e) 開発化合物決定

最適化のプロセスを通じて創出された複数の開発候補化合物が、対象となる疾患に対して十分に有効であるか、また、前臨床試験に進めるために十分な安全性を有しているか等を詳細に評価し、最終的に最も有望な化合物を選択し、開発化合物として決定します。

## f) 前臨床試験

開発化合物が、臨床試験を実施する上で十分な安全性を有するかどうかを評価するため、GLP（\*）基準での前臨床試験を行います。当社では、薬理、毒性、薬物動態の部門を分けず、研究者がこれらを総合的に評価することにより、質の高い前臨床試験計画を効率的に立案しています。また、外部委託施設との豊富なネットワークを構築しており、試験実施においては、適切な委託施設と適時契約することで、開発計画を遅滞なく進めるよう努めております。

## g) 初期臨床試験（臨床第 相試験・前期臨床第 相試験）

当社では、開発化合物の初期の臨床試験をCRO（Contract Research Organization：開発受託機関）を活用して実施し、その開発化合物の導出を進める鍵となる情報を得て、製薬会社等へ導出を行います。その後、開発化合物は、導出先の企業により開発が継続され、承認申請が行われた後、最終的に医薬品として上市されます。当社で実施する初期の臨床試験では、それぞれのプロジェクトにおいて導出に必須と考えられる開発上重要なデータ（安全性、薬効等）を収集します。特に、初期の臨床試験でデータを得ることが難しい薬効については、可能な限りバイオマーカー（\*）を活用します。

## (B) 当社の研究開発体制

当社は、前身である旧中央研究所の創薬研究に係る主要な機能を引き継いでおります。当社は、研究領域において豊富な知識、経験及びノウハウを有する従業員が在籍するほか、日本ファイザー社より研究機器等の研究設備を譲り受けるなど、国内外の研究機関に引けを取らない創薬研究開発環境が構築されているものと考えております。

## a) プロジェクトを中心としたフラットな研究開発体制

当社の研究開発体制は、プロジェクトを中心とした階層のない組織により運営されており、迅速な意思決定及び業務の遂行を可能にしております。実際の業務の多くは、プロジェクト単位で協議され決定されます。重要な方針に関わる判断が必要な場合は、プロジェクトから執行役員会へ提案が行われ、その決定は速やかにプロジェクト活動に反映されます。



b) IOCNのコンセプトに基づく有効な社内外の資源の活用

当社は、社内外を問わずあらゆる場でIntegrated Open Collaboration Network（IOCN）を実践することを指向しております。具体的には、研究開発人員を一つのプロジェクトに固定することはせず、必要に応じて専門性をもった人材が複数のプロジェクトに関与する体制を構築しており、各自が能力を発揮できる仕事に、自らの意思で責任を持って従事することによりクオリティの高い業務遂行を目指しております。

また、社内の人材では量的あるいは質的に不十分な場合には、外部の専門家を適宜活用しております。現在は、臨床分野に係る外部専門家との顧問契約、大学等研究機関からの顧問の招聘、疼痛疾患、消化管疾患、癌、自己免疫疾患等の分野における研究機関や大学等との共同研究、化合物合成、安全性評価等の分野における外部委託研究等を積極的に活用しております。

この場合、当社は、事業上独占することが必要な知的財産権を除き、その共同研究や委託研究から得られた研究成果については、可能な限りこれらの外部専門家と共有し広く活用することをその方針としております。これは、科学の成果については、その情報を独占することなく広く共有されるべきであり、それにより科学の発展に貢献したいとの考えによるものであります。

このIOCNによる「オープン化」の推進は、創薬プロセスの期間短縮や効率化、経営資源の集中等に寄与しているものと認識しております。

c) 研究・開発・営業活動の一体化

当社においては、探索研究から開発そして導出に至るまで、プロジェクトチームが主体性を持ち、相互に関連して、部門横断的に業務を実施しております。これにより、実施する試験に無駄がなく、かつ必要な情報を随時取得し、これらの結果を適切に導出先企業に提供することを可能としております。

(C) 研究開発ポートフォリオによる展開

当社の研究開発は、創薬の初期段階を担うものであり、少数の限られたプロジェクトに経営資源を集中するのではなく、新たなプロジェクトを継続して創出することにより、研究開発ポートフォリオを拡充し、製薬会社等へ開発化合物を導出していくことに重点を置いたものであります。

医薬品開発は、研究開発のいずれの段階においても、安全性、有効性及び薬物動態並びにその他の開発上の問題から中止される可能性があります。当社においては、探索段階から海外市場において上市済みのものまで、各段階のプロジェクトを保有しており、さらに、自社の探索研究から新たな開発化合物を継続して創出する能力を備えていることから、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオを拡充するとともに、開発リスクを低減し、より安定した事業の遂行を図りたいと考えております。

本書提出日現在の当社の研究開発ポートフォリオとしては、開発段階のプロジェクト8件（開発化合物別）、探索段階（リード化合物特定以前を除く）のプロジェクト7件、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を有するプロジェクト1件（海外既承認薬）を有しております。導出済みプロジェクト等としては、5件を製薬会社等に対して導出済み（再許諾済みの1件を含む）であり、また、1件を製薬会社等に対して当社が保有していた契約上の権利を実質的に譲渡済みであります。さらに、特定のイオンチャンネルプロジェクト1件について、製薬会社と共同研究を行っております。

なお、当該プロジェクトの大半は、当社設立時に米国ファイザー社より譲り受けたものでありますが、その多くは当社の前身である旧中央研究所において創出されたものであります。

各研究開発プロジェクトの概況については、後述の「(2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ」をご参照ください。

## 営業（導出）活動

### （A）導出戦略

当社の営業活動は、前臨床試験及び臨床試験を通じて、ヒトにおける安全性及び有効性が評価可能となった段階にて、開発化合物を製薬会社へ導出することを基本としております。しかしながら、近年、各製薬会社等においては医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発化合物を、研究開発の段階を問わず、外部の創薬ベンチャー企業や研究機関等に求めるケースが増加していることから、当社は、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオのすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しております。

また、当社の研究開発ポートフォリオは、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、一方では、それに捉われることなく、各プロジェクトの特性と顧客である製薬会社等のニーズに応じて、日本・東アジア・欧州等の地域毎の導出、あるいは剤形（経口剤、注射剤、局所用途剤）毎の導出、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

### （B）営業（導出）体制

当社における導出活動の主管は事業開発部門であります。開発化合物の導出活動においては、導出候補先における開発化合物の的確な理解及び評価や提案等が不可欠であり、当該部門のみならず、研究開発、知的財産権及び情報技術の各部門とも密接な協力体制を構築しております。また、医薬品の導出に知見・人脈を有する外部専門家の活用により、導出体制の強化を図っております。

開発化合物の導出には、導出候補先における評価・検討等を含めて長期間を要するものであります。当該過程においては、複数の製薬会社等と導出交渉を行っておりますが、当社導出プロジェクトの交渉優先順位は様々な要因により変化するものであります。また、交渉相手の状況やニーズについても、企業再編、研究重点領域の変更、開発化合物の開発中止決定等の社内環境の変化、社内組織の変更による意思決定者の交代等により絶えず変動するものであります。

当社では、上述の全社連携により対応を図るとともに、きめ細かく情報を取得・分析し、定期的開催する事業戦略推進会議において、重点的営業対象、アプローチ戦略の緻密化等を検討のうえ決定し、効率的かつ迅速的な営業活動を推進しております。

### 当社の収益

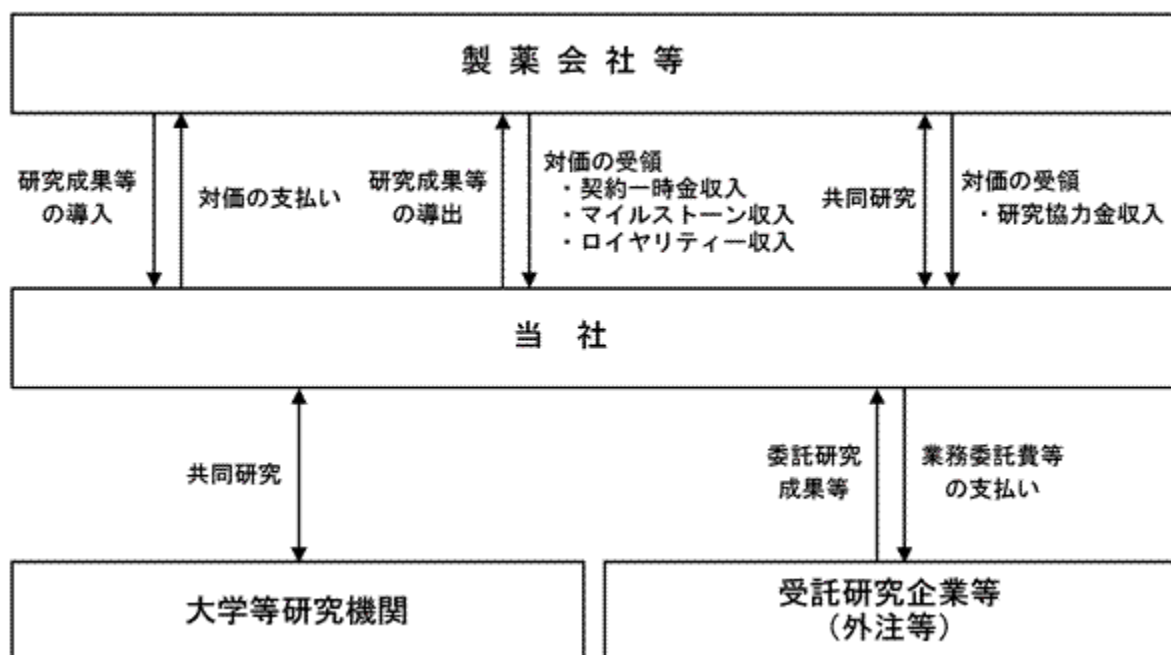
当社の収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物を製薬会社等に導出することにより獲得するものであり、導出契約締結時において研究開発成果の対価としての契約一時金収入、あらかじめ設定された開発段階に到達したときに受領するマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に対してあらかじめ定められた一定料率の金額を受領するロイヤリティー収入等があります。また、これらの研究開発を製薬会社等との共同研究によって行うことにより、共同研究の開始に伴って、又は、研究開発の進行又は期間に応じて、研究協力金収入を得る場合もあります。

当社の収益計上は、上述のような段階を経ることが一般的であります。具体的には導出契約締結時に個別に決定されます。また、導出後における研究開発は導出先企業にて長期間に及ぶものであるため、その過程において問題が生じた場合には、当初契約において想定した収益を獲得することが困難となる場合もあります。

収 益	内 容
契約一時金収入	契約締結時に、当社が提供するそれまでの研究成果の対価等として受け取る収入
マイルストーン収入	契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）に応じて受け取る収入
ロイヤリティー収入	医薬品の上市後に販売額の一定料率を受け取る収入
研究協力金収入	共同研究で設定された条件に従って、共同研究の開始に伴い当社のそれまでの研究成果を提供する対価等として受け取る収入及び共同研究の期間中に提供する役務等の対価等として受け取る収入

### 事業系統図

当社の事業の系統図は、以下のとおりであります。



## (2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ

### 当社の研究開発対象領域

当社は、前身である旧中央研究所時代から引き続き、主として疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の中核として位置付けており、当該領域における経験豊富な人材を維持し、ノウハウを蓄積しているものと考えております。

当該2つの事業領域に関して、医薬品としての全世界の市場規模は拡大傾向にあります。当社は、今後も両疾患領域は市場成長が見込まれるものと想定しており、これら領域を重点領域として研究開発を推進していく方針であります。

また、当該2領域以外にも、当社のプロジェクトが関連する周辺領域や適応症の拡大等により研究開発対象領域の拡大も進めております。現在は、EP<sub>4</sub>拮抗薬の癌疾患領域への適応症の拡大や5-HT<sub>4</sub>部分作動薬のアルツハイマー病疾患領域への適応症の拡大等、付加価値の向上を図っております。

### (A) 疼痛疾患領域

疼痛疾患は、様々な病気や怪我に伴って発生します。治療の観点からは、疼痛疾患の原因である病気や怪我の治療も重要であります。クオリティー・オブ・ライフ（QOL）（\*）を著しく低下させる疼痛疾患そのものへの対処も重要であります。

疼痛疾患の原因は、組織の損傷・炎症、神経系の損傷等多岐に亘ります。また、慢性疼痛疾患の場合には、複数の要因が関与している場合も多く、的確な診断とそれに応じた治療が必要となります。

疼痛疾患の治療薬においては、オピオイド鎮痛薬（\*）や非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）（\*）が広く処方されております。オピオイド鎮痛薬は、重度の急性疼痛疾患あるいは慢性疼痛疾患の治療にも処方されておりますが、依存性、耐薬性、重篤な便秘を引き起こす等の副作用の懸念があるため、安全に使用するには注意が必要になります。NSAIDsは、軽度から中等度の疼痛疾患に有効な治療薬であります。消化管障害及び腎障害に対する副作用の懸念があり、また、長期服用の場合には、心血管系の副作用のリスクが増大する可能性が示唆されております。

また、神経の損傷によって生じる神経因性疼痛の治療には、神経伝達物質抑制剤や抗うつ薬・抗けいれん薬等の治療薬が処方されておりますが、鎮痛効果が十分に得られない場合があり、めまい、ふらつき、心機能への副作用も懸念されており、適切な治療法や治療薬が不足している状況にあります。

このような状況の中、鎮痛効果が高く、消化管障害等の副作用が少なく、さらに、長期間使用した場合の安全性にも問題がない新しい疼痛疾患治療薬が求められていることから、疼痛疾患領域には大きな市場のニーズとそれに伴う事業機会が存在すると考えております。

### (B) 消化管疾患領域

消化管疾患は、感染に伴う炎症、心的ストレス、加齢等の要因の組み合わせによって発生し、人々が健康的に食事を摂り、適切に排泄するという機能に影響を与え、QOLを著しく低下させる大きな原因となります。代表的な消化管疾患としては、胃食道逆流症（GERD）（\*）、機能性胃腸症（FD）（\*）、過敏性腸症候群（IBS）（\*）、炎症性腸疾患（IBD）（\*）等が挙げられます。

また、代表的な治療薬としては、ヒスタミン<sub>2</sub>受容体拮抗薬、プロトンポンプ阻害薬（PPI）（\*）等の胃酸分泌抑制薬、胃腸の運動を亢進あるいは抑制する消化管運動調節薬等があり、場合によってはストレスを軽減するための抗うつ薬、抗不安薬等も用いられます。

中でも、安全性・有効性ともに優れたプロトンポンプ阻害薬は、現在最も広く処方されております。しかし、プロトンポンプ阻害薬にも、最大効果の発現までに時間がかかる、夜間の胃酸分泌が十分に抑制されない、効果が食事のタイミングに影響を受けやすい等の課題があり、これらの点を改善した胃酸分泌抑制薬が望まれております。また、消化管運動改善薬についても、心血管系に対する副作用が少なく、胃腸の運動に優れた薬効を示す新しい治療薬が望まれております。

このような状況の中、安全性・有効性ともに優れた胃酸分泌抑制薬及び消化管運動改善薬が求められていることから、消化管疾患領域には大きな市場のニーズとそれに伴う事業機会が存在すると考えております。

当社のポートフォリオ及び研究開発の状況

当社の研究開発ポートフォリオは、「開発プロジェクト」、「探索プロジェクト」及び「国内開発・販売権保有プロジェクト」に区分され、本書提出日現在の状況は、以下のとおりであります。

(A) 開発プロジェクト

本書提出日現在、開発段階にあるプロジェクトは、以下のとおりであります。以下のプロジェクトは、平成20年7月以降に米国ファイザー社より譲り受けたものでありますが、当社が全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

なお、以下のプロジェクトのうち、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007及びRQ-00000008）及びシクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬（RQ-00317076）に関しては、当社が獲得した収益の一定料率を米国ファイザー社に支払う旨が契約により定められております。

プロジェクト	化合物コード	適応症	開発段階	導出状況
EP <sub>4</sub> 拮抗薬	RQ-00000007	慢性炎症性疼痛	米国ファイザー社にて、 前期臨床第 相試験を終了	丸石製薬株式会社 Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
		急性痛、炎症、 自己免疫疾患、 アレルギー、癌	当社にて、各適応症に係る前 臨床試験を実施中（注）2	
	RQ-00000008	慢性炎症性疼痛、 急性痛、炎症、 自己免疫疾患、 アレルギー、癌	当社にて、各適応症に係る前 臨床試験を実施中	
シクロオキシゲ ナーゼ-2（COX-2） 阻害薬	RQ-00317076	急性痛	米国ファイザー社にて、 前期臨床第 相試験を終了	
グレリン受容体 作動薬	RQ-00000005	脆弱	米国ファイザー社にて、 前期臨床第 相試験を実施 他適応症開発のため、開発を 保留	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)
		胃食道逆流症	米国ファイザー社にて、 臨床第 相試験を終了	
5-HT <sub>4</sub> 部分作動薬	RQ-00000009	アルツハイマー病	当社にて、前臨床試験を 実施中（注）2	
	RQ-00000010	胃食道逆流症	当社にて、前臨床試験を 実施中	
アシッドポンプ 拮抗薬	RQ-00000004	胃食道逆流症	当社にて、臨床第 相試験を 実施中	CJ CheilJedang Corporation (韓国)
	RQ-00000774	胃食道逆流症	当社にて、前臨床試験を実施 中	

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 米国ファイザー社において、他の適応症に係る臨床第 相試験を終了しております。

3. 導出済みプロジェクトの詳細については、「 当社の導出済みプロジェクト等（A）導出済みプロジェクト」をご参照ください。

a) EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛を主たる適応症として旧中央研究所にて創出された後、米国ファイザー社において前期臨床第 Ⅲ 相試験が終了しております。その後の平成20年7月に、当社は、米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。

慢性炎症性疼痛の代表的な疾患である変形性関節症（\*）の患者数は、高齢化社会の進展に伴い増加の一途をたどっており、高齢者が安全に長期服用できる消炎鎮痛薬が望まれております。炎症性疼痛には、プロスタグランジンE<sub>2</sub>（PGE<sub>2</sub>）（\*）が関与しており、消炎鎮痛薬として汎用的に使用されている非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）及びシクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬（\*）は、PGE<sub>2</sub>の生成を阻害することにより鎮痛作用をもたらすものであります。一方、EP<sub>4</sub>拮抗薬は、生成したPGE<sub>2</sub>の作用を阻害することにより鎮痛作用を示すものであります。

米国ファイザー社における前期臨床第 Ⅲ 相試験の結果、本開発化合物が変形性関節症の痛みに対して、NSAIDsの一つであるナプロキセンと同等の鎮痛効果を持つことを確認し、EP<sub>4</sub>拮抗薬がヒトにおいて鎮痛作用を持つことが明らかになっております。また、米国ファイザー社は、内視鏡を用いた臨床試験により、本開発化合物の胃腸障害性はナプロキセンより明らかに低いことも確認しております。さらに、本開発化合物は、NSAIDs及びCOX-2阻害薬の長期投与で懸念される心血管系の副作用を持たないと考えられております。

上述のとおり、本開発化合物に係る前期臨床第 Ⅲ 相試験は終了しており、一定の効果効能等が確認されておりますが、当社は、本開発化合物について、急性痛、自己免疫疾患、アレルギー及び癌治療薬への適応拡大も視野に入れ、各適応症に係る前臨床試験を実施しております。特に、急性痛の治療薬としては、手術後の疼痛治療薬を想定しており、NSAIDsで問題となる出血のリスクが軽減されるメカニズム上の特徴を持っております。

b) EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000008）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛を主たる適応症として旧中央研究所にて創出された後、米国ファイザー社において前臨床試験段階にありました。その後の平成20年7月に、当社は、米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。

本開発化合物は、先行するEP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）とは異なる特徴を持った化合物であり、飲み薬として効率良く体内に取り込まれます。動物を用いた炎症性疼痛試験においては、非常に低用量で鎮痛効果を示しており、各種の毒性試験（\*）においても、臨床開発を進める上で問題となる所見は現時点では認められておりません。

当社においては、慢性炎症性疼痛を適応症とした臨床第 Ⅲ 相試験に入るために必要な前臨床試験を実施するとともに、自己免疫疾患、アレルギー、癌治療薬としての適応拡大を視野に入れた試験を追加実施しております。

特に、癌治療薬としての研究開発については、胃癌を発症した実験動物を用いた治療試験において、本開発化合物が癌組織を顕著に縮小させる作用を持つことを確認しており、現在、当社において特許を出願中であります。

一般的に、EP<sub>4</sub>拮抗をメカニズムとする薬剤は、既存の抗癌剤と比較して副作用が著しく少なく、血管新生阻害や癌の転移阻害も報告されていることから、進行癌の治療の他に、外科手術後の再発予防効果も期待できると当社は考えております。さらに、既存抗癌剤の多くで、適応癌種が限られているのに対して、本開発化合物は、胃癌、大腸癌、肺癌、前立腺癌等多くの主要な癌種に効果を示すことが確認されており、今後の臨床試験を通して、全く新しいタイプの癌治療薬になると考えております。現在、抗癌剤としての可能性と特徴をより明確にするため、様々な癌に対する動物試験を実施しております。また、当社では、免疫疾患治療薬としての適応拡大も視野に入れ、研究開発を行っております。

## c) シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076)

本開発化合物は、急性疼痛を主たる適応症として米国ファイザー社において創出された後、米国ファイザー社において抜歯術後疼痛患者を対象とした前期臨床第 相試験が終了しております。その後の平成23年5月に、当社は、米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。

シクロオキシゲナーゼ (COX) は、生体内で種々の重要な機能を果たすプロスタグランジンを合成する酵素でありCOX-1とCOX-2という2種類のタイプが知られております。COX-1は、生体内に恒常的に発現しており、消化器等における生体機能の維持に関わっているのに対し、COX-2は、特に炎症、疼痛、癌等の病態時に特異的に発現が誘導されるCOXの一種であり、これらの病態の発生・維持に関与します。COX-2阻害薬は、COX-2の作用を選択的に阻害することによりこれらの病態を治療する薬剤であり、COX-1とCOX-2をともに阻害する非ステロイド性抗炎症薬 (NSAIDs) と同様の目的で使用されております。

本開発化合物は、米国ファイザー社が世界的に販売しておりますセレコキシブ (商品名: セレブレックス) を始めとする既存薬とは異なる基本構造をもつCOX-2阻害薬であります。米国ファイザー社における前期臨床第 相試験の結果、本開発化合物が抜歯術後疼痛に対して、既存の第一選択薬であるNSAIDsの一つで強い鎮痛効果を示すイブプロフェンより強い鎮痛作用を示すことが明らかになっております。また、本開発化合物は、前臨床試験において既存のCOX-2阻害薬及びNSAIDsで懸念とされる腎障害性が低いことが確認されております。

以上のことから、当社は、強い鎮痛作用と腎臓への高い安全性を持つ本開発化合物は術後の疼痛治療等において、飲み薬及び注射剤で強力かつ有用な治療薬になると期待しております。また、既存薬とは化合物特性が異なるCOX-2阻害薬の新たな選択肢となる可能性があると考えられております。

## d) グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005)

本開発化合物は、米国ファイザー社において創出された後、臨床第 相試験を経て、高齢者の脆弱、心不全、線維筋痛症 (全身の耐え難い慢性的持続的な痛みを症状とする) を適応症として臨床第 相試験が実施されました。高齢者の脆弱では薬理作用が確認されたものの、心不全及び線維筋痛症では臨床試験で十分な有効性が示されませんでした。しかしながら、それらの試験においてその後の開発に障害となる安全性の懸念がなかったことや、実験動物を用いた試験において消化管運動促進が観察されたことから、胃食道逆流症 (GERD) を主たる適応症とした開発が開始され、高齢者の脆弱に対する開発は保留されました。また、米国ファイザー社は、その後の臨床第 相試験において、健康人における食道逆流の減少を確認いたしました。本開発化合物のこれらの特性から、当社は複数の消化管疾患への適用の可能性がある判断し、平成21年10月に米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。

GERDとは、胃酸によって酸性化された胃内容物の食道内への逆流が原因で起こる病態であり、下部食道の粘膜傷害や胸焼け等の不快な自覚症状を呈する疾患とされております。発症には、下部食道括約筋 (LES) 圧 (＊) の低下、食道運動機能の低下及び胃排出遅延等が関与していると言われており、消化管運動機能改善薬はその病態を改善する合理的治療法と考えられております。

グレリンは、胃から分泌される成長ホルモン分泌促進ペプチドであり、摂食、消化管運動、胃酸分泌等の促進作用、また、心機能の改善作用等、様々な生理作用を示します。臨床試験において、消化管運動促進、食欲亢進、除脂肪体重 (体脂肪を除いた体重) の増加等の作用がみられていることから、本開発化合物は、脆弱、GERD等、様々な適応症への適用の可能性があると考えられております。

なお、当社は、米国において、グレリン受容体作動薬一般の用途特許を保有していることから、Shire AG (スイス) に対し、一定の対価と引換えに、本開発化合物及びその関連化合物以外のグレリン受容体作動薬に係る当該用途特許の米国内における非独占的な使用権を許諾しております。

e) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-0000009）

本開発化合物は、GERDを主たる適応症として旧中央研究所にて創出された後、米国ファイザー社において前期臨床第 相試験が終了し、GERD治療における有効性を確認いたしました。

当社では、本開発化合物が脳に効率良く移行する性質に着目し、脳機能不全を原因とするアルツハイマー型老年認知症（アルツハイマー病）疾患の適応症に高い可能性があるかと判断し、平成20年7月に米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。

アルツハイマー病は、記憶・認知機能の低下や人格の変化を主な症状とする病気であり、患者とその家族までもが著しいクオリティー・オブ・ライフ（QOL）の低下を強いられることから、有用な治療薬が社会的に求められております。現在は、アセチルコリンエステラーゼ阻害薬（\*）を用いた治療が主流であります。その効果は、病気の進行を一時的に遅らせるに留まり、病気と症状を根本的に治癒・改善するには至っておりません。

当社では、動物を用いた薬理的評価を実施し、本開発化合物が、認知機能への関与が認められている脳内アセチルコリン（\*）を増加させ、記憶・認知機能の改善に有効であること及びアルツハイマー病を発症させる根本原因と考えられている脳内アミロイド（\*）の蓄積が本開発化合物の投与により減少することを確認しております。これらの試験結果から、本開発化合物は認知機能改善作用に加え、病気を根本から治療し症状を改善できる可能性があるかと当社は考えております。アルツハイマー病治療薬は、これまでの対症療法的な治療から、本開発化合物に代表されるような病態改善作用を持つ治療薬に移行する傾向にあり、本開発化合物はその最先端にある化合物の一つと言えます。

現在、当社において前臨床試験を実施し、アルツハイマー病に対する有効性を証明することを目的とした動物試験による研究開発を行っております。

f) 5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-0000010）

本開発化合物は、平成20年7月に米国ファイザー社から譲り受けた旧中央研究所のプロジェクトから、GERDを主たる適応症とする開発化合物として独自に創出したものであります。

現在GERDの治療には、胃酸分泌を調整するためにプロトンポンプ阻害薬が広く処方されております。しかし、プロトンポンプ阻害薬には、最大効果の発現までに時間がかかる、夜間の胃酸分泌が十分に抑制されない、効果が食事のタイミングに影響を受けやすい等の課題があります。

一方、GERDの発症には、前述のとおり下部食道括約筋圧の低下、食道運動機能の低下及び胃排出遅延等が関与していると言われており、このような病態を改善する薬剤もまた、GERDの有望な治療薬になると考えられます。本開発化合物は、消化管運動機能改善作用を持つ薬剤であり、プロトンポンプ阻害薬により十分な改善がみられないGERDの症状に対しても、有効な治療薬となることを当社は期待しております。

動物を用いた薬効薬理試験（\*）において、本開発化合物は、胃運動亢進及び胃排出促進作用を持つことが示されております。また、1ヶ月に亘る反復投与毒性試験及び心血管系安全性薬理試験においては、QT延長（\*）作用を示さないことが確認されており、その薬効用量と毒性用量の比で示されるQT延長作用に対する安全係数は100万倍以上にもなります。

以上のことから、本開発化合物は、ヒトにおいて心疾患系に悪影響を与えることなく、GERDの症状改善を示す有効な消化管運動機能改善薬となる可能性があるかと当社は考えております。

臨床第 相試験に入るために必要な毒性試験を終了しており、治験薬の製造及び臨床第 相試験の準備を開始しております。



## g) アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）

開発化合物（RQ-00000004）は、GERDを主たる適応症として旧中央研究所で創出されたものであり、当社は、平成20年7月に米国ファイザー社よりこれを譲り受けております。また、開発化合物（RQ-00000774）は、RQ-00000004のバックアップ化合物として当社において創出したものであります。

アシッドポンプ拮抗薬は、プロトンポンプ阻害薬と同様に、胃壁細胞に存在するプロトンポンプに作用し胃酸分泌を抑制する作用を有しますが、その作用機序（薬が体内で効果を発揮する仕組み）は異なります。プロトンポンプ阻害薬は、プロトンポンプに共有結合してポンプの働きを阻害します。一方、アシッドポンプ拮抗薬は、プロトンポンプの働きに必要なカリウムイオンの結合を競合的に阻害することにより、ポンプの働きを阻害するものであり、それは、プロトンポンプ阻害薬とは異なり、胃酸によって活発になったポンプだけでなく、静止時のポンプにも作用するものであります。

これらの作用機序の違いにより、プロトンポンプ阻害薬ではGERD疾患の症状を十分に改善できないことが知られている一方、アシッドポンプ拮抗薬は、服用直後の数時間で症状が改善できる、就寝前の服用により夜間の胸焼け症状が改善できる、食事に関わりなく服用し効果が期待できる、重度の病状にも効果が期待できる等、有効性・安全性ともに優れた効果を発揮することを当社は期待しております。

二つの開発化合物（RQ-00000004及びRQ-00000774）は、実験動物を用いた試験により、投与後速やかに強力な胃酸分泌抑制作用を示すことが確認されており、GERDの症状改善により高い有効性を示す可能性があると当社は考えております。

当社は、RQ-00000004について、平成22年8月に米国にて臨床第 相試験を開始しております。本書提出日現在、単回投与試験において、RQ-00000004を服用した後、速やかに胃内pHが上昇すること、就寝前の服用で夜間の胃内pH上昇が朝まで持続されること、食事のタイミングに関わらずに服用後に胃内pHが上昇すること等、プロトンポンプ阻害薬とは異なる有効性を示す臨床試験成績を得ております。また、同試験において、その安全性及び忍容性を示す成績も得ております。なお、RQ-00000774については、前臨床試験を実施しております。

## (B) 探索プロジェクト

本書提出日現在、探索段階にあるプロジェクトは、以下のとおりであります。当社は、これらのプロジェクトに関して全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

プロジェクト	化合物コード	適応症	研究段階	導出状況
5-HT <sub>2B</sub> 拮抗薬	RQ-00310941	過敏性腸症候群	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	
CB <sub>2</sub> 作動薬	RQ-00202730	過敏性腸症候群	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	
モチリン受容体作動薬	RQ-00201894	機能的胃腸症	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	
Nav1.3ナトリウムチャンネル遮断薬	RQ-00203066	神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	
TRPM8遮断薬	RQ-00203078	神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の最適化を完了し、開発化合物の創出に向けた研究開発を実施中	
T型 (Cav3.2) カルシウムチャンネル遮断薬		神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の特定を完了し、その最適化に向けた研究開発を実施中	
Nav1.7ナトリウムチャンネル遮断薬		炎症性疼痛 神経因性疼痛	当社にて、リード化合物の特定を完了し、その最適化に向けた研究開発を実施中	

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。但し、上記の表では、リード化合物の最適化が完了し、特定の化合物が開発候補としての評価に入った段階のプロジェクトのみ、化合物コードを記載しております。

2. 上記は、本書提出日現在において、リード化合物最適化段階以降にあるプロジェクトを記載しており、上記以外にも複数の早期プロジェクトを推進しております。

3. 当社は、特定のイオンチャンネルプロジェクトについて、Eli Lilly and Companyと共同研究を行っております。詳細については、「当社の導出済みプロジェクト等 (D) 共同研究プロジェクト」をご参照ください。

a) 5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬（RQ-00310941）

本プロジェクトは、旧中央研究所の研究開発を承継し、過敏性腸症候群（IBS）を主たる適応症として探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

IBSは、その症状を説明し得る器質的疾患（\*）がないにも関わらず、主として下部消化管の機能異常により腹痛・腹部不快感と下痢、便秘等の便通異常を主症状として誘発し、これらの症状が長期間繰り返し起こる疾患であります。IBSに対する治療は、腹痛に対しては、抗れん縮薬や抗コリン薬、下痢に対しては、止痢薬や吸水性高分子化合物等が処方されておりますが、より有効性及び安全性に優れた治療満足度の高いIBS治療薬が求められているのが現状であります。

本開発候補化合物は、5-HT<sub>2B</sub>受容体に対する親和性が高く、内臓知覚過敏モデル（腹痛の不快感を検証するモデル）のラットを用いた試験において、明確な鎮痛作用が確認されております。また、ストレス誘発排便亢進モデル（下痢症状を誘発したモデル）のラットを用いた試験における抑制効果を確認しており、ラットの正常状態における消化管運動には影響が少ないことを確認しております。

以上のことから、本プロジェクトにおいては、下痢症状をもつIBSの患者に対し、腹痛や便通異常の改善等に優れた治療効果があり、また過度の消化管運動機能抑制に伴う便秘等の副作用の少ない治療薬の開発を目指しております。

b) CB<sub>2</sub>作動薬（RQ-00202730）

本プロジェクトは、旧中央研究所の研究開発を承継し、IBS疾患を主たる適応症として探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

カンナビノイドCB<sub>2</sub>受容体は、末梢知覚神経に発現し、痛みのシグナル伝達に関与しております。また、免疫細胞や炎症系細胞にも存在しており、炎症症状を引き起こし、炎症を悪化させるタンパク質・炎症性サイトカインの産生制御に関与していることが知られております。

本開発候補化合物は、これらのカンナビノイドCB<sub>2</sub>受容体に作用することにより、IBSに伴う腹痛や下痢を改善するものと当社は期待しております。その効果としては、IBSモデルの実験動物を用いた試験により、内臓痛を抑制し排便亢進を正常化する作用が確認されております。また、カンナビノイド受容体にはCB<sub>1</sub>及びCB<sub>2</sub>という2つの型の存在が知られておりますが、本開発候補化合物は、カンナビノイドCB<sub>2</sub>受容体に選択的に作用し、カンナビノイドCB<sub>1</sub>受容体に対する活性はほとんど見られません。この特性から、脳内のカンナビノイドCB<sub>1</sub>受容体を介するとされる精神興奮作用や幻覚等の副作用を示さないと当社は考えております。

以上のことから、本プロジェクトにおいては、IBSの腹痛及び下痢症状の患者に対して優れた有効性を示し、さらに安全性の高い治療薬の開発を目指しております。

## c) モチリン受容体作動薬（RQ-00201894）

本プロジェクトは、旧中央研究所の研究開発を承継し、機能的胃腸症（FD）疾患を主たる適応症として探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

FDは、器質的疾患は認められないものの、胃痛、胃部不快感、吐き気等の上部消化器症状を伴うものであり、かつて日本国内では神経性胃炎や慢性胃炎という病名で診断されてきたものであります。機能的消化管障害の世界的な診断基準であるRome（\*）によると、FDは、胃もたれと早期膨満感を主とする食後愁訴症候群と上腹部の痛みを主とする心窩部痛症候群に分類されます。また、FDは複合的な原因によって引き起こされるとされ、胃・十二指腸運動機能の異常も原因の一つと考えられております。胃食道逆流症（GERD）については、上述（A）のd）グレリン受容体作動薬で述べられているとおり、消化管運動機能との関わりがあるとされております。これらの疾患の治療には、消化管機能改善薬及び胃酸分泌抑制剤が用いられておりますが、有効性と安全性のバランスがとれた消化管機能改善薬の選択肢は限られているというのが現状であります。

モチリンは、空腹期の消化管運動をつかさどる消化管ホルモンであり、胃排出を促進することが知られております。このことから、モチリン受容体作動薬は、FDやGERDの患者の胃及び十二指腸の協調的な運動を亢進し、症状を改善すると考えております。

当社は、実験動物を用いた試験で優れた消化管運動亢進作用を確認しており、本プロジェクトにおいては、FDやGERDの治療薬として高い有効性を示す治療薬の開発を目指しております。

## d) Nav1.3ナトリウムチャンネル遮断薬（RQ-00203066）

本プロジェクトは、旧中央研究所の研究開発を承継し、神経因性疼痛を主たる適応症として探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

神経因性疼痛とは、損傷した神経の支配領域に感覚低下やしびれ感がみられたり、その部位が痛んだりする状態であり、日常生活ではあまり経験しないような性質の痛みを伴う難治性の疼痛であります。神経の障害により生じる神経因性疼痛は、炎症等の損傷から治癒した後も痛みが残り、自発痛を生じ、かつ、非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）やモルヒネに抵抗性を示すことが知られております。現在、欧米をはじめ海外ではガバペンチンやプレガリン等の治療薬が、糖尿病性神経障害や帯状疱疹後神経痛（\*）等の神経因性疼痛疾患に広く処方されておりますが、疼痛自身には様々な要因が存在するため、既存の治療薬では十分な薬効が見られないこともあり、すべての患者が満足のいく治療を受けているわけではありません。

Nav1.3ナトリウムチャンネルは、電位依存性ナトリウムチャンネルの一種で、細胞内外の電位変化に応じてチャンネルを開口して、ナトリウムイオンを細胞内に透過させる膜タンパク質であります。現在9種類（Nav1.1～Nav1.9）の電位依存性ナトリウムチャンネルが知られており、中でも、当社が探索研究を進めるNav1.3ナトリウムチャンネルは、神経損傷等による神経因性疼痛発症時に痛みの伝達経路で特異的に発現が増大し、痛みの伝達に深く関与していることが知られております。

以上のことから、その選択的な遮断薬は痛みの伝達のみを特異的に抑制するものと当社は考えており、本プロジェクトにおいては、副作用の少ない画期的な鎮痛薬の開発を目指しております。

なお、本プロジェクトは、Nav1.7ナトリウムチャンネル遮断薬プロジェクトと共通の電気生理学的技術手法による評価方法を利用して進めております。

e) TRPM8遮断薬（RQ-00203078）

本プロジェクトは、神経因性疼痛を主たる適応症として当社にて探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

TRPM8は、膜タンパク質の一種で、後根神経節（\*）や三叉神経節（\*）の小径から中径の感覚神経細胞に発現して、冷刺激あるいは人に冷感を起こさせるメントール（ミントの成分）に対して選択的に反応するものであります。

以上のことから、本プロジェクトにおいては、神経因性疼痛の中でも特に冷刺激に対して生じる痛みを特異的に阻害する効果のある開発化合物の創出を目指しております。

またTRPM8は、過活動膀胱症状を有する患者の膀胱において有意な発現の上昇が認められるとの報告等から、過活動膀胱症への適応の可能性もあると、当社は考えております。

f) T型（Cav3.2）カルシウムチャネル遮断薬

本プロジェクトは、神経因性疼痛を主たる適応症として当社にて探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

T型カルシウムチャネルとは、電位依存性カルシウムチャネルの一種で、膜内外の電位差を感知して開閉することで細胞内にカルシウムイオンを浸透させる膜タンパク質であり、現在、5種類（T、L、N、P/Q、R）の電位依存性カルシウムチャネルが知られております。中でも、当社が探索研究を進めるT型カルシウムチャネルは、神経損傷等による病態時に、痛みの伝達経路で特異的に発現が上昇するため、痛みの伝達に深く関与していることが知られております。

当社は、本プロジェクトにおいて、既存の神経因性疼痛治療薬と同等以上の薬効に加え、心血管系への影響が少なく、中枢性の副作用が軽減された開発化合物の創出を目指しております。

g) Nav1.7ナトリウムチャネル遮断薬

本プロジェクトは、炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症として当社にて探索研究に取り組んでいるものであり、現在、開発化合物の創出に向けて研究を推進しております。

Nav1.7ナトリウムチャネルは、Nav1.3ナトリウムチャネルと同様に電位依存性ナトリウムチャネルの一種で、細胞内外の電位変化に応じてチャネルを開閉して、ナトリウムイオンを細胞内に透過させる膜タンパク質であります。現在知られている9種類（Nav1.1～Nav1.9）の電位依存性ナトリウムチャネルの中で、当社が探索研究を進めるNav1.7ナトリウムチャネルは、唯一、ヒトにおける遺伝的な変異と痛みとの重要な関連性が報告されております。

以上のことから、その選択的な遮断薬は画期的な鎮痛薬に成り得るものと当社は考えており、本プロジェクトにおいては、選択性が高く副作用の少ない開発化合物の創出を目指しております。

なお、本プロジェクトは、Nav1.3ナトリウムチャネル遮断薬プロジェクトと共通の電気生理学的技術手法による評価方法を利用して進めております。

## (C) 国内開発・販売権保有プロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて上市されている以下の製品について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けており、本対象疾患領域を事業領域としている。又は本対象疾患領域への進出を予定している日本国内の製薬会社等への導出に向け、活動を展開しております。

一般名	分類	作用機序	適応症 (米国)	剤形	<参考> 海外開発状況 (欧米製品名)	導出状況
アニデュラ ファンギン	キャンディン 系抗真菌剤	1,3-β-D- グルカン 合成阻害	カンジダ症	注射剤	上市済(欧米他) (Eraxis/Ecalta)	

## a) アニデュラファンギン (RQ-00000001)

本製品は、カンジダ症に対する治療薬として、既に欧米やアジア等51ヶ国で承認されており、うち40ヶ国で既に上市、残りの11ヶ国においても上市準備を行っております(平成22年6月現在)。

カンジダ症とは、カンジダ属の真菌(カビの一種)による全身性あるいは局所感染症(深在性真菌症)であり、全身に感染すると死に至る頻度が高い重篤な疾患であります。本製品は、エイズ、癌、骨髄移植等の疾患や治療に伴い免疫機能が低下した患者、あるいは重篤な怪我や全身火傷等が原因でカンジダに感染した患者に処方されます。

深在性真菌症治療薬には3系統の医薬品が上市されており、本製品の属するキャンディン系薬剤は、他系統の薬剤が持つ重篤な副作用や様々な使用制限等の問題点を解決した治療薬として開発された最も新しい系統の薬剤であります。日本市場では、同系統の薬剤として既に上市されているミカファンギンが使いやすい薬との評価を得ておりますが、本製品は、キャンディン系他剤を上回る安全性とカンジダ症に対する同等の薬効を有しているものと当社は考えております。

また、海外における本製品の適応症はカンジダ症のみであります。本製品はアスペルギルス属に対する抗真菌活性も持ち、アスペルギルス感染症モデル動物を用いた試験においても、その有効性が示されております。以上のことから、本製品の国内での臨床開発においては、アスペルギルス感染症治療の適応拡大も視野に入れております。

当社の導出済みプロジェクト等

当社のポートフォリオは、「導出済みプロジェクト」、「権利再許諾済みプロジェクト」、「権利譲渡済みプロジェクト」及び「共同研究プロジェクト」に区分され、本書提出日現在の状況は、以下のとおりであります。

なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

(A) 導出済みプロジェクト

本書提出日現在、製薬会社等に導出済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	導出先	剤形	対象		想定 適応症	地域	導出先における 研究開発段階
				ヒト	動物			
EP <sub>4</sub> 拮抗薬	RQ-00000007	丸石製薬株式会社	注射剤			術後疼痛 癌性疼痛	日本及び東アジア（中国・韓国・台湾）	前臨床試験
		Aratana Therapeutics, Inc.（米国）				急性疼痛 慢性疼痛	全世界（但し、注射剤については日本、中国、韓国、台湾を除く）	臨床試験
グレリン受容体 作動薬	RQ-00000005	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）				体重減少 食欲不振	全世界	臨床試験
アシッドポンプ 拮抗薬	RQ-00000004 RQ-00000774	CJ CheilJedang Corporation（韓国）				消化管疾患	韓国、中国（香港を含む）及び台湾	前臨床試験

a) EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）

ア) 丸石製薬株式会社への導出

当社は、平成22年8月、丸石製薬株式会社（以下、「丸石製薬」という。）との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての製品化に向けた導出契約を締結しております。

丸石製薬は、麻酔薬や鎮静剤等、周術期の医薬品の製造・販売に強みを持っており、特に麻酔薬では確固とした地位を得ている同社との契約により、臨床開発のスピードアップと充実を図ることができるとともに、当社の中長期的な事業基盤を強化できる可能性があると考えております。

当該契約により、日本及び東アジア（韓国・中国・台湾）地域において独占的にヒト用及び動物用医薬品としての開発、販売及び製造を行う権利を同社に付与しております。また、当社は、丸石製薬に原薬が円滑に供給されるよう務める責任を負う旨を別途定めております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う契約一時金収入の一部を受領しており、今後においては、契約一時金収入の残金はもとより、日本における後期臨床第 相試験及び臨床第 相試験の各開始時、日本における製造販売承認取得時、日本における医薬品販売後 1 年経過時等のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

## イ) Aratana Therapeutics, Inc.への導出

当社は、平成22年12月、Aratana Therapeutics, Inc.（以下、「Aratana社」という。）との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の動物用医薬品としての製品化に向けた導出契約を締結しております。

Aratana社は、平成22年12月に、MPM Asset Management LLC（米国）が運営するファンドを含む米国のベンチャーキャピタル数社の出資により、当社開発化合物（本開発化合物（EP<sub>4</sub>拮抗薬）及びグレリン受容体作動薬）の動物用医薬品としての開発を主たる目的として設立されたバイオベンチャー企業であります。当社は、開発化合物の導出に際し、同社への出資を要請されたことから、その設立に際し、出資（出資額5,500千米ドル、無議決権株式）を行っております。当社は、同社との契約により、本開発化合物がヒト用のみならず動物用医薬品としても売上を伸長することを期待しており、開発期間の短い動物用医薬品として早期に上市することにより、当社の中長期的な事業基盤を強化できる可能性があると考えております。

当該契約により、全世界において独占的に動物用医薬品としての開発、販売及び製造を行う権利を同社に付与しております（但し、日本、韓国、中国及び台湾地域における剤形を注射剤とする動物用医薬品としての権利を除く）。また、当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana社に無償で供給する旨を別途定めております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う契約一時金収入を受領しており、今後においては、米国及び欧州における適応症（急性疼痛、慢性疼痛）毎の各製造販売承認申請時、米国及び欧州における適応症（急性疼痛、慢性疼痛）毎の各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

## b) グレリン受容体作動薬（RQ-00000005）

## ア) Aratana Therapeutics, Inc.への導出

当社は、平成22年12月、Aratana社との間で、グレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての製品化に向けた導出契約を締結しております。

また、当社は、Aratana社の設立に際し、上述のとおり、同社へ出資を行っております。

当該契約により、全世界において独占的に動物用医薬品としての開発、販売及び製造を行う権利を同社に付与しております。また、当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana社に無償で供給する旨を別途定めております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う契約一時金収入を受領しており、今後においては、対象動物における安全性評価試験開始時、米国及び欧州における各製造販売承認申請時、米国及び欧州における各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。



## c) アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）

## ア) CJ CheilJedang Corporationへの導出

当社は、平成22年9月、CJ CheilJedang Corporation（以下、「CJ第一製糖」という。）との間で、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の製品化に向けた導出契約を締結しております。

CJ第一製糖は、韓国で総合食品事業、エンターテインメント事業等を行うCJグループの傘下で、加工食品、飼料等の製造・販売を行うほか、製薬事業も行っております。近年、グローバルな活動で成長を見せる同社との契約により、臨床開発の進展を促進するとともに、アジア地域への販売を強化できる可能性があると考えております。

当該契約により、韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域において独占的にヒト用医薬品としての開発、販売及び製造する権利を同社に付与しております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う契約一時金収入を受領しており、今後においては、許諾対象地域のいずれかにおける臨床第 Ⅰ相試験及び韓国及び中国（香港を含む）における各臨床第 Ⅰ相試験の開始時、韓国及び中国（香港を含む）における各製造販売承認取得時、韓国及び中国（香港を含む）における各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

## (B) 権利再許諾済みプロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて上市されている以下の製品について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けております。

本書提出日現在、製薬会社等に再許諾済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	権利再許諾先	想定適応症	地域	研究開発段階
ジプラシドン	RQ-00000003	Meiji Seika ファルマ株式会社	統合失調症 双極性障害	日本	上市済（欧米他） 臨床第I相試験を終了（経口剤、日本） 前臨床試験を終了（筋注剤、日本）

## a) ジプラシドン（RQ-00000003）

## ア) 明治製菓株式会社への再許諾

本製品は、統合失調症及び双極性障害の治療、並びに双極性障害の維持療法に用いる治療薬であり、第2世代薬剤と位置付けられる非定型抗精神病薬に分類されるものであります。

本製品は、統合失調症患者が呈する陽性症状（幻覚や幻聴等）のみならず、陰性症状（感情の鈍磨や意欲・興味の消失等）への強い改善効果も認められております。その一方で、錐体外路症状（\*）や遅発性ジスキネジア（\*）、高プロラクチン血症（\*）等の定型抗精神病薬で頻繁に見られる副作用が少ないことも示されております。また、多くの既存の非定型抗精神病薬と異なり、糖脂質代謝異常発生リスクが低く、血糖値上昇作用及び体重増加作用がないことが大きな特徴であります。

多くの非定型抗精神病薬が、体重増加や血糖値上昇等の副作用をもたらすことが知られており、治療薬の服用がメタボリックシンドロームや種々の合併症の発症リスクを増加させることは改善すべき大きな課題であります。このような糖脂質代謝系への影響がない本製品は、統合失調症を抱えている患者の高いクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の実現とその有効な治療をサポートできる数少ない治療薬の一つと言えます。

本製品は、既に欧米及びアジアを含む76の国と地域で販売されており、多くの使用実績が蓄積されております（平成22年3月現在）。日本における開発状況としては、現在までに経口剤における臨床第I相試験が終了し、日本人と西洋人との間で薬物動態における試験結果に大差がないことが確認されております。

当社は、平成23年3月、明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社、以下、「Meiji Seikaファルマ」という。）との間で、本製品の日本における製品化に向けた再許諾契約を締結しております。

Meiji Seikaファルマは、感染症領域及び中枢神経系領域における医薬品の開発、製造及び販売に強みを持っております。当社は、当該契約により、「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」によりPfizer Inc.より許諾を受けている本製品の日本における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を同社に再許諾することにより、本製品の日本における早期製品化を図ることができるとともに、当社の中長期的な事業基盤を強化できる可能性があると考えております。

当社は、今後、当該契約の締結に伴う契約一時金収入、日本における各適応症（統合失調症、双極性障害）の製造販売承認申請時及び承認取得時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

## (C) 権利譲渡済みプロジェクト

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社より、海外にて臨床第 相試験段階にある開発化合物について、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を譲り受けております。

本書提出日現在、製薬会社等に権利譲渡済みのプロジェクトは、以下のとおりであります。

プロジェクト	化合物コード	権利譲渡先	想定適応症	地域	研究開発段階
ダルババンシン	RQ-00000002	Durata Therapeutics, Inc. (米国)	MRSA感染症	日本	臨床第 相試験(海外) 前臨床試験を終了(日本)

## a) ダルババンシン (RQ-00000002)

## ア) Durata Therapeutics, Inc.への権利譲渡

本開発化合物は、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) (＊) に有効な抗菌薬として米国を中心として臨床開発が進められております。MRSAは現在も進化を続けており、米国では、従来の病院内感染のみならず、市中型 (病院外) MRSAへの対応が重要課題となっております。日本におけるMRSA感染症患者数は平成12年より年平均4.8%の増加傾向にあり (国立感染症研究所感染症情報センター)、今後は米国と同様に、市中型MRSA感染拡大・重症化も懸念されております。本製品は、MRSAを含む多くのグラム陽性菌 (＊) に対して既存治療薬の中で最も強い部類の抗菌力を有しており、安全面では、腎臓・肝臓への負担が軽い、薬物相互作用を受けにくく投与量調整が不要である等、既存薬と同等以上の優位な点が多くあります。また、もう一つの重要な特徴は、1週間に1回、全2回の投薬で治療が完結するという投与方法であります。他の抗MRSA薬にはないこの投与方法 (他剤は1日1回～4回投与) によって、投薬コンプライアンスの上昇、患者を拘束する常設輸液ライン (点滴チューブ等) からの解放促進、早期退院・通院治療の実践等、医療従事者・医療体制の負担軽減の面からも大きく貢献するものと当社は期待しております。

当社は、平成22年12月、Durata Therapeutics, Inc. (以下、「Durata社」という。) との間で、本開発化合物の製品化に向けた日本における開発、販売及び製剤の製造に関する当社が保有していた契約上の権利を実質的に譲渡する契約を締結しております。

Durata社は、平成21年に米国のベンチャーキャピタル数社の出資により設立された抗菌薬の開発に特化した製薬会社であります。同社は、本開発化合物について、既に日本を除く全世界での開発、販売及び製造する権利を保有しており、米国を中心として第 相試験の段階にあります。当社は、当該契約で日本における権利を同社に譲渡することにより、同社においてより強固なグローバル開発戦略の展開が可能となり、海外はもとより、日本における開発も迅速化できる可能性があると考えております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う契約一時金収入を受領しており、今後においては、日本における製造販売承認取得時におけるマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

## (D) 共同研究プロジェクト

## ア) Eli Lilly and Companyとの共同研究

当社は、平成22年12月、Eli Lilly and Company（以下、「Lilly社」という。）との間で、当社が研究開発を行っている特定のイオンチャンネルに関するオプション権付き共同研究契約を締結しております。

Lilly社は世界各国で事業を展開する米国の大手製薬会社であり、当社は同社との共同研究を通じて開発候補化合物の創出を一層効率化できる可能性があると考えております。

当社は、当該契約のもと、Lilly社と特定のイオンチャンネルをターゲットとして作用する化合物探索に関する共同研究を実施いたします。その結果、創出された開発化合物について、当該契約により、ヒト用及び動物用医薬品としての開発、製造及び販売を行う権利を許諾するオプション権を同社に付与しております。

なお、当社は、当該契約の締結に伴う研究協力金収入（一時金）を受領しており、今後においては、同社のオプション権行使時及び開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入、さらには、上市後の医薬品販売高の一定料率のロイヤリティー収入等の受領を計画しております。

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
77 [ 18 ]	43.5	2.7	7,840,044

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。
2. 当社は、平成20年7月に事業を開始していることから、平均勤続年数は記載のとおりとなっております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

## &lt;用語解説&gt;（アルファベット、50音順）

## \* COX-2（シクロオキシゲナーゼ-2）阻害薬

シクロオキシゲナーゼ（COX）は、消化器や循環器における生体機能の維持や炎症、疼痛、癌等の病態発生や維持に重要な機能を果たすプロスタグランジンE<sub>2</sub>（PGE<sub>2</sub>）を生体内で合成する酵素であります。シクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）は、COXの一種であり、特に炎症、疼痛、腫瘍形成等の病態に関係しております。COX-2阻害薬は、COX-2の作用を選択的に阻害してPGE<sub>2</sub>の生成を抑制することでこれらの病態を治療する薬剤であります。非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）で問題となっている胃腸や腎臓への副作用が少ない消炎鎮痛薬として期待されましたが、心血管系の重篤な副作用が報告されたことから、市場からの撤退や臨床開発の中止に至った薬剤も存在しております。

## \* FD（機能的胃腸症）

Functional Dyspepsiaの略称であり、上腹部の不快症状がありながら、内視鏡検査等で潰瘍等明らかな器質的病変が認められない疾患であります。日本では長い間、胃炎という病名で呼ばれてきたものであり、機能的ディスペプシアとも呼ばれております。

## \* GERD（胃食道逆流症）

Gastroesophageal Reflux Diseaseの略称であり、胃内容物、特に胃酸が食道内に逆流することによって、胸焼け等の特徴的な症状をもたらす疾患であります。下部食道粘膜に粘膜傷害が認められる逆流性食道炎と内視鏡的に粘膜傷害を認めない内視鏡陰性GERD（NERD）とに分類されます。

## \* GLP, GCP, GMP

医薬品の製造・輸入承認申請のための安全性試験、臨床試験、あるいは発売後の医薬品等の品質確保のために定められている法律であります。

GLP ( Good Laboratory Practice )	非臨床実験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われる安全性試験データの信頼性を確保するための基準。
GCP ( Good Clinical Practice )	臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われるヒトを対象とした臨床試験が、倫理的及び科学的に適正に実施されることを目的として定められた基準。
GMP ( Good Manufacturing Practice )	製造管理 / 品質管理の基準	品質の高い医療品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般に亘り、製造者が守るべき要件を定めた基準。

（注）GLP, GCP, GMPは、日本（厚生労働省）では、それぞれ医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（GLP省令）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（GMP省令）と呼びます。

## \* GPCR

Gタンパク質共役型受容体（G-protein-coupled receptor）の略称であり、細胞膜を7回貫通するという構造的特徴を有しており、7回膜貫通型（7TM）受容体とも呼ばれています。細胞外側にセロトニン、ヒスタミン、アドレナリン等に代表されるリガンド結合部位が存在し、細胞内側にGタンパク質が結合する部位を有して、細胞外の化学的情報を細胞内に伝達する機能を有する膜タンパク質であります。

## \* IBS（過敏性腸症候群）

Irritable Bowel Syndromeの略称であり、主として大腸の運動及び分泌機能の異常で起こる病気の総称であります。主な症状は慢性的な腹痛や腹部不快感と便通異常であり、腸の器質的变化を伴わないことが特徴とされております。病型として便秘型、下痢型、混合型、分類不能型があります。

## \* MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）

Methicillin-resistant *Staphylococcus aureus*の略称であります。薬剤耐性菌の代表格であり、ペニシリンの一種であるメチシリンが効かなくなった黄色ブドウ球菌のことを言います。

今では多くの抗生物質に抵抗性を示すようになり、治療が困難となっており、免疫力の衰えた人に感染すると、呼吸器感染症、敗血症等を発症し、致死率も高くなります。治療には専用の抗生物質を処方することが必要になります。

## \* NSAIDs（非ステロイド性抗炎症薬）

Non-Steroidal Anti Inflammatory Drugsの略称であり、日本語では非ステロイド性抗炎症薬と呼ばれており、COX-1とCOX-2を非選択的に阻害し、プロスタグランジンの生成を抑えることで炎症を鎮め、痛みを和らげる作用を持つ治療薬のことを言います。COX-1の阻害による胃腸障害、腎機能障害、血液凝固阻害等といった副作用が大きな問題となっております。

\* PGE<sub>2</sub>（プロスタグランジンE<sub>2</sub>）

シクロオキシゲナーゼ（COX）により体内で産生される不飽和脂肪酸の一つであり、生体内の様々な組織で産生され、胃粘膜保護、腎臓における血流維持、発熱、炎症、疼痛、血管拡張、子宮筋収縮等、多彩な作用を持つ生理活性物質のことであります。

## \* QOL（クオリティー・オブ・ライフ）

Quality Of Lifeの略称であり、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉であります。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足感から評価する考え方を意味しております。

## \* QT延長

心電図上で、Qとは心室の収縮（興奮）の開始時点を、Tとは心室の収縮（興奮）の終了時点を示しており、QからT、すなわちQTは、心室の収縮時間を表しております。そのQTが長くなる（延長する）ということは、心室の興奮時間（心室が収縮している時間）が延長されることを意味しており、QTが病的に延長されると、心室心筋各部の興奮持続時間のばらつきから致命的な不整脈発作が起こりやすくなります。QT延長は、薬物によって引き起こされる場合もあるため、医薬品開発の際には必ず検討される項目であります。

## \* Rome

機能性消化管障害を消化管症状・病態をもとに5種類に分類し、国際的に同一の基準で診断するために設けられた診断基準のことを言い、平成18年5月の米国消化器病週間で発表されたものであります。

## \* アセチルコリン

神経伝達物質であり、末梢での筋収縮や中枢神経系での薬理作用があります。中枢神経系においては、アルツハイマー病等における認知・記憶作用に関与していることが明らかになっております。現行アルツハイマー病治療薬の主流であるアリセプト（塩酸ドネペジル）は、記憶・認知機能に重要な役割を担うアセチルコリンの分解を抑制し、脳内アセチルコリン濃度を高く維持するメカニズムにより治療効果を示しております。

## \* アセチルコリンエステラーゼ阻害薬

脳内の情報伝達において重要な役割を担うアセチルコリンを分解する酵素、アセチルコリンエステラーゼの働きを阻害する治療薬であります。脳内のアセチルコリンの濃度を高め、アルツハイマー型認知症における症状の進行を遅らせるとされております。

## \* アミロイド

アルツハイマー病の発症メカニズムは未だ明らかではありませんが、アミロイドは、病気の発症に関与する重要なタンパク質の一つと考えられております（アミロイド仮説）。これは、アルツハイマー病患者の脳においてアミロイドが高濃度に存在し、これが凝集・沈着して老人斑を形成し神経細胞の縮退を招いていると考えられているものであります。脳内のアミロイドの生成を抑制する、あるいは脳内のアミロイドを取り除くことがアルツハイマー病の根本的治療につながると考えられており、この仮説に基づいた薬剤開発が行われております。

## \* 胃食道逆流症（GERD）

「GERD」の項をご参照ください。

## \* イオンチャネル

イオンチャネルは細胞膜に存在する蛋白分子であり、細胞内外間のイオンの通路を形成しております。GPCRが細胞膜を介して情報伝達を行うのに対して、イオンチャネルはイオンそのものを輸送することによって膜電位変化を電気信号へと変換し、筋肉の収縮や様々な伝達物質の放出を誘発するものであります。

## \* 医薬品研究開発の一般的進行

## (A) 探索研究

新薬のもととなる開発候補化合物を探し出す研究を探索研究と言います。疾患の原因となる標的分子の探索、疾患と標的分子の関係を反映する評価系の構築、ハイスループット・スクリーニング（HTS）等を用いたリード化合物の探索、有効性・安全性等の様々な観点によるリード化合物の最適化が実施されます。幾度にも亘り、検討、合成、評価の作業を繰り返すことで、より医薬品としての可能性が高い化合物を作り上げます。

## (B) 前臨床試験

開発化合物を特定した後、ヒトにおける試験を行うために十分な安全性と有効性があることを確認することを目的として、主に動物を用いて行われる毒性試験、薬効薬理試験、薬物動態試験等の試験を前臨床試験と言います。また、種々の試験と並行し、開発化合物の製造法の開発やヒトへどのような形で投与するか（錠剤、カプセル剤、注射剤等）についても検討を行います。

## (C) 臨床試験

前臨床試験の結果、開発化合物が有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、ヒトにおける臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、以下の3段階の試験によって、用法、用量、有効性及び安全性を評価します。

## a) 臨床第 相試験

少人数の健常ボランティアを対象に、開発化合物の投与量を低用量から徐々に上げていき、ヒトにおける安全性及び体内での動き（吸収、排泄等）の検討を行います。

## b) 臨床第 相試験

比較的少人数の患者を対象に、目標適応症における効果及び安全性を検討し、最適な投与量や投与方法等を設定します。

## c) 臨床第 相試験

臨床試験の最終段階として、患者を対象とした大規模な臨床試験を実施します。様々な背景を持つ多数の患者に投与することで、有効性及び安全性をより実際の治療に近い形で検証します。

## (D) 申請・承認

臨床試験により有効性と安全性が確認された新薬について、規制当局（日本の場合は厚生労働省、米国の場合は米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等）へ製造販売承認の申請を行います。規制当局は提出された膨大なデータを検討し、医薬品としての販売の認可・不認可を判断します。

## \* 炎症性腸疾患（IBD）

Inflammatory Bowel Diseaseの略称であり、大腸、小腸に好発し粘膜に慢性の炎症又は潰瘍を引き起こす原因不明の疾患の総称であります。一般的には潰瘍性大腸炎とクローン病を指します。下痢や血便、腹痛が代表的な臨床症状で、緩解と再燃を繰り返します。

## \* オピオイド鎮痛薬

モルヒネに代表される鎮痛薬であり、重度の急性疼痛疾患、慢性疼痛疾患及び癌性疼痛治療に処方されるものであります。強力な鎮痛作用が得られるものの、依存性、耐薬性、呼吸抑制、また重篤な便秘を引き起こす等の副作用の懸念があるため、安全に使用するには注意が必要になります。

## \* 開発化合物

探索研究が終了し、開発段階に進める化合物を一つに絞り込み、開発プロジェクトとして前臨床開発をスタートした時点以降、その化合物を開発化合物と言います。

## \* 開発候補化合物

探索研究の後期において、少数の化合物の中から開発化合物を選定する段階で、開発化合物の候補となる化合物を開発候補化合物と言います。

## \* 化合物ライブラリー

ある目的のために集められた化合物の集合体そのもの、あるいは保管庫や検索システムのように必要に応じて利用するための仕組みを指します。

## \* 過敏性腸症候群（IBS）

「IBS」の項をご参照ください。



- \* 下部食道括約筋（LES）圧  
胃と食道の接合部を締める圧力のことです。LES圧を中心とする胃内容物の逆流を防止する機構の破綻が、GERDの発生と密接に関係しております。
- \* 器質的疾患  
内臓や神経、筋肉等の各組織において、病理的・解剖的な異常が生じたことにより引き起こされる疾患の総称であり、例えば、レントゲン検査や内視鏡検査等により病態が確認できる疾病等が該当します。
- \* 機能性胃腸症（FD）  
「FD」の項をご参照ください。
- \* クオリティー・オブ・ライフ（QOL）  
「QOL」の項をご参照ください。
- \* グラム陽性菌  
グラム染色（細菌を色素によって染色する方法の一つ）により紫色に染色される細菌の総称です。なお、グラム染色は細菌を分類する重要な基準の一つになっており、グラム染色性は、抗生物質の効き方にも大きく関わっております。
- \* 後根神経節（こうこんしんけいせつ）  
脊髄後根（背根）にある神経節であり、末梢からの感覚情報を伝える神経細胞体があります。
- \* 高プロラクチン血症  
プロラクチンは脳下垂体から放出される刺激ホルモンであり、乳腺を刺激して乳汁を分泌させるように働きます。高プロラクチン血症とは、このホルモンの分泌が異常に亢進することを指し、症状としては乳汁分泌及び無排卵月経等を起こします。
- \* 三叉神経節（さんさしんけいせつ）  
三叉神経は12本の脳神経の中で最も太い神経であり、その名は、眼神経、上顎神経、下顎神経の3つに枝分かれすることによって由来しております。3つに分かれる前の部分が三叉神経節と呼ばれ、顔面の局所麻酔等で目標となる部分であります。
- \* シクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬  
「COX-2阻害薬」の項をご参照ください。
- \* 錐体外路症状（すいたいがいろうしょうじょう）  
日常の様々な行動意欲には、ドーパミンという脳内物質が関係しております。抗精神病薬には、このドーパミンの働きを抑える作用があり、その投与によって精神症状が改善しますが、その抑制作用が強すぎると、スムーズな体の動きに支障を生じる場合があります。これを錐体外路症状と言います。
- \* スクリーニング  
新薬の開発化合物を創出するには、多数の化合物群の中から、効果がありかつ安全性が高いものを選び出すことが必要になります。このような新薬のタネとなる化合物を探す一連の流れを総称してスクリーニングと言います。
- \* 帯状疱疹後神経痛（たいじょうほうしんごしんけいつう）  
多くの方が子供の頃にかかる水痘（水ぼうそう）ウイルスが、大人になって免疫力が低下した時等にウイルスが再活性化し、末梢神経の走行に沿って帯状疱疹を生じます。通常、2～3週間程度で皮膚の発疹は治まりますが、皮膚の症状が消えた後も痛みだけがいつまでも続く場合があります。これを帯状疱疹後神経痛と言います。
- \* 遅発性ジスキネジア  
顔の筋肉や口、顎、舌、さらに手足や体そのものが自分の意志とは無関係に動くようになる症状のことを言います。
- \* 毒性試験  
ヒトに投与する量に関する情報、安全な投与期間に関する情報、薬物の生理学的並びに毒性的作用の特徴に関する情報を得るために行われる動物を用いた試験のことを言います。

- \* バイオマーカー  
尿や血液に含まれる生体由来の物質等で、特定の病気や薬の効果等に応じた体内での変化を定量的に把握するための指標（マーカー）となるものを言います。
- \* ハイスループット・スクリーニング（HTS）  
ロボット等の自動化された装置を用いて、薬としての効果や毒性についての評価試験を高速かつ大量に実施する方法のことであります。1日に何万個もの化合物を評価することによって、膨大な数の化合物ライブラリーの中から、短期間で効率よくリード化合物を見つけ出すことができます。
- \* 非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）  
「NSAIDs」の項をご参照ください。
- \* 標的分子  
病気に関わっている酵素等のタンパク質で、薬が働きかける相手（標的）となるものであります。
- \* プロスタグランジンE<sub>2</sub>（PGE<sub>2</sub>）  
「PGE<sub>2</sub>」の項をご参照ください。
- \* プロトンポンプ阻害薬（PPI）  
胃酸分泌機構の最終段階に位置するプロトンポンプ（H<sup>+</sup>/K<sup>+</sup>-ATPアーゼ）を阻害し、胃の壁細胞からの胃酸分泌を強力に抑制する薬物のことであります。
- \* 変形性関節症  
歩行時や荷重時に関節の痛みと腫れを伴い、関節の軟骨が摩耗変形する病気であります。その原因は明らかにされておらず、加齢によるものと考えられております。関節軟骨を修復できる薬物治療法が確立されていないため、患者のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）を確保するために鎮痛薬が長期に亘り処方されます。高齢化社会に伴い、今後も患者数が増加すると推測されている病気でもあります。
- \* ポートフォリオ  
当社が保有しているプロジェクト、すなわち研究から開発、導出までの異なった段階における複数のプロジェクトの総称であります。
- \* メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）  
「MRSA」の項をご参照ください。
- \* 薬物動態  
医薬品がヒトや動物に投与された後、どのように吸収され、組織に分布し、小腸や肝臓中の酵素により代謝され、排泄されるかを、薬物の濃度、その時間に対する変化等から解析することを言います。  
また、開発化合物について、このような性質を検討するために行われる動物を用いた試験のことを薬物動態試験と言います。
- \* 薬価基準収載  
医療用医薬品として製造・輸入承認を受けた新薬が医療保険の適用を受けるためには、薬価基準へ採用されること（収載）が必要になります。製薬会社が新薬の保険適用を厚生労働省へ申請した後、保険適用が認められた場合は、中央社会保険医療協議会で薬価が決まり、薬価基準に収載されます。
- \* 薬効薬理試験  
開発化合物がどの程度効き目をもっているのか、効き目の持続時間はどれくらいなのか、どのような副作用が生じる可能性があるのか等を検証するために行う実験動物を用いた試験のことを言います。
- \* リード化合物  
創薬標的分子に作用し、疾患モデルの動物を用いた試験でも効果を示すことが確認された新薬のタネとなる化合物のことであります。この先、さらに効果や安全性が改善されて開発候補化合物となります。

## 第2【事業の状況】

「（＊）」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、経済対策の効果により一部の景気指標に持ち直し傾向が見られたものの、デフレの影響や雇用情勢の悪化、さらには円高の進行等の影響から、再び先行き不透明な状況となっております。

製薬業界におきましては、薬価切下げや後発医薬品の使用促進を軸とする政府の医療費抑制策が進行する中、大型新薬の特許切れが相次ぐ、いわゆる「2010年問題」に直面し、新たな収益源となる新薬開発が重要な課題となっております。

このような環境の中、当社は、開発化合物の継続的な創出、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に積極的に取り組んでまいりました。

事業面では、平成22年8月に、丸石製薬株式会社との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての製品化に向けた導出契約を、また、同年9月には、CJ CheilJedang Corporation（韓国）との間で、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の製品化に向けた導出契約を締結し、事業収益（契約一時金収入）を計上しております。

また、同年12月には、Aratana Therapeutics, Inc.（米国）との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての製品化に向けた導出契約を、Durata Therapeutics, Inc.（米国）との間で、ダルバパンシンに関する権利の譲渡契約を締結し、事業収益（契約一時金収入）を計上しております。さらに、Eli Lilly and Company（米国）との間で、特定のイオンチャンネルに関するオプション権付き共同研究及び導出契約を締結しており、事業収益（研究協力金収入（一時金））を計上しております。

一方、研究開発面では、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）について、平成22年6月に米国における新薬治験申請（IND申請）を行い、同年8月に胃食道逆流症（GERD）を適応症として臨床第Ⅰ相試験を開始いたしました。同年12月末までに被験者への投与と観察を順調に終えており、今後、本開発化合物の忍容性・安全性、バイオマーカーによる薬理作用等の最終的な臨床データを得て、報告書を作成する計画であります。また、その他のプロジェクトについても、概ね計画どおりに推移しております。

以上の結果、当事業年度の事業収益は1,186,759千円（前事業年度事業収益 千円）、営業損失は1,345,549千円（前事業年度営業損失2,678,343千円）、経常損失は1,295,839千円（前事業年度経常損失2,638,527千円）、当期純損失は1,307,679千円（前事業年度当期純損失2,642,327千円）となりました。なお、事業費用の総額は2,532,308千円（前事業年度比5.5%減）であり、そのうち事業原価は101,734千円（前事業年度事業原価 千円）、研究開発費は1,652,672千円（前事業年度比12.0%減）、その他の販売費及び一般管理費は777,901千円（前事業年度比2.9%減）となりました。

当第1四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、経済政策効果や輸出を中心とした経済環境の改善により、徐々に回復基調に転じ始めておりました。しかしながら、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の国内経済に与える影響は計り知れず、再び先行きが不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社は、平成23年3月に、明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）との間で、ジブラシドンの日本における製品化に向けた再許諾契約を締結するなど、開発化合物の導出による事業収益（契約一時金収入）を計上いたしました。

研究開発面においても、平成22年8月に米国で臨床第Ⅰ相試験を開始し、同年中に被験者への投与を終了したアシッドポンプ拮抗薬について、安全性、薬物動態、バイオマーカーによる薬理作用等の最終的な臨床データを得て、報告書の作成を開始しました。また、その他のプロジェクトについても、概ね計画どおりに推移しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の事業収益は602,086千円、営業利益は14,053千円、経常利益は14,745千円、四半期純利益は13,785千円となりました。なお、事業費用の総額は588,032千円であり、そのうち研究開発費は361,743千円、その他の販売費及び一般管理費は226,289千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ318,209千円減少し、3,392,722千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、1,470,037千円（前事業年度は2,416,043千円の使用）となりました。これは主に、研究開発費1,652,672千円を計上したこと等により、税引前当期純損失1,295,839千円を計上したことによるものです。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、465,293千円（前事業年度は17,740千円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券456,720千円の取得によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により調達した資金は、1,622,003千円（前事業年度は15,750千円の使用）となりました。これは、第2回新株予約権（B種優先株式）及び第1回新株予約権（A種優先株式）の行使に伴う新株発行による収入1,622,003千円によるものであります。

当第1四半期累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

当第1四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ473,998千円減少し、2,918,723千円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、476,071千円となりました。これは、14,745千円の税引前四半期純利益を計上したものの、事業収益に係る売上債権が大幅に増加したこと等によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、409千円となりました。これは、無形固定資産409千円の取得によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増減はありませんでした。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載していません。

### (2) 受注実績

当社は研究開発を主体としており、受注生産を行っていませんので、受注実績は記載していません。

### (3) 販売実績

当事業年度及び当第1四半期累計期間の販売実績は以下のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載していません。

	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
事業収益 合計	1,186,759	-	602,086

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び当第1四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、それぞれ以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)		当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Aratana Therapeutics, Inc.	-	-	620,119	52.3	-	-
Eli Lilly and Company	-	-	253,110	21.3	-	-
丸石製薬株式会社	-	-	200,000	16.9	-	-
明治製菓株式会社 (現Meiji Seika ファルマ株式会 社)	-	-	-	-	600,000	99.7

(注) Aratana Therapeutics, Inc.、丸石製薬株式会社及び明治製菓株式会社(現Meiji Seikaファルマ株式会社)に対する販売実績は、いずれも導出契約の締結に伴う契約一時金収入であります。また、Eli Lilly and Companyに対する販売実績は、共同研究の開始に伴う研究協力金収入(一時金)であります。

### 3【対処すべき課題】

研究開発型の創薬企業である当社においては、有望な開発化合物を創出すること、創出した開発化合物を次の開発段階に進めることにより導出に近づけること、個々の開発化合物について最適な導出先を開拓し導出することのこれら3点を進めることが、企業価値の向上へとつながります。このような認識のもとで、当社は、対処すべき課題を次のように考えております。

#### (1) 導出推進体制の強化

当社の所有する開発化合物の導出を実現するため、事業戦略に基づき導出先の開拓を継続的に強化していくことが課題と考えております。当社では、この課題に対して以下の方策を採っております。

- ・ 導出を成功に導くためには、適切な導出先企業の選択と顧客にとって最適な導入のタイミングを判断することが重要であります。そのために、顧客情報の収集・分析を一層強化するよう努めてまいります。
- ・ 製薬会社等で導出活動に経験を有する優秀な人材の採用、実務を通じた社内教育、さらには経験豊富な外部アドバイザーの活用等により、営業活動の水準の高度化を図っております。
- ・ 可能な限り事業開発部門に経営資源を配分し、導出候補先ライセンス部門への働きかけはもとより、経営陣、研究開発部門の責任者、その他あらゆる人的関係を通じてアプローチを行っております。

#### (2) プロジェクト推進体制の強化

研究部門が創出した開発化合物について、その価値を高める質の高いデータを迅速かつ効率的に取得するために、外部リソースを柔軟に組み合わせて初期の臨床開発を進めること、さらにはそのためのプロジェクト推進体制を整備することが課題と考えております。当社では、この課題に対して以下のような方策を採っております。

- ・ 開発業務のあらゆる分野において、質の高い外部委託先を確保すべく、その候補の継続的な調査と評価を行い、これらの外部委託先との緊密な協働により質の高い開発業務を実施するよう努めてまいります。
- ・ 当該分野に優れたコンサルタント会社を活用して、顧客となる製薬会社のビジネスニーズについての情報を収集し、開発化合物の価値を高める適応症戦略を策定するよう努めます。この戦略に基づき、各開発化合物の導出において鍵となる試験成績を短期間に低コストで得るための開発計画を立案・実行するよう努めてまいります。
- ・ 臨床、CMC（医薬品の開発及び承認申請における、化学、製造の管理並びに品質保証に関わる業務）、毒性、薬事、プロジェクトマネジメント等、開発段階の鍵となる専門性については、社内での人材育成や必要に応じた新規採用のみならず、外部専門家も積極的に活用して、開発体制を強化していく方針であります。

#### (3) 研究開発ポートフォリオの強化

継続的に開発化合物を創出するためには、新規プロジェクトを既存の研究開発ポートフォリオへ継続的に追加していくことが重要と考えております。この課題に対して以下のような方策を採っております。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用することにより、社内で新規標的分子を見出し、プロジェクトを増加させるよう努めてまいります。
- ・ 当社が充実した薬理モデルを所有する疼痛疾患及び消化管疾患以外の領域については、特に外部研究機関との共同研究を活用し、プロジェクトを追加するよう努めてまいります。
- ・ 既存の研究開発ポートフォリオにあるプロジェクトを活用し、新しい適応症を目指す新規プロジェクトを展開するよう努めてまいります。

#### (4) 薬事関連法規制を遵守する体制の更なる充実

医薬品の研究開発は、各国の薬事規制当局の基準に従い、有効性・安全性及び品質が確立された医薬品を創出する必要があります。当社は、設立直後からこれらの基準を遵守する体制の構築を強く意識し、SOP（研究開発に関する標準手順書）の作成・改定やこれらの基準に関する社員教育を実施し、事業活動を行ってまいりました。今後も、上述の基準について常に最新の情報を収集するとともに、遵守体制の更なる強化に努めていく方針であります。

#### (5) 財務基盤の強化

当社では、研究開発活動の進捗に伴い、第1期事業年度から第3期事業年度に至るまで、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も研究開発投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく、探索研究、前臨床試験及び初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物の導出を実現するとともに、公的制度の活用も含めた資金調達の手段の多様化を検討し、今後の継続的な事業継続のための財務基盤の強化を図っていく方針であります。



#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。  
なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 事業の内容について

###### 医薬品の研究開発について

一般的に、医薬品の研究開発は長期かつ多額の費用を要するものであります。また、研究開発の各段階においては、有効性、安全性やその他の問題により研究開発の中止や遅延等の事態が生じる等、開発化合物が上市に至るまでには様々なリスクがあり、その成功確率は高いものではありません。

当社は、医薬品開発に係る研究開発リスクの低減・分散を図るため、複数の研究開発プロジェクトを保有するとともに、必要に応じてバックアップ化合物を保有する等の戦略を採っております。当社が現在保有する研究開発プロジェクトの概要は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ」に記載のとおりであり、各プロジェクトの研究開発を円滑に推進すべく事業を展開しておりますが、これらが当社の想定どおりに推移する保証はありません。

当社の研究開発過程において何らかの問題が生じた場合には、それまでの研究開発投資が回収困難となる、当社の想定を上回る期間や費用が必要となる、将来の収益獲得に結び付かない等の可能性があります。また、導出先企業の研究開発過程において問題が生じた場合には、それ以降のマイルストーン収入を始めとする収益が獲得できない、又は収益獲得までに長期間を要する等の可能性があります。これらの状況が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 薬事規制について

当社が属する医薬品業界は、研究開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及びそれに関わる行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。

医薬品に関わる薬事規制や当局の対応は、科学の進歩や国際的調和等の影響も受けながら、年々変化しております。特に近年は、治療薬の安全使用に関わる薬事規制当局の対応が全世界的に厳しくなり、同種のメカニズムの治療薬に安全性の問題が生じた場合には、当社の開発化合物が承認申請に際して、より多くの安全性評価成績を求められる可能性があります。

当社においては、これらの規制を遵守し、適切なリスク管理を実施していく方針であります。将来において各国の薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 技術革新について

当社が事業を展開する医薬品分野は、いずれも技術の革新及び進歩の度合いが著しく速いと考えられます。当業界における急激な研究の進歩等により、医薬品の研究開発に有効と考えられる技術等への当社の対応に支障が生じた場合には、事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、事業に必要となる最先端の技術を導入するためには、多額の費用・投資及び時間を要する可能性もあり、これにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社は、疼痛疾患及び消化管疾患を重点領域として医薬品の研究開発を行っておりますが、これらの領域においては、多くの製薬会社や創薬ベンチャー企業等による研究開発活動が行われており、当社の研究開発との間に競合関係が生じております。競合品の存在やその研究開発の進捗等が当社の開発化合物の導出等に影響を及ぼし、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 低分子化合物医薬への特化について

近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社は低分子化合物医薬において高い専門性を有していることから、当面は低分子化合物医薬を中心とした研究開発を推進していく方針であります。

将来、医薬品業界において、抗体医薬やワクチン等の比重が著しく高まった場合、当社の開発化合物の導出機会が減少する可能性があります。

#### 製薬会社等への導出による収益獲得について

当社の事業は、製薬会社等へ開発化合物を導出することにより収益を獲得するものであります。当社の収益獲得には、製薬会社等へ開発化合物を導出することや、さらには導出先が臨床開発、承認申請、製造及び販売の各段階において成功を収めることが必要であります。

一般的に、製薬会社等において開発化合物の導入に際しては、(A)重点領域、既存医薬品、開発化合物の状況及び研究開発予算等を踏まえた自社の戦略との合致、(B)開発化合物の安全性や有効性に関する科学的検証及び評価、(C)想定される収益、費用及びリスク等の費用対効果等を総合的に判断して決定されるものであり、その評価・判断は個々の製薬会社等により異なります。

当社においては、導出先となる製薬会社等の各種情報を分析し、各々のニーズを考慮したアプローチ及び提案等の導出活動を推進しておりますが、当社が導出を企図する開発化合物が製薬会社等における上述の各要素を充足する保証はなく、結果として導出に結び付かない、又は導出に係る契約条件が当社想定と大きく異なる等の可能性があり、これらの状況により財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、導出後に関しては、それ以降の臨床開発、承認申請、製造及び販売活動は導出先企業が行うことになるため、当社の収益は導出先である製薬会社等の戦略及びプロジェクトの推進等に依存することとなります。導出先企業における戦略変更等により開発投資の縮小や開発プロジェクトの中止又は延期等の決定がなされた場合には、当社の収益獲得に影響が及び、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在において、当社は、導出契約等を締結したことにより契約一時金収入を獲得しておりますが、導出後の開発進捗等に応じて受領するマイルストーン収入や上市後において医薬品販売高に応じて受領するロイヤリティー収入等の獲得には至っておりません。

#### 為替リスクについて

当社の事業は、全世界の製薬会社等を対象としており、事業収益及び事業費用における海外企業の構成比率が高くなる可能性があります。海外企業との取引においては、必要に応じて為替予約等によるリスクヘッジ策を検討する方針ですが、為替変動が生じた場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 社内体制について

### 特定の人材への依存について

当社の経営戦略、研究開発及び事業開発等の事業推進については、当社代表取締役及び各部門の業務執行を担当する執行役員等に大きく依存しております。これら人材は、業務に必要な経験及びスキルを有し、さらに各部門の業務に精通しており、業務運営において重要な存在であります。

当社では、これら特定の人材に過度に依存しない経営体制を構築するため、組織体制の強化を図っておりますが、当面の間はこれら業務執行者への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状態において、これらの業務執行者の当社業務の継続が何らかの理由により困難となった場合には、当社の業務運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、役員9名及び従業員77名（従業員兼務役員3名含む）の組織規模であり、社歴も浅く社内における管理体制についてもこの規模に応じたものとなっております。当社においては、業務上必要な人員の増強及び育成等を図っていく方針であります。管理部門その他において、従業員に業務遂行上の支障が生じた場合、人材流出が生じた場合及び代替要員の不在等の問題が生じた場合には、当社の業務運営に影響を与える可能性があります。

### 人材育成及び確保について

当社は、現時点において人員規模を急速に拡大させる計画等は有しておりませんが、研究開発型の創薬企業としての競争力の維持・向上のためには、研究開発分野における専門的な知識・技能をもった優秀な人材の社内育成及び確保が必須であると考えております。

しかしながら、当社の想定した社内育成に支障が生じた場合、又は優秀な人材の社外流出が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 情報管理体制について

当社事業において、研究開発における見地、技術及びノウハウ等は極めて重要性の高いものであります。また、導出先である製薬会社等と共有する情報等は高い機密性を有することが要請されます。当社は、これら機密情報の漏洩リスクを低減するため、役職員及び取引先等との間で守秘義務等を定めた契約を締結するほか、システム対応等を含む情報管理体制の強化に努めております。

しかしながら、当社の体制不備その他の何らかの要因により、これら重要な機密情報の漏洩等が生じた場合には、当社の事業に著しい不利益が生じる可能性があることに加え、当社に対する信頼性低下等により、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 知的財産権について

当社の保有する知的財産権について

当社は、研究開発活動における特許権等の様々な知的財産権を使用しております。このうち、主要な特許権は、以下のとおりであります。

対象	発明の名称	所有者	国際公開番号 特許番号等	登録状況
EP <sub>4</sub> 拮抗薬	抗炎症剤及び鎮痛剤としてのアリアル又はヘテロアリアル縮合イミダゾール化合物	当社	国際公開番号 W02002/032900	日本、米国、欧州主要国、韓国他主要国にて成立しております。また、中国にて出願中であります。
アシッドポンプ拮抗薬	クロマン置換ベンゾイミダゾール誘導体及び酸ポンプ阻害剤としてのそれらの使用	当社	国際公開番号 W02007/072146	日本、米国、中国、欧州主要国で成立しております。韓国、他主要国にて出願中であります。
アニデュラファンギン	環状ペプチド抗真菌剤及びその製法	Eli Lilly and Company	日本特許番号 3520071	日本にて成立しており、当社がサブライセンスを保有しております。
ジブラシドン	5-(2-(4-(1,2-ベンゾイソチアゾール-3-イル)-1-ピペラジニル)エチル)-6-クロロ-1,3-ジヒドロ-2H-インドール-2-オン塩酸塩の一水和物	米国ファイザー社	日本特許番号 2742372	日本にて成立しており、当社が日本でのライセンスを保有しております。
グレリン受容体作動薬	成長ホルモン分泌促進物質	当社	日本特許番号 3511382	日本、米国、欧州主要国、韓国、中国他主要国にて成立しております。

これらについては、当社は登録済みであるか、出願中であるか、又は適法に実施許諾を得ていると認識しております。しかしながら、当社の研究開発プロジェクトに関して第三者により同様の研究開発が行われ、その成果等について知的財産権が成立した場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が出願中の特許権等が成立しない場合、又は登録済みの特許権等が無効となった場合には、これらに係る発明等と同一又は類似の技術を利用して事業を行う第三者に対して、その差止めや損害賠償を請求することができない等の一定の事業リスクが発生するものと考えられます。さらに、出願中の意匠権、商標権等が成立しない場合、登録済みの意匠権、商標権等が無効となった場合にも、同一又は類似の知的財産権を利用して事業を行う第三者に対して、その差止めや損害賠償を請求することができない等の一定の事業リスクが発生するものと考えられます。

なお、製薬会社等に導出した当社の知的財産権が無効となる場合に備えて、賠償請求や訴訟等が提起されないよう導出先と契約を結ぶことで対応しております。しかし、その後の実施料収入が減少又は無くなる等、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権に関する苦情及び訴訟等の対応に係るリスクについて

本書提出日現在において、当社の事業に対する、特許権等の知的財産権に関する第三者との間での苦情及び訴訟等といった問題は認識しておりません。

現在、当社は、知的財産権の出願前及び出願後に、事業展開上の重要性を考慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。しかし、当社のような研究開発型の創薬企業にとって、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後、当社が第三者との間で係争に巻き込まれた場合、当社は弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を検討していく方針であります。しかしながら、係争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的な事業展開においては、他社が保有する特許権等への抵触により、事業上の制約を受けるなど、当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

#### 職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の改正に伴い、職務発明の取扱において、労使間の協議による納得性、基準の明示化、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受け、当社では、代表取締役、執行役員及び従業員が協議の上、取締役会決議により「知的財産権管理規程」を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性につき、係争が発生した場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 事業における事故やトラブル等のリスクについて

##### 当社臨床開発における健康被害について

当社は、研究開発活動において、開発化合物の有効性及び安全性を評価するため、前臨床試験を実施した上でヒトでの初期の臨床試験を実施しております。被験者数が限られた初期の臨床試験においても、開発化合物に係る治験薬が健康被害を引き起こす可能性があります。

当社は、研究開発においてGLP、GCP、GMP（\*）等の薬事関連法規制を確実に遵守し、安全性に優れた品質の高い医薬品開発を推進することにより、当該リスクの低減を図っております。しかしながら、治験薬には、製造物責任等に基づく損害賠償のリスクが内在しており、被験者において重大な健康被害が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償の影響が僅少であった場合においても、健康被害の発生が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社の開発化合物に対する信頼性に悪影響が生じ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

##### 研究施設における事故等について

当社は、研究開発活動において、各種化学物質、特に危険物質を取り扱っております。これらの危険物質や有害物質等の管理の徹底に加え、設備の点検・保守、安全のための設備投資、定期的な防災訓練の実施等、予防管理に努めております。しかしながら、何らかの要因により火災や爆発事故又は環境汚染事故等が発生した場合には、重大な損失を招くリスクがあり、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 自然災害等のリスクについて

当社は、愛知県知多郡武豊町に本社を設置しており、事業活動に関わる設備及び人員が本社に集中しております。この地域において、地震（東南海地震含む）、台風、津波又は火山活動等の自然災害や大規模な事故、火災、テロ等により、当社設備の損壊や各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、事業活動に停滞が生じ、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 訴訟の可能性について

当社は、これまでに訴訟を提起されたことはありませんが、事業を展開する上で、当社の瑕疵又は責任の有無に関わらず、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起される可能性があります。また、取引関係や労使関係その他において何らかのトラブルが生じた場合、訴訟等に発展する可能性があります。その結果として、金銭的負担の発生や当社に対する信頼性低下等により、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 経営上の重要な契約について

当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合もしくは当社にとって不利な改定が行われた場合、又は契約の相手方の財務状況が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの契約の中には、相手方が一定期間前に通知することにより契約期間中でも任意に解除できる旨の規定を含むものがあり、かかる解除権を行使された場合、又は、解除されない場合でも開発プロジェクトの中止又は延期等がなされた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの契約の対象となる化合物やプロジェクトについて、当社の競業避止義務が定められているものもあり、これにより、当社の事業戦略が制約を受ける可能性があります。

## (6) 経営成績及び財政状態について

当社の過去3事業年度及び第4期第1四半期累計期間の財政状態及び経営成績等の概要は、以下のとおりであります。

当社は、前身である旧中央研究所における研究開発活動の実績については相応に有しておりますが、平成20年2月に設立し、同年7月に独自に事業を開始して以来の社歴は極めて短いものであり、第3期事業年度（平成22年12月期）に初めて事業収益を計上するに至ったこと等、事業運営の実績も限定的であります。そのため、今後の事業成長を予測するための客観的材料として、過年度の経営成績だけでは不十分な面があると考えられます。

（単位：千円）

区分	第1期	第2期	第3期	第4期第1四半期
	（自平成20年2月19日 至平成20年12月31日）	（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）	（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）	（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）
事業収益			1,186,759	602,086
経常利益又は経常損失 （ ）	2,903,476	2,638,527	1,295,839	14,745
四半期純利益又は当期純 損失（ ）	2,899,748	2,642,327	1,307,679	13,785
純資産額	6,522,251	3,879,923	4,191,144	4,214,092
総資産額	6,690,678	4,111,171	4,460,773	4,440,907
営業活動による キャッシュ・フロー		2,416,043	1,470,037	476,071
投資活動による キャッシュ・フロー		17,740	465,293	409
財務活動による キャッシュ・フロー		15,750	1,622,003	
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高		3,710,932	3,392,722	2,918,723

## 過年度の業績について

第1期事業年度においては、平成20年7月に事業を開始しており、実質的な事業運営期間は6ヶ月となっておりますが、米国ファイザー社より譲り受けた知的財産権を研究開発費として一括費用処理したこともあり、当期純損失2,899,748千円を計上しております。

第2期事業年度においては、複数の製薬会社等と開発化合物の導出交渉を開始したものの、契約締結は実現せず、事業収益の計上には至りませんでした。研究開発費の先行支出等により当期純損失2,642,327千円を計上しております。

第3期事業年度においては、平成22年8月に、丸石製薬株式会社との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての製品化に向けた導出契約を、また、同年9月には、CJ CheilJedang Corporation（韓国）との間で、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の製品化に向けた導出契約を、同年12月には、Aratana Therapeutics, Inc.（米国）との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての製品化に向けた導出契約を、Durata Therapeutics, Inc.（米国）との間でダルババンシンに関する権利の譲渡契約を、さらに、Eli Lilly and Company（米国）との間で、特定のイオンチャネルに関するオプション権付き共同研究契約をそれぞれ締結しており、計1,186,759千円の事業収益を計上しております。しかしながら、研究開発費の先行支出等により当期純損失1,307,679千円を計上しております。

第4期第1四半期累計期間においては、平成23年3月に、明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）との間で、ジブラシドンの日本における製品化に向けた再許諾契約を締結するなど、計602,086千円の事業収益を計上したことにより、四半期純利益13,785千円を計上しております。

なお、今後の当社業績については、本項に記載する各種要因その他により、結果として、当社の想定と実績が大きく乖離する可能性があります。

#### 今後における損失計上の見直しについて

当社は、前述のとおり、開発化合物を製薬会社等に導出することにより、契約締結時の契約一時金収入、導出後の開発進捗等に応じて受領するマイルストーン収入、さらには、上市後において医薬品販売高に応じて受領するロイヤリティー収入の獲得を目指しております。

しかしながら、多額の研究開発費が継続して必要となるため、現時点においても研究開発費等を賄う十分な事業収益の計上には至っておりません。また、当社は、安定した収益獲得が実現するまでには相応の期間が必要であるものと考えており、当面の業績について損失の計上を想定しております。

当社は、これらリスクを低減し、収益の機会の最大化を図るため、少数の限られたプロジェクトに経営資源を集中するのではなく、研究開発ポートフォリオを拡充する戦略を採っており、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な体制で営業活動を展開しております。これらの体制及び戦略を通じて、契約締結時における契約一時金収入の獲得に加え、将来におけるマイルストーン収入、さらには、ロイヤリティー収入の獲得に注力していく方針であります。販売計画や研究開発計画が当社の想定どおりに進捗しなかった場合は、想定以上に損失計上が続く可能性があり、その状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。

#### 助成金について

当社は、愛知県高度先端産業立地促進補助金等の助成金の適用を受けており、第2期事業年度に50,595千円、第3期事業年度に67,551千円の補助金収入を計上しております。今後も、国、県、独立行政法人等公共団体からの各種助成金の適用を受けてまいりたいと考えておりますが、想定どおり助成金を受けられる保証はありません。また、仮に返還条件に該当した場合には、既に交付を受けた助成金の返還義務が生じる可能性があります。

#### 純資産について

当社は、平成20年2月の設立時における払込み等に加え、平成20年7月における第三者割当増資及び平成20年12月における新株予約権行使等により、合計9,422,000千円が払込まれておりますが、第1期事業年度及び第2期事業年度においては上述に記載のとおり、当期純損失を計上しており、期末における純資産額は、第1期事業年度末現在6,522,251千円、第2期事業年度末現在3,879,923千円と大幅に減少しております。

また、第3期事業年度においては、平成22年6月にB種優先株式に係る新株予約権の行使により308,700千円が、平成22年10月にはA種優先株式に係る新株予約権の行使により1,319,000千円がそれぞれ払込まれており、当期純損失1,307,679千円を計上いたしました。期末における純資産額は、4,191,144千円と増加しております。

さらに、第4期第1四半期累計期間においては、四半期純利益を計上したことにより、期末における純資産額は、4,214,092千円と増加しております。

#### 事業資金の確保について

当社は、研究開発活動の推進等に伴い、第1期事業年度から第3期事業年度に至るまで、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後も事業活動の進捗に伴って、研究開発投資、運転資金及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。

当社は、今後も導出活動による収益獲得の推進、手元保有資金及び今回の上場に伴う公募増資資金の効率的活用に加え、予算と実績の管理等により資金支出等をコントロールし、事業資金の確保に努めていく方針であります。

なお、当社事業が計画どおり進展しない等の理由から資金不足が懸念される状況が生じた場合には、新株発行を含む各種資金調達を検討していく方針であります。適時適切な資金調達ができる保証はなく、その状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。



#### 税務上の繰越欠損金について

当社は、第3期事業年度末現在、5,732,268千円の税務上の繰越欠損金を有しております。これにより、将来において利益計上に至った場合でも、当該繰越欠損金が解消されるまでは法人税等の税負担は概ね発生しないと予想されます。但し、将来において当該繰越欠損金が解消又は失効した場合には、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、その場合には当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### 導出先に対する出資について

当社は、Aratana社との導出契約の締結に際し、同社への出資（出資額5,500千米ドル、無議決権株式）を行っております。出資金額は出資時の価値に基づいておりますが、同社での開発遅延等により同社の業績が悪化し、出資時の価値が著しく毀損される場合には、減損処理が必要となることにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、同社への出資は外貨（米ドル）で行われているため、為替相場が将来、円に対して大きく変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の今後における導出活動において、同様の出資要請がなされる可能性は否定できませんが、その場合には当該必要性や当社財政状態等を慎重に考慮したうえで判断していく方針であります。なお、本書提出日現在において新たな出資等が想定される事項はありません。

## (7) ファイザーグループについて

### ファイザーグループの当社株式の保有及び経営関与に係る方針について

前述のとおり、当社は日本ファイザー社の旧中央研究所を前身としており、旧中央研究所閉鎖に起因する当社独立時に、ファイザーグループより支援の一環として出資を受けております。本書提出日現在、ファイザーグループは、当社株式の19.12%（潜在株式を除く）を保有する大株主であります。なお、当社株式は、米国ファイザー社の日本法人である日本ファイザー社が保有しております。

ファイザーグループによる当社株式の保有は、純投資を目的としたものであり、今後も当社株式を継続保有する意向を有しておりますが、当社株式の買い増し等の考えはないものと認識しております。また、同グループと当社の間では、役員受入や人員出向等の関係はなく、同社の当社経営への重要な影響は生じておらず、今後も当社経営に積極的に関与する等の考えはないものと認識しております。

しかしながら、将来において、何らかの要因により、ファイザーグループの経営方針や事業戦略等に変更が生じた場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

### 取引関係について

当社は、事業の開始に際して、日本ファイザー社からの研究設備等の資産の譲り受けや米国ファイザー社からの知的財産権の譲り受け等の取引が生じており、知的財産権の譲り受けに関しては、その後も契約では定められていない詳細な権利調整等について協議を行っております。

また、本書提出日現在において日本ファイザー社からの当社社屋等の賃借取引等が継続しているほか、第3期事業年度においては米国ファイザー社から許諾を受けている一部の開発化合物に係るロイヤリティー支払いが生じており、今後においても、日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を有するプロジェクト2件（海外既承認薬）や開発プロジェクト等に関して原薬に係る仕入取引等が発生する可能性があります。

さらに今後においては、同グループに対して当社の研究開発成果である開発化合物を導出する可能性があります。また、他の導出先企業と同様の取引を想定しております。

### 契約について

当社は、設立の経緯から、米国ファイザー社及び日本ファイザー社との間で当社の事業展開上、重要と考えられる契約を締結しております（契約内容については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります）。しかしながら、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合又は当社にとって不利な改定が行われた場合には、当社の事業戦略、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、平成20年6月に締結した米国ファイザー社との「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」等に基づき、同社より平成23年5月にシクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬に係る一定の知的財産権を譲り受けしております。一方、米国ファイザー社に対しては、COX-2阻害薬の研究契約について訴訟が提起されており、同社が製造・販売等を行うセレプレックスに関して、当該研究契約に基づき発見されたこと及びその結果としての利益の共有権が主張されております。当社は係る研究契約の当事者ではなく、また、当社が譲り受けたCOX-2阻害薬関連の知的財産権は、セレプレックスとは主要な化学構造及び特許等が異なる開発化合物を対象としたものであること等から、当社は、現時点で当該訴訟が当社の事業戦略に悪影響を及ぼす可能性は低いものと考えておりますが、その可能性は完全には否定できません。

## (8) 第4期事業年度（平成23年12月期）における導出活動の進捗状況について

当社は、第4期事業年度において、前述のとおり、平成23年3月に明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）との間で、ジブラシドンの日本における製品化に向けた再許諾契約を締結しております。

また、同社以外にも複数の企業に対して営業（導出）活動を継続して行っており、特定の開発プロジェクトについて製品化に向けた導出契約を締結することを目標とする旨を合意している製薬企業等もあります。これらについては、本書提出日現在、諸条件の検討及び社内手続きを進めておりますが、当該検討の過程で何らかの問題が生じた場合には、契約締結に至らない可能性があります。

## (9) その他

## ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の当社株式の保有について

本書提出日現在における当社発行済株式総数は9,267,200株（潜在株式を除く）であり、このうちベンチャーキャピタル会社及びベンチャーキャピタル会社が組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が所有する株式数は6,975,200株であり、その所有割合は75.27%を占めております。今回の当社上場に伴い、VC等が保有する当社株式の一部売出し（オーバーアロットメント）を予定しており、公募・売出し後に見込まれるVC等の持株比率は52.57%（グリーンシューオプションがすべて行使された場合は、48.13%）、潜在株式を含めた場合は51.87%（同47.48%）であります。（公募・売出しの株数等が増減した場合、当該比率が変更される可能性があります。）

一般に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであるため、VC等は所有する株式を当社の株式公開後において売却することが想定されます。その結果、短期的に需給のバランスの悪化が生じ、当社株式の市場価格が下落する可能性があります。

## 新株予約権について

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。本制度は、当社の役員や従業員に対して業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効であると当社は認識しており、今後も優秀な人材の確保のために、同様のインセンティブ・プランを継続し、また、必要に応じて報酬の一部として外部協力者に対して新株予約権を付与することを検討しております。

今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後ストック・オプションを付与する際に費用が計上されることにより、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

## 配当政策について

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、利益配当を実施しておりません。また、各研究分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となった場合には、財政状態及び経営成績を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

## 調達資金の用途について

当社が今回計画している公募増資による調達資金の資金用途としては、当社の医薬候補品の研究開発における、評価系の構築、リード化合物探索等からなる探索段階のプロジェクトの推進、並びに前臨床試験、初期臨床試験等からなる開発段階のプロジェクトの推進を目的として、全額を研究開発資金に充当する予定であります。

なお、当社が展開する事業を取り巻く外部環境は変化が早いことから、当社の経営判断により上述以外の資金用途に充当する可能性もあります。また、事業環境の変動等によっては、上述の投資が想定どおりの成果を挙げられない可能性もあります。

## 5【経営上の重要な契約等】

## (1) 建物の賃貸借に関する契約

契約書名	AGREEMENT OF FIXED-TERM BUILDING LEASE (建物賃貸借契約)
契約先	ファイザー株式会社(日本ファイザー社)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年7月1日から5年間
主な契約内容	日本ファイザー社は、愛知県知多郡武豊町字5号地2番地にある土地、建物、施設を当社に賃貸し、当社はこれを賃借する。 当社は日本ファイザー社に対し、一定の敷金と賃料を支払う。

## (2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約

契約書名	INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT (知的財産権の譲渡及びライセンスに係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国ファイザー社)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から50年間 (注) 2
主な契約内容	米国ファイザー社は、探索段階及び開発段階の複数のプロジェクトに関して、知的財産権を当社に譲渡、又は知的財産権の使用を当社に許諾(再許諾する権利を含む)する。 (個別のプロジェクトについては、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ」をご参照ください。) に加え、米国ファイザー社は、契約締結日から一定の期間に、臨床開発段階のプロジェクト4個を提示し、その中から当社の選択した1個につき、知的財産権を当社に許諾する。 米国ファイザー社は、当社に医薬品候補化合物の探索に必要なリサーチツール(化合物ライブラリーを含む)の非独占的な使用権を与える。 当社は、米国ファイザー社に対し、上記 ~ 並びに下記「ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」、「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」及び「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」の対価を支払う。 上記の対象となった複数の化合物のうち特定の化合物に関して、当社は米国ファイザー社に対し、ロイヤリティーを支払う。

- (注) 1. 上記に関して、当社は平成23年5月18日において、シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬を選択し、これを米国ファイザー社より譲り受けております。なお、上記に関しては、同譲受に伴い、契約から削除されております。
2. 上記に限り、契約期間は、平成21年8月1日から平成24年8月1日までとなっております。
3. 上記の対価については、平成20年7月14日に支払を完了しております。
4. 上記のうち「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」については、平成21年12月12日付で米国ファイザー社からDurata Therapeutics, Inc.へ地位が譲渡されております。さらに、当社は、平成22年12月14日付「RIGHTS TRANSFER AGREEMENT」において、Durata Therapeutics, Inc.との間で一定の対価の受領と引き換えに、当該契約を合意解除することにより、当該契約上の当社の権利をDurata Therapeutics, Inc.へ実質的に譲渡する旨に合意しております。契約内容の詳細については、後述「RIGHTS TRANSFER AGREEMENT」に記載のとおりであります。

契約書名	ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT (アニデュラファンギンの開発・販売権に係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国ファイザー社)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで
主な契約内容	米国ファイザー社は、当社にアニデュラファンギンの日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。 当社は、本化合物の特許権を所有するEli Lilly and Companyに対して、国内承認時にマイルストーン、上市後にロイヤリティーを支払う。

契約書名	ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT (ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の開発・販売権に係る契約)
契約先	Pfizer Inc. (米国ファイザー社)
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで
主な契約内容	米国ファイザー社は、当社にジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。

(注) ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利は、平成23年3月14日付で一定の対価の受領と引き換えに明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）に再許諾しております。契約内容の詳細については、後述「(5) 権利の再許諾に関する契約」に記載のとおりであります。

### (3) 権利の譲渡に関する契約

契約書名	RIGHTS TRANSFER AGREEMENT (権利譲渡契約)
契約先	Durata Therapeutics, Inc.
契約締結日	平成22年12月14日
主な契約内容	本契約の効力発生と同時に「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」を合意解除することにより、当社は、当該契約上の当社の権利である日本における開発、販売及び製剤の製造に関する権利を、Durata Therapeutics, Inc.へ実質的に譲渡する。 本契約の効力発生と同時に、「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」を解除する。 当社は、本契約締結の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入並びに日本における製造販売承認取得時におけるマイルストーン収入を受領する。 当社は、日本における製品上市後、日本における医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。 当社は、Durata Therapeutics, Inc.が一定期間内に製造販売承認取得の申請ができない場合、又は同社が開発を断念した場合、の権利を再度取得する権利を持つ場合がある。

## (4) 導出に関する契約

EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）

本開発化合物は、米国ファイザー社より譲渡を受けたものであり、当社が第三者に権利を導出する場合、導出によって得られる収益（契約一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤリティー収入等）に一定の料率を乗じた金額を米国ファイザー社に支払う旨、平成20年6月30日付「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」で当社と米国ファイザー社との間で合意しております。なお、「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」の詳細については、前述「(2) 知的財産権の譲渡並びにライセンスに関する契約」に記載のとおりであります。

契約書名	ライセンス契約（導出契約）
契約先	丸石製薬株式会社
契約締結日	平成22年8月4日
契約期間	契約締結日から丸石製薬株式会社又は同社の再許諾先による本開発化合物の開発、製造及び販売が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、丸石製薬株式会社に対して、剤形を注射剤とするEP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の日本及び東アジア（韓国・中国・台湾）地域におけるヒト及び動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>丸石製薬株式会社は、の権利について、日本及び東アジア以外のアジア諸国並びに欧米各国を契約地域に加えるオプション権を持つ。</p> <p>当社は、丸石製薬株式会社への原薬供給に責任を負う。</p> <p>当社は、上記 から の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、日本における後期臨床第 相試験及び臨床第 相試験の各開始時、日本における製造販売承認取得時、日本における医薬品販売後1年経過時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、日本における医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。また、日本国内での医薬品販売高が一定金額を超えた場合には、インセンティブを受領する。</p> <p>丸石製薬株式会社が日本国外で第三者へ権利を再許諾した場合、当社は、再許諾により当社が受領した収入の一定料率を受領する。</p>

- (注) 1. 本契約の契約内容の一部変更に伴い、平成22年12月24日付で「ライセンス契約書の一部変更に関する契約書」を締結しており、上記の内容は、当該変更契約の内容を反映しております。
2. 上記 のオプション権のうち、動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権については、当社とAratana Therapeutics, Inc.（米国）との導出契約締結に伴い、本書提出日現在、消滅しております。なお、同社との導出契約の詳細については、後述「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007」に記載のとおりであります。

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 ( 導出契約 )
契約先	Aratana Therapeutics, Inc.
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc. に対して、EP<sub>4</sub>拮抗薬 ( RQ-00000007 ) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。( 但し、日本、韓国、中国及び台湾地域における剤形を注射剤とする動物用医薬品としての権利を除く。)</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc. へ無償で供給する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、米国及び欧州における適応症 ( 急性疼痛、慢性疼痛 ) 毎の各製造販売承認申請時、米国及び欧州における適応症 ( 急性疼痛、慢性疼痛 ) 毎の各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

( 注 ) 当社は、平成22年12月27日付で「SERIES A-1 PREFERRED STOCK PURCHASE AGREEMENT」を締結し、本書提出日現在、Aratana Therapeutics, Inc. の A - 1 種優先株式を保有しております。

## グレリン受容体作動薬（RQ-00000005）

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000005（導出契約）
契約先	Aratana Therapeutics, Inc.
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc.に対して、グレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc.に無償で供給する。</p> <p>当社は、上記及びの対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、対象動物における安全性評価試験開始時、米国及び欧州における各製造販売承認申請時、米国及び欧州における各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

（注）当社は、平成22年12月27日付で「SERIES A-1 PREFERRED STOCK PURCHASE AGREEMENT」を締結し、本書提出日現在、Aratana Therapeutics, Inc.のA - 1種優先株式を保有しております。

## アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）

契約書名	LICENSE AGREEMENT（導出契約）
契約先	CJ CheilJedang Corporation
契約締結日	平成22年9月3日
契約期間	契約締結日からCJ CheilJedang Corporationによる当社へのロイヤリティー支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>当社は、CJ CheilJedang Corporationに対して、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、CJ CheilJedang Corporationにバックアップ化合物について、上記と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>当社は、上記及びの対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、許諾対象地域のいずれかにおける臨床第 相試験及び韓国及び中国（香港を含む）における各臨床第 相試験の開始時、韓国及び中国（香港を含む）における各製造販売承認取得時、韓国及び中国（香港を含む）における各医薬品販売開始時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>



## (5) 権利の再許諾に関する契約

契約書名	ライセンス契約（再許諾契約）
契約先	明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）
契約締結日	平成23年3月14日
契約期間	契約締結日から契約所定の状況による解約を除き、日本での販売を中止する日まで
主な契約内容	<p>当社は、Meiji Seikaファルマ株式会社に対して、「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」によりPfizer Inc.より許諾を受けているジブラシドン塩酸塩・ジブラシドンメシル酸塩の日本における開発、販売及び製剤の製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、日本における各適応症（統合失調症、双極性障害）の製造販売承認申請時及び日本における各適応症（統合失調症、双極性障害）の製造販売承認取得時のそれぞれの時点におけるマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市后、日本における医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。また、日本国内での医薬品販売高が一定金額を超えた場合には、インセンティブを受領する。</p>

（注）上記のマイルストーン収入及び上記のロイヤリティー収入については、臨床試験の状況により増減される場合があります。

## (6) 共同研究に関する契約

契約書名	Product Development, Option, License and Commercialization Agreement （オプション権付き共同研究及び導出契約）
契約先	Eli Lilly and Company
契約締結日	平成22年12月20日
契約期間	<p>契約締結日から、以下の事象のうち、いずれか遅い日まで</p> <p>共同研究期間終了時点で、Eli Lilly and Companyがオプション権を行使しなかった場合</p> <p>製品毎かつ国毎に、ロイヤリティーの支払い義務が終了した場合、その製品に関するその国での契約が終了</p> <p>最後の製品に関するすべての国におけるロイヤリティーの支払い義務が終了した場合</p>
主な契約内容	<p>当社は、Eli Lilly and Companyと特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>当社は、Eli Lilly and Companyに対して、共同研究において創出された化合物のヒト用及び動物用医薬品としての独占的な開発、製造及び販売の権利を許諾するオプション権を付与する。</p> <p>当社は、上記の開始時の対価として、本契約の締結に伴う研究協力金収入（一時金）を受領する。また、上記の対価として、同社のオプション権行使時及び開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市后、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p> <p>Eli Lilly and Companyがオプション権を行使せず、当社が特定の化合物について開発、販売等を行う場合には、当社がEli Lilly and Companyに対して一定の対価を支払う場合がある。</p>

## 6【研究開発活動】

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、1,652,672千円となりました。また、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

### （1）研究開発体制について

平成22年12月31日現在、研究部門は54名、開発部門は4名在籍しており、分子生物学、生化学、細胞生物学、薬理学、薬物動態、安全性、創薬化学、合成化学、分析化学等の創薬テクノロジーに関する知識が集約された人員体制となっております。また、社外の公的研究機関や受託研究機関等も積極的に活用し、効率良く創薬研究を行っております。

### （2）研究開発活動について

#### 探索段階

過敏性腸症候群（IBS）を主たる適応症とした5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬及びCB<sub>2</sub>作動薬のプロジェクト並びに機能性胃腸症（FD）を主たる適応症としたモチリン受容体作動薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、絞り込んだ候補化合物の有効性及び安全性の特性評価を継続して進めました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたT型（Cav3.2）カルシウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、前事業年度に同定されたリード化合物群を元に化合物の最適化及び薬理試験を進めました。

また、神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、リード化合物群の最適化を終了し、最終的な化合物の絞り込みを進めています。

さらに、炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたNav1.3ナトリウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、より有望な化合物が見出されたため、今後、当該化合物の有効性及び安全性の特性評価を進めてまいります。

なお、特定のイオンチャネルプロジェクトについては、平成22年12月よりEli Lilly and Company（米国）と共同で研究を開始しており、有効性及び安全性の高い開発化合物の創出を目指し、共同研究を進めてまいります。

#### 開発段階

##### （A）EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えており、当事業年度においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証及び安全性に関する追加試験を行いました。

##### （B）EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000008）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えており、当事業年度においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証及び安全性に関する追加試験を行いました。

##### （C）5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-00000009）

アルツハイマー病を適応症とした本開発化合物については、当事業年度において、動物を用いた薬効薬理試験や薬物動態試験を実施し、認知機能改善効果を確認いたしました。また、これらに加え、安全性評価の追加試験も終了いたしました。

##### （D）アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）

本開発化合物は、胃食道逆流症（GERD）を適応症として、平成22年6月に米国における新薬治験申請（IND申請）を行い、同年8月に臨床第Ⅰ相試験を開始いたしました。同年12月末までに被験者への投与と観察を順調に終えており、安全性、薬物動態、バイオマーカーによる薬理作用等の最終的な臨床データを得て、報告書の作成を開始しました。

当第1四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

当社の研究開発活動における当第1四半期累計期間の研究開発費は、361,743千円となりました。また、当第1四半期累計期間における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

（1）研究開発体制について

平成23年3月31日現在、研究部門は52名、開発部門は5名在籍しており、分子生物学、生化学、細胞生物学、薬理学、薬物動態、安全性、創薬化学、合成化学、分析化学等の創薬テクノロジーに関する知識が集約された人員体制となっております。また、社外の公的研究機関や受託研究機関等も積極的に活用し、効率良く創薬研究を行っております。

（2）研究開発活動について

探索段階

IBSを主たる適応症とした5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬及びCB<sub>2</sub>作動薬のプロジェクト並びに機能的胃腸症（FD）を主たる適応症としたモチリン受容体作動薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、絞り込んだ候補化合物の有効性及び安全性の特性評価を継続して進めました。また、5-HT<sub>2B</sub>拮抗薬については、臨床試験に向け、既知の合成方よりも、GMP下での大量合成に適切な合成法を見出しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたT型（Cav3.2）カルシウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、探索段階から開発段階に進めるための開発化合物の創出に向けて、前事業年度に同定されたリード化合物群を元に化合物の最適化及び薬理試験を進めました。

また、神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、化合物の最適化を終了し最終的な候補化合物を絞り込みました。今後、絞り込んだ候補化合物の有効性及び安全性の特性評価を進めてまいります。

さらに、炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたNav1.3ナトリウムチャネル遮断薬のプロジェクトでは、疼痛に関連した複数のナトリウムチャネルに作用する、有望な化合物が複数見出されたため、今後、当該化合物の有効性及び安全性の特性評価を進めてまいります。

なお、特定のイオンチャネルプロジェクトについては、平成22年12月よりEli Lilly and Company（米国）と、有効性及び安全性の高い開発化合物の創出を目指し、共同研究を進めております。

開発段階

（A）EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えております。当第1四半期累計期間においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証及び薬物動態に関する追加試験を行いました。また、これら適応拡大に伴う臨床開発を推進するために長期毒性試験を追加実施しました。

（B）EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000008）

本開発化合物は、慢性炎症性疼痛、急性痛、炎症、自己免疫疾患、アレルギー及び癌等への適応の可能性があると考えております。当第1四半期累計期間においては、自社での薬効薬理試験、動物モデルで抗癌作用の評価技術を持つ研究機関との共同研究等、これらの適応症に係る薬理作用の検証に関する追加試験を行いました。

（C）5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-00000009）

アルツハイマー病を適応症とした本開発化合物については、認知機能改善効果の評価を継続しており、当第1四半期累計期間も動物を用いた薬効薬理試験を引き続き実施しました。

（D）5-HT<sub>4</sub>部分作動薬（RQ-00000010）

GERDを適応症とした本開発化合物については、臨床第Ⅰ相試験を開始するために必要な毒性試験を終了しております。当第1四半期累計期間においては、治験薬の製造及び臨床第Ⅰ相試験の準備を開始しました。

（E）アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004）

本開発化合物では、GERDを適応症として、平成22年8月に臨床第Ⅰ相試験を開始し、同年12月末までに被験者への投与と観察を順調に終了しました。当第1四半期累計期間においては、安全性、薬物動態、バイオマーカーによる薬理作用等の最終的な臨床データを用い、報告書の作成を継続しました。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

流動資産は、前事業年度末と比べ75,679千円減少し、3,845,385千円となりました。これは主に、現金及び預金が前事業年度末と比べ318,209千円減少し、3,392,722千円となる一方、売掛金が353,320千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べ425,281千円増加し、615,387千円となりました。これは主に、投資有価証券が447,920千円増加したことによるものであります。

流動負債は、前事業年度末と比べ38,381千円増加し、269,629千円となりました。これは主に、未払金が58,093千円増加し、193,551千円となったことによるものであります。なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

純資産合計は、前事業年度末と比べ311,220千円増加し、4,191,144千円となりました。これは主に、当期純損失の計上により利益剰余金が減少したものの、第2回新株予約権（B種優先株式）の行使請求に伴う新株式630株の発行及び第1回新株予約権（A種優先株式）の行使請求に伴う新株式2,638株の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ813,850千円増加したことによるものであります。

当第1四半期累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

流動資産は、前事業年度末と比べ28,452千円減少し、3,816,933千円となりました。これは主に、現金及び預金が前事業年度末と比べ473,998千円減少し、2,918,723千円となる一方、売掛金が383,758千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べ8,585千円増加し、623,973千円となりました。これは主に、投資有価証券が9,405千円増加したことによるものであります。

流動負債は、前事業年度末と比べ43,056千円減少し、226,573千円となりました。これは主に、未払金が58,320千円減少し、135,230千円となったことによるものであります。なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

固定負債は、前事業年度末と比べ241千円増加し、241千円となりました。これは、保有する投資有価証券について、繰延税金負債を認識したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末と比べ22,948千円増加し、4,214,092千円となりました。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が13,785千円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

当事業年度において、平成22年 8月に、丸石製薬株式会社との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての製品化に向けた導出契約を、また、同年 9月には、CJ CheilJedang Corporation（韓国）との間で、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の製品化に向けた導出契約を、同年12月には、Aratana Therapeutics, Inc.（米国）との間で、EP<sub>4</sub>拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての製品化に向けた導出契約を、Durata Therapeutics, Inc.（米国）との間でダルババンシンに関する権利の譲渡契約を、さらに、Eli Lilly and Company（米国）との間で、特定のイオンチャネルに関するオプション権付き共同研究契約をそれぞれ締結しており、事業収益は1,186,759千円となりました。

事業費用は、2,532,308千円（前事業年度は2,678,343千円）となりました。このうち、事業原価は101,734千円（前事業年度は 千円）、研究開発費は1,652,672千円（前事業年度は1,877,201千円）、その他の販売費及び一般管理費は777,901千円（前事業年度は801,141千円）であります。

研究開発費については、主なものとして、給与手当が444,878千円、賃借料が270,591千円、委託研究開発費が233,554千円、研究開発消耗品費が143,151千円発生しております。

その他の販売費及び一般管理費については、主なものとして、給与手当が247,715千円、業務委託費が131,251千円、賃借料が95,072千円発生しております。

この結果、営業損失は1,345,549千円（前事業年度営業損失2,678,343千円）、経常損失は1,295,839千円（前事業年度経常損失2,638,527千円）、当期純損失は1,307,679千円（前事業年度当期純損失2,642,327千円）となっております。

当第1四半期累計期間（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日）

当第1四半期累計期間において、明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）との間でジブラシドンの再許諾契約を締結したこと等により、事業収益は602,086千円となりました。

事業費用は、588,032千円となりました。このうち、研究開発費は361,743千円、その他の販売費及び一般管理費は226,289千円であります。

研究開発費については、主なものとして、給与手当が116,506千円、賃借料が69,514千円、研究開発消耗品費が54,825千円発生しております。

その他の販売費及び一般管理費については、主なものとして、業務委託費が76,160千円、給与手当が58,369千円、賃借料が21,951千円発生しております。

この結果、営業利益は14,053千円、経常利益は14,745千円、四半期純利益は13,785千円となっております。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に応じたマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に応じたロイヤリティー収入等の対価を受領することにより収益を得る契約形態を採用しております。しかしながら、医薬品が上市され、経常的なロイヤリティー収入が発生する以前の段階では、長期的かつ安定的な収益ではなく、年間数個程度の開発化合物の導出による契約一時金収入、あるいは数個程度の開発の進捗に基づくマイルストーン収入に頼るため、1個当たりの導出交渉及び開発の成否が全体の事業収益に大きな影響を与える可能性があります。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ318,209千円減少し、3,392,722千円となりました。

営業活動により使用した資金は、1,470,037千円（前事業年度は2,416,043千円の使用）となりました。これは主に、研究開発費1,652,672千円を計上したこと等により、税引前当期純損失1,295,839千円を計上したことによるものであります。

投資活動により使用した資金は、465,293千円（前事業年度は17,740千円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券456,720千円の取得によるものであります。

財務活動により調達した資金は、1,622,003千円（前事業年度は15,750千円の使用）となりました。これは、第2回新株予約権（B種優先株式）及び第1回新株予約権（A種優先株式）の行使に伴う新株発行による収入1,622,003千円によるものであります。

当第1四半期累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

当第1四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ473,998千円減少し、2,918,723千円となりました。

営業活動により使用した資金は、476,071千円となりました。これは、14,745千円の税引前四半期純利益を計上したものの、事業収益に係る売上債権が大幅に増加したこと等によるものであります。

投資活動により使用した資金は、409千円となりました。これは、無形固定資産409千円の取得によるものであります。

財務活動による資金の増減はありませんでした。

#### (6) 経営戦略の現状と見通し

医薬品開発事業は、成功確率が極めて低い、開発に長い期間を必要とする、多大な研究開発費を必要とするものの一旦成功すれば高い収益が期待できる、ハイリスク・ハイリターン型のビジネスであります。当社は研究開発型の創薬企業として、平成20年に設立と同時に当該事業に参入いたしました。ベンチャー企業であるが故に、一般の製薬会社に比べて相対的に経営資源に制約があり、取り得るリスクへの対応にも限界があることから、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて臨床第 相試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出するという経営戦略を採っております。また、複数のプロジェクトを保有して研究開発ポートフォリオを構成することにより、リスク分散を図り、研究開発投資の回収に努める方針であります。

しかしながら、販売計画や研究開発計画が想定どおりに進捗しなかった場合には、継続的な営業損失の発生及び継続的なキャッシュ・フローのマイナス等を計上し続けることとなり、当該状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。当社は、これらのリスクを低減し、収益の機会の最大化を図るために、少数の限られたプロジェクトに経営資源を集中するのではなく、研究開発ポートフォリオを拡充する戦略を採っております。当社は、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しており、この体制を通じて、研究開発投資を段階的に回収できるよう努めてまいります。

#### (7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、事業の環境について入手可能な情報と経験に基づいた仮定により経営判断を行っておりますが、当社は研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入や開発化合物の上市後のロイヤリティー収入により収益が安定化するまで長期間を要する可能性があります。そのため、キャッシュ・フローの動向には常に注意を払い、事業収益実現のための営業（導出）活動には最大の経営努力を注いでまいります。

当社は、研究開発ポートフォリオの拡充、導出の推進、導出後の開発化合物の上市に向けた臨床開発支援活動が、企業価値向上のための重要な要素と考えており、今後もこれらの諸活動を含めた研究開発活動に経営資源を集中する方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当事業年度においては、主として、業務の効率化を目的としたソフトウェアの改修、セキュリティ設備増設に対する設備投資を行い、その総額は498千円でありました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当第1四半期累計期間（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）

当第1四半期累計期間においては、主として、測定機器の購入、サーバ等のシステム増強等を行い、その総額は3,800千円でありました。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (愛知県知多郡)	本社機能 研究開発施設	研究設備	62,388	534	8,308	21,193	92,425	78

- (注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。  
 2. 現在休止中の設備はありません。  
 3. 本社は賃借物件であり、その概要は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (愛知県知多郡)	本社機能 研究開発設備	研究設備	277,029	625,236

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、研究開発用設備を中心に、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して決定しております。

なお、平成23年5月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

##### 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,267,200	非上場	単元株式数は100株であります。
計	9,267,200		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づき、平成23年1月28日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。



## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第3回新株予約権（普通株式：平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	192(注)1	190(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192(注)2、3	76,000 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	510,000(注)4	1,275(注)4、7
新株予約権の行使期間	平成22年10月16日から平成30年7月31日。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開(該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日以降においてのみ、行使することができる。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 510,000 資本組入額 255,000	発行価格 1,275 資本組入額 638 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は250個であり、平成20年9月26日開催の取締役会において上記条件の新株予約権195個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式（但し、新株予約権の発行日時時点で既に発行されているB種優先株式を除く。）、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。  
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から平成30年7月31日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等

上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

## 第5回新株予約権（普通株式：平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	246（注）1	243（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	246（注）2、3	96,957 （注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	515,000（注）4	1,288（注）4、7
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日から平成31年7月27日。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 515,000 資本組入額 257,500	発行価格 1,288 資本組入額 644 （注）7
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

（注）1．株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成21年8月28日開催の取締役会において上記条件の新株予約権248個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3．新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

（1）当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式（但し、新株予約権の発行日時時点で既に発行されているB種優先株式を除く。）、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、
- その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等

上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。



## 第7回新株予約権（普通株式：平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	20（注）1	20（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20（注）2、3	7,980 （注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	515,000（注）4	1,288（注）4、7
新株予約権の行使期間	平成24年6月12日から平成31年7月27日。 但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その直前の営業日を最終日とする。 なお、普通株式の株式公開（該当普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、行使することができる。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 515,000 資本組入額 257,500	発行価格 1,288 資本組入額 644 （注）7
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

- （注）1．株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成22年6月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権20個の付与を決議しております。
- 2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
- 3．新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- （1）当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- （2）上記（1）の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式(但し、新株予約権の発行日時時点で既に発行されているB種優先株式を除く。)、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、
- その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号の(A)から(E)までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等

上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年2月19日 (注)1	普通株式 33	普通株式 33	1,000	1,000	650	650
平成20年6月16日 (注)2		普通株式 33	650	1,650	650	
平成20年6月16日 (注)3	普通株式 167	普通株式 200	8,350	10,000		
平成20年6月18日 (注)4	普通株式 800	普通株式 1,000		10,000		
平成20年7月14日 (注)5	A種優先株式 6,100 B種優先株式 3,800	普通株式 1,000 A種優先株式 6,100 B種優先株式 3,800	2,456,000	2,466,000	2,456,000	2,456,000
平成20年12月26日 (注)6	A種優先株式 9,000	普通株式 1,000 A種優先株式 15,100 B種優先株式 3,800	2,250,000	4,716,000	2,250,000	4,706,000
平成22年3月26日 (注)7		普通株式 1,000 A種優先株式 15,100 B種優先株式 3,800		4,716,000	4,706,000	
平成22年6月29日 (注)8	B種優先株式 630	普通株式 1,000 A種優先株式 15,100 B種優先株式 4,430	154,350	4,870,350	154,350	154,350
平成22年10月7日 (注)6	A種優先株式 2,638	普通株式 1,000 A種優先株式 17,738 B種優先株式 4,430	659,500	5,529,850	659,500	813,850
平成22年10月27日 (注)9	普通株式 22,168	普通株式 23,168 A種優先株式 17,738 B種優先株式 4,430		5,529,850		813,850
平成22年10月27日 (注)9	A種優先株式 17,738 B種優先株式 4,430	普通株式 23,168		5,529,850		813,850
平成23年1月28日 (注)10	普通株式 9,244,032	普通株式 9,267,200		5,529,850		813,850

(注)1. 新規設立時の発起人の株式引受によるものであります。

2. 資本準備金の資本組入によるものであります。

3. 有償株主割当(1:5.12)によるものであります。

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 当社役員・執行役員6名

4. 株式分割(1:5)によるものであります。

5. 有償第三者割当によるものであります。
  - (1) A種優先株式
    - 発行価格 500,000円
    - 資本組入額 250,000円
    - 割当先 ベンチャーキャピタル会社16社及び当社役員・執行役員7名
  - (2) B種優先株式
    - 発行価格 490,000円
    - 資本組入額 245,000円
    - 割当先 ファイザー株式会社（日本ファイザー社）
6. 第1回新株予約権の行使によるものであります。
  - 発行価格 500,000円
  - 資本組入額 250,000円
7. 資本準備金の減少は、欠損填補によるものであります。
8. 第2回新株予約権の行使によるものであります。
  - 発行価格 490,000円
  - 資本組入額 245,000円
9. A種優先株式及びB種優先株式を普通株式に転換（1：1）し、それに伴い取得した自己株式（A種優先株式及びB種優先株式）のすべてを消却したことによるものであります。
10. 株式分割（1：400）によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）				16	1		7	24	
所有株式数（単元）				64,512	22,960		5,200	92,672	
所有株式数の割合（%）				69.61	24.78		5.61	100.00	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,267,200	92,672	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数 100株
単元未満株式			
発行済株式総数	9,267,200		
総株主の議決権		92,672	

## 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計					

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

## 第3回新株予約権（普通株式：平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成20年9月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 58
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名、当社従業員55名、当社元取締役1名であります。

## 第5回新株予約権（普通株式：平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3 当社従業員 66
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社執行役員3名、当社従業員62名であります。



## 第7回新株予約権（普通株式：平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成22年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 A種優先株式及びB種優先株式

会社法第155条第1号の規定に基づく取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式	A種優先株式 17,738 B種優先株式 4,430	
最近期間における取得自己株式		

(注) A種優先株式17,738株及びB種優先株式4,430株について、平成22年10月8日開催の取締役会決議に基づき、定款第17条(一斉取得条項)により、同年10月27日をもって、その取得と引換えに普通株式22,168株を交付しております。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 17,738 B種優先株式 4,430			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 平成22年10月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、同年10月27日をもって、自己株式(A種優先株式17,738株及びB種優先株式4,430株)を消却することを決議し、同日付でそのすべてについて消却を行っております。

### 3【配当政策】

当社は、創業して間もないこともあり、設立以来、配当を実施しておらず、配当可能な状況にありません。

また、当社は、研究開発活動を開始してから日も浅く、今後も継続して研究開発活動を実施していく必要があることから、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役		長久 厚	昭和31年7月27日生	昭和59年9月 Pfizer Inc. (米国ファイザー社) 入社 昭和62年12月 台糖ファイザー(株) (現ファイザー(株)) 入社 平成12年2月 同社 取締役 中央研究所長 平成17年2月 同社 常務取締役 研究開発担当 平成20年2月 当社設立 当社 取締役 平成20年7月 当社 代表取締役 (現任)	(注)3	252,000
取締役	常務執行役員 (人事総務 部門担当)	土屋 進	昭和25年4月3日生	昭和49年4月 台糖ファイザー(株) (現ファイザー(株)) 入社 平成10年10月 同社 中央研究所 研究人事部長 平成11年12月 同社 中央研究所 研究管理統括部長 平成20年7月 当社 入社 当社 常務執行役員 (人事総務部門担当) (現任) 平成22年3月 当社 取締役 (現任)	(注)3	42,000
取締役	常務執行役員 (事業開発 部門担当)	谷 直樹	昭和23年3月23日生	昭和48年4月 藤沢薬品工業(株) (現アステラス製薬(株)) 入社 昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当 平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長 平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TL0部特任教授 平成22年4月 当社 入社 当社 執行役員 (事業開発部門担当) 平成22年10月 当社 取締役 (現任) 平成23年4月 当社 常務執行役員 (事業開発部門担当) (現任)	(注)3	
取締役	常務執行役員 (研究部門 担当)	小泉 信一	昭和31年4月5日生	昭和61年6月 米国国立衛生研究所 (NIH) 平成元年6月 日本チバガイギー(株) (現ノバルティス ファーマ(株)) 入社 スイス本社制癌研究部 平成12年8月 同社 つくば研究所 研究本部 創薬生物研究部 部長 平成16年10月 ファイザー(株) 入社 中央研究所 探索研究所 生物科学研究統括部 シニアリサーチフェロー 平成20年7月 当社 入社 当社 常務執行役員 (研究部門担当) (現 任) 平成23年3月 当社 取締役 (現任)	(注)5	42,000
取締役		成田 宏紀	昭和46年11月9日生	平成7年4月 明和産業(株) 入社 平成12年10月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ(株) (現大和企業投資(株)) 入社 平成17年6月 同社 投資第一本部 次長 平成17年7月 (株)リボミック 取締役 (現任) 平成18年12月 (株)レグイミュン 取締役 (現任) 平成20年7月 当社 取締役 (現任) 平成21年3月 テムリック(株) 取締役 (現任) 平成23年6月 大和企業投資(株) 投資第一部 副部長 兼 VC 投資第四課長 (現任)	(注)3	
取締役		平井 昭光	昭和35年3月11日生	平成2年3月 司法研修所卒業 平成7年6月 ワシントン大学ロースクールLL.M修了 平成11年4月 レックスウェル法律特許事務所設立 同事務所 代表パートナー (現任) 平成20年7月 当社 監査役 平成21年3月 (株)アルファジェン 代表取締役 平成22年3月 当社 取締役 (現任)	(注)3	80,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		井上 尚治	昭和21年10月11日生	昭和44年3月 日本生命保険相互会社 入社 昭和63年3月 同社 フランクフルト事務所長 平成6年3月 同社 国際業務部担当部長 平成8年3月 ㈱ニッセイ基礎研究所 出向 同社 企画総務部長 平成14年6月 日本ベンチャーキャピタル㈱ 監査役 平成21年3月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	
監査役		本間 靖	昭和19年5月2日生	昭和44年4月 田辺製薬㈱(現田辺三菱製薬㈱) 入社 平成9年6月 同社 医薬開発研究所所長 平成11年5月 ㈱富士薬品 入社 同社 医薬研究開発副本部長 平成15年4月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ㈱ (現大和企業投資㈱) テクニカルアドバイザー 平成20年7月 当社 取締役 平成22年3月 当社 監査役(現任)	(注)4	
監査役		縣 久二	昭和25年9月16日生	昭和49年4月 野村證券㈱ 入社 昭和56年3月 日本合同ファイナンス㈱(現㈱ジャフコ) 入社 平成9年6月 同社 取締役 平成14年5月 同社 常務取締役 平成20年1月 響きパートナーズ㈱ 代表取締役会長 平成20年6月 太陽誘電㈱ 取締役(現任) 平成20年9月 響きパートナーズ㈱ 特別顧問(現任) 平成22年3月 当社 監査役(現任) テムリック㈱ 監査役(現任)	(注)4	
計						416,000

- (注) 1. 取締役 成田宏紀氏及び平井昭光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役 井上尚治氏及び監査役 縣久二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成22年12月24日開催の臨時株主総会の時から平成24年3月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成22年12月24日開催の臨時株主総会の時から平成26年3月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成23年3月30日開催の定時株主総会の時から平成24年3月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める社外監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
山上 大介	昭和21年11月24日	昭和50年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 昭和56年9月 公認会計士登録 昭和59年11月 トゥウシュ・ロス会計事務所(トロント市、等松・青木監査法人提携先)へ派遣 昭和63年3月 等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務(平成5年帰国、東京事務所勤務) 平成2年7月 監査法人トーマツ社員登録 平成12年8月 山上公認会計士事務所開設(現任) 平成13年3月 ㈱小田原エンジニアリング 監査役(現任) 平成13年6月 日本特殊塗料㈱ 監査役(現任) 平成15年8月 宝印刷㈱ 監査役(現任) 平成21年11月 当社 一時監査役	(注)	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計9名であります。

地位	氏名	担当部門・室
常務執行役員	土屋 進	人事総務部門
常務執行役員	谷 直樹	事業開発部門
常務執行役員	小泉 信一	研究部門
常務執行役員	古田 晃浩	IT部門
常務執行役員	二井 智子	開発部門
執行役員	堀井 三四郎	財務経理部門
執行役員	稲垣 泰介	経営推進室
執行役員	池田 和博	公開準備室
執行役員	河田 喜一郎	監査室

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく、企業価値を向上し、社会的信頼に応える上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。

経営体制を強化し、迅速な意思決定を行うとともに、説明責任を持って、透明性、公正性の高い組織体制を構築、維持することは、健全な経営に必要不可欠であると認識し、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また、今後もその時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### (A) 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。取締役会は、6名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、また、経営と執行の分離及び執行機能の強化・活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会制度を採用しており、監査役会は、3名（うち、2名は社外監査役）で構成されております。

##### (取締役会)

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告を行っております。取締役会の経営監視機能を強化するため、当社の取締役6名のうち2名が社外取締役であり、ベンチャー企業の育成等に精通した人材を登用しております。監査役は、常に取締役会に出席し、取締役会の運営状況を監視できる体制となっております。

##### (監査役会)

監査役会は、定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会は監査役3名（常勤1名、非常勤2名）で構成され、ベンチャー企業の育成や医薬品の開発等に精通した人材を登用することで、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。常勤監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、期初に監査役会で承認された監査計画に基づき、決裁書類の閲覧等を随時行うなど、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて、適宜監査役間で協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

##### (執行役員会)

当社は執行役員制度を導入しており、執行役員による業務の執行機能と取締役による経営の監視の位置付けを明確にし、迅速な業務執行を重視しながらも、同時に適正な業務のマネジメントを企図しております。執行役員会は、代表取締役、各部門の長である執行役員9名及び常勤監査役で構成されており、主として、代表取締役の業務執行の諮問機関として、また経営課題の実務的な協議の場として、毎月2回以上開催し、経営の迅速かつ適正な意思決定を支えております。

### （コンプライアンス委員会）

コンプライアンス委員会は、代表取締役及び各部門の長である執行役員 9 名をメンバーとしており、「コンプライアンス規程」を定め、原則として、半年に 1 回の定例会議を開催しております。当委員会は、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス・プログラムの策定及び維持、当社の法令遵守状況の監視、従業員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を主な活動内容としております。

過去に開催したコンプライアンス委員会では、コンプライアンスの重要性の共有・徹底のための小冊子「社員行動指針」の作成及び配布を行い、また、全従業員に対するコンプライアンス教育として、「社員行動指針」に基づく行動、情報セキュリティ、内部通報に関する教育及びインサイダー取引に関する教育を実施しております。

今後は、事業全体に影響度の高いインサイダー取引に関する教育に重点を置き、啓蒙活動を行ってまいります。

### （リスク管理委員会）

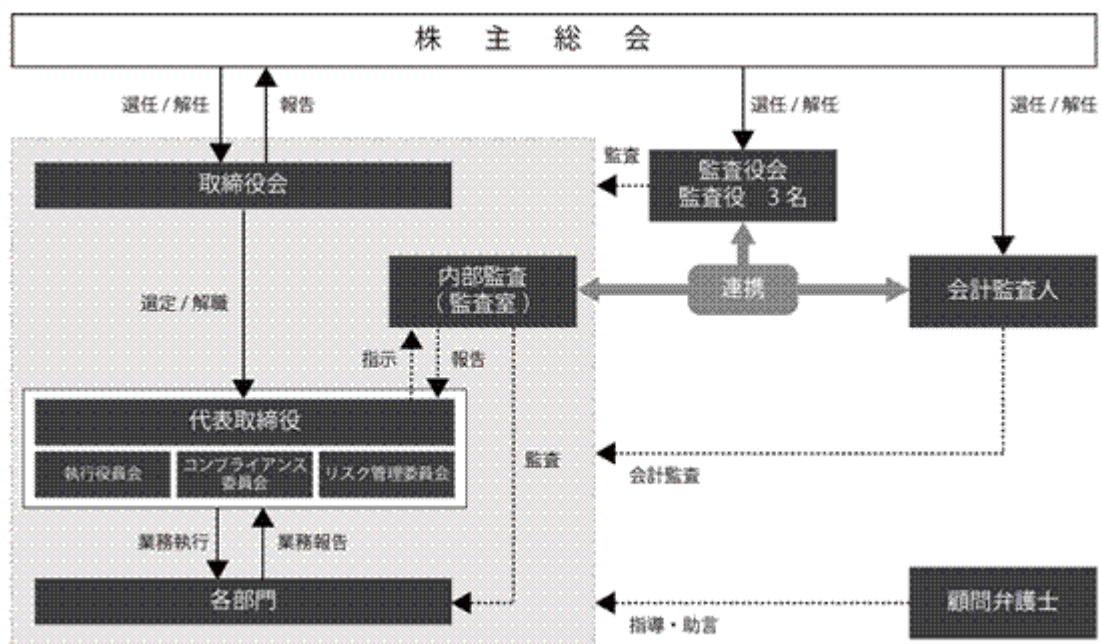
リスク管理委員会は、代表取締役及び各部門の長である執行役員 9 名をメンバーとしており、「リスク管理規程」を定め、原則として、半年に 1 回の定例会議を開催しております。当委員会では、コンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク及びその他のリスクを想定しており、それらのリスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等を活動内容としております。

過去に開催したリスク管理委員会では、一般的な情報セキュリティに関するリスク教育の実施、また、災害発生時の緊急対応に必要な連絡体制の整備を行い、また、会社全体に関わるリスクについては、想定されるリスクを洗い出し、発生頻度と損失の大きさとの関連を考慮して評価を行っております。

今後は、影響度の高いリスクに対する対応策を検討し、想定し得るすべてのリスクの軽減に努めてまいります。

## （B）会社の機関・内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。





### (C) 会社の機関・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいて、内部監査は重要な役割であると認識しており、代表取締役直属の独立部署である監査室が、監査役及び会計監査人との連携のもと、計画的な内部監査を全部署に対して実施しております。また当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の社内規程を制定し、役職員の権限と責任の所在を明確にし、内部統制システムを有効に機能させる体制を整備しております。なお、社内規程については、必要に応じて適宜改正を行っております。

### (D) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役直属の部署である監査室（監査室の構成員は監査室長1名）が、全部署に対する監査を実施しております。監査室は、年間監査計画に基づいて監査を行い、内部監査の結果を取りまとめた報告書を代表取締役に提出しております。また、被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに、改善の指示を行っております。被監査部門は、改善要請のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査役の監査活動については、取締役会、執行役員会等の重要な会議への出席のほか、監査計画に基づいた業務監査及び会計監査を実施しております。また、常勤監査役については、社内文書の調査や実際の業務活動状況の聴き取りを実施する等の監査活動を実施し、その結果を原則として毎月1回開催される監査役会において報告しております。常勤監査役からの報告を受け、他の監査役はそれぞれの専門的な見識から意見交換を行っております。

なお、当社では、監査室及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役は、内部監査の立会い及び実施結果の報告を受けるなど、監査室との情報交換を密に行い、また、会計監査人とは監査及び四半期計画並びに四半期決算及び期末決算毎の会計監査結果及びレビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

### (E) 会計監査の状況

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、監査業務を委嘱しております。継続して公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整え、公正かつ適切な経営情報及び財務情報の提供に努めております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中浜明光、佐野明宏及び西原浩文であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名であります。

### リスク管理体制の整備状況

当社は、事業活動において生じる重要なリスクについて、リスク管理委員会を中心として、関係部署及び監査室でリスクの分析を行い、必要に応じて外部の専門家に相談した上で、取締役会、リスク管理委員会等で審議し、その対応策の決定を行っております。

また、当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言及び指導を受けております。

### 社外取締役及び社外監査役

社外取締役平井昭光は、当社株式82,000株（うち、潜在株式2,000株）を保有しております。当社とその他の社外取締役及び社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門の見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

### 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

### 役員報酬の内容

第3期（平成22年12月期）における当社の役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 19,290千円（うち、社外取締役の年間報酬総額 5,100千円）

監査役の年間報酬総額 12,050千円（うち、社外監査役の年間報酬総額 10,700千円）

### 顧問又はコンサルティング

当社は、社外の第三者からの助言及び指導が企業のリスクを回避する見地からも非常に有効であると認識しており、これらの機会を常時可能にするため、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等各種専門家と顧問契約又はコンサルティング契約を締結し、必要に応じて、経営から日常業務に至るまで、法律、会計、税務、労務問題等の高度な助言及び指導を受け、社内・社外を問わず、全社的にコンプライアンス遵守の体制を整えております。

### 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できる環境の整備を目的とするものであります。

### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

### 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,500	3,500	20,500	3,500

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、株式公開を前提とした課題抽出のための調査業務及び財務報告に係る内部統制の構築に関する指導助言業務であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、財務報告に係る内部統制の構築に関する指導助言業務であります。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案したうえで決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）及び当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,710,932	3,392,722
売掛金	-	353,320
原材料及び貯蔵品	57,052	50,836
前渡金	83,560	13,014
前払費用	36,071	17,013
その他	33,448	18,479
流動資産合計	3,921,065	3,845,385
固定資産		
有形固定資産		
建物	44,930	44,930
減価償却累計額	1,256	2,154
建物（純額）	43,673	42,775
構築物	36,176	36,176
減価償却累計額	9,924	15,280
構築物（純額）	26,251	20,895
機械及び装置	16,183	16,183
減価償却累計額	15,285	15,599
機械及び装置（純額）	897	583
工具、器具及び備品	359,806	360,006
減価償却累計額	346,092	353,449
工具、器具及び備品（純額）	13,714	6,556
有形固定資産合計	84,537	70,811
無形固定資産		
商標権	1,764	1,676
ソフトウェア	32,539	23,218
その他	-	1,154
無形固定資産合計	34,304	26,049
投資その他の資産		
投資有価証券	-	447,920
長期前払費用	1,837	1,180
差入保証金	69,427	69,427
投資その他の資産合計	71,264	518,527
固定資産合計	190,106	615,387
資産合計	4,111,171	4,460,773

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	135,457	193,551
未払費用	72,196	64,958
未払法人税等	18,357	7,203
預り金	5,237	3,916
流動負債合計	231,248	269,629
負債合計	231,248	269,629
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,716,000	5,529,850
資本剰余金		
資本準備金	4,706,000	813,850
資本剰余金合計	4,706,000	813,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,542,076	2,143,755
利益剰余金合計	5,542,076	2,143,755
株主資本合計	3,879,923	4,199,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	8,800
評価・換算差額等合計	-	8,800
純資産合計	3,879,923	4,191,144
負債純資産合計	4,111,171	4,460,773

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間末  
(平成23年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,918,723
売掛金	737,078
原材料及び貯蔵品	49,235
前渡金	47,138
前払費用	63,679
その他	1,078
流動資産合計	3,816,933
固定資産	
有形固定資産	71,231
無形固定資産	25,169
投資その他の資産	
投資有価証券	457,325
その他	70,246
投資その他の資産合計	527,571
固定資産合計	623,973
資産合計	4,440,907
負債の部	
流動負債	
未払金	135,230
未払費用	66,926
未払法人税等	4,227
その他	20,188
流動負債合計	226,573
固定負債	
繰延税金負債	241
固定負債合計	241
負債合計	226,814
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,529,850
資本剰余金	813,850
利益剰余金	2,129,970
株主資本合計	4,213,729
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	363
評価・換算差額等合計	363
純資産合計	4,214,092
負債純資産合計	4,440,907

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
事業収益	-	1,186,759
事業費用		
事業原価	-	101,734
研究開発費	<sup>1</sup> 1,877,201	<sup>1</sup> 1,652,672
その他の販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 801,141	<sup>2</sup> 777,901
事業費用合計	2,678,343	2,532,308
営業損失( )	2,678,343	1,345,549
営業外収益		
受取利息	3,939	1,096
補助金収入	50,595	67,551
その他	1,031	4,515
営業外収益合計	55,566	73,163
営業外費用		
株式交付費	15,750	5,696
為替差損	-	17,756
営業外費用合計	15,750	23,452
経常損失( )	2,638,527	1,295,839
税引前当期純損失( )	2,638,527	1,295,839
法人税、住民税及び事業税	3,800	11,840
当期純損失( )	2,642,327	1,307,679



【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間  
(自平成23年1月1日  
至平成23年3月31日)

事業収益	602,086
事業費用	
研究開発費	<sup>1</sup> 361,743
その他の販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 226,289
事業費用合計	588,032
営業利益	14,053
営業外収益	
受取利息	150
為替差益	5,603
その他	3,236
営業外収益合計	8,990
営業外費用	
雑損失	<sup>3</sup> 8,298
営業外費用合計	8,298
経常利益	14,745
税引前四半期純利益	14,745
法人税、住民税及び事業税	960
四半期純利益	13,785

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	4,716,000	4,716,000
当期変動額		
新株の発行	-	813,850
当期変動額合計	-	813,850
当期末残高	4,716,000	5,529,850
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	4,706,000	4,706,000
当期変動額		
欠損填補	-	4,706,000
新株の発行	-	813,850
当期変動額合計	-	3,892,150
当期末残高	4,706,000	813,850
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	4,706,000	4,706,000
当期変動額		
欠損填補	-	4,706,000
新株の発行	-	813,850
当期変動額合計	-	3,892,150
当期末残高	4,706,000	813,850
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	2,899,748	5,542,076
当期変動額		
欠損填補	-	4,706,000
当期純損失( )	2,642,327	1,307,679
当期変動額合計	2,642,327	3,398,320
当期末残高	5,542,076	2,143,755
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	2,899,748	5,542,076
当期変動額		
欠損填補	-	4,706,000
当期純損失( )	2,642,327	1,307,679
当期変動額合計	2,642,327	3,398,320
当期末残高	5,542,076	2,143,755

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	6,522,251	3,879,923
当期変動額		
欠損填補	-	-
新株の発行	-	1,627,700
当期純損失（ ）	2,642,327	1,307,679
当期変動額合計	2,642,327	320,020
当期末残高	3,879,923	4,199,944
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	8,800
当期変動額合計	-	8,800
当期末残高	-	8,800
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	8,800
当期変動額合計	-	8,800
当期末残高	-	8,800
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	6,522,251	3,879,923
当期変動額		
新株の発行	-	1,627,700
当期純損失（ ）	2,642,327	1,307,679
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	8,800
当期変動額合計	2,642,327	311,220
当期末残高	3,879,923	4,191,144

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	2,638,527	1,295,839
減価償却費	201,048	23,756
受取利息	3,939	1,096
補助金収入	50,595	67,551
為替差損益( は益)	-	4,881
株式交付費	15,750	5,696
売上債権の増減額( は増加)	-	353,320
たな卸資産の増減額( は増加)	1,241	6,215
前渡金の増減額( は増加)	53,432	70,546
前払費用の増減額( は増加)	3,902	20,500
未払金の増減額( は減少)	48,725	64,892
未払費用の増減額( は減少)	10,978	7,237
未払事業税の増減額( は減少)	1,617	7,223
その他	6,645	8,784
小計	2,462,302	1,526,994
利息及び配当金の受取額	2,800	1,205
補助金の受取額	50,595	67,551
法人税等の支払額	7,136	11,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,416,043	1,470,037
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	9,503	1,199
無形固定資産の取得による支出	7,240	7,374
投資有価証券の取得による支出	-	456,720
差入保証金の回収による収入	840	-
その他の支出	1,837	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,740	465,293
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	1,622,003
株式の発行による支出	15,750	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,750	1,622,003
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	4,882
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,449,547	318,209
現金及び現金同等物の期首残高	6,160,480	3,710,932
現金及び現金同等物の期末残高	3,710,932	3,392,722

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	14,745
減価償却費	4,259
受取利息	150
為替差損益（は益）	2,482
雑損失	8,298
売上債権の増減額（は増加）	383,758
たな卸資産の増減額（は増加）	1,601
前渡金の増減額（は増加）	34,123
前払費用の増減額（は増加）	46,666
未払金の増減額（は減少）	70,010
未払費用の増減額（は減少）	1,968
その他	33,689
小計	472,629
利息及び配当金の受取額	124
補助金の受取額	273
法人税等の支払額	3,840
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,071
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
無形固定資産の取得による支出	409
投資活動によるキャッシュ・フロー	409
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,482
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	473,998
現金及び現金同等物の期首残高	3,392,722
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,918,723

**【継続企業の前提に関する事項】**

前事業年度（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。</p>	<p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 2～4年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用（リース資産を除く） 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) 長期前払費用（リース資産を除く） 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理してあります。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左



## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(リース取引に係る会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用して、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>	

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度に区分掲記しておりました「為替差益」(当事業年度619千円)及び「還付加算金」(当事業年度217千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「為替差損益(は益)」は、前事業年度は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の「その他」に含まれている「為替差損益(は益)」は、13千円であります。</p>

## 【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)																																																						
<p>1 研究開発費の総額は1,877,201千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給与手当</td><td style="text-align: right;">475,011千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">282,136千円</td></tr> <tr><td>委託研究開発費</td><td style="text-align: right;">271,593千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">187,969千円</td></tr> <tr><td>研究開発消耗品費</td><td style="text-align: right;">167,104千円</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">127,549千円</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td style="text-align: right;">119,761千円</td></tr> </table> <p>2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであり、販売費に属する費用のおおよその割合は20.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は79.1%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給与手当</td><td style="text-align: right;">234,839千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">136,476千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">84,876千円</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td style="text-align: right;">45,735千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">40,403千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">13,079千円</td></tr> </table>	給与手当	475,011千円	賃借料	282,136千円	委託研究開発費	271,593千円	減価償却費	187,969千円	研究開発消耗品費	167,104千円	水道光熱費	127,549千円	修繕費	119,761千円	給与手当	234,839千円	業務委託費	136,476千円	賃借料	84,876千円	修繕費	45,735千円	旅費交通費	40,403千円	減価償却費	13,079千円	<p>1 研究開発費の総額は1,652,672千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給与手当</td><td style="text-align: right;">444,878千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">270,591千円</td></tr> <tr><td>委託研究開発費</td><td style="text-align: right;">233,554千円</td></tr> <tr><td>研究開発消耗品費</td><td style="text-align: right;">143,151千円</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">123,138千円</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td style="text-align: right;">105,334千円</td></tr> <tr><td>臨床研究費</td><td style="text-align: right;">88,019千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">13,778千円</td></tr> </table> <p>2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであり、販売費に属する費用のおおよその割合は15.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は84.5%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">給与手当</td><td style="text-align: right;">247,715千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">131,251千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">95,072千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">47,947千円</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">43,316千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">9,977千円</td></tr> </table>	給与手当	444,878千円	賃借料	270,591千円	委託研究開発費	233,554千円	研究開発消耗品費	143,151千円	水道光熱費	123,138千円	修繕費	105,334千円	臨床研究費	88,019千円	減価償却費	13,778千円	給与手当	247,715千円	業務委託費	131,251千円	賃借料	95,072千円	旅費交通費	47,947千円	水道光熱費	43,316千円	減価償却費	9,977千円
給与手当	475,011千円																																																						
賃借料	282,136千円																																																						
委託研究開発費	271,593千円																																																						
減価償却費	187,969千円																																																						
研究開発消耗品費	167,104千円																																																						
水道光熱費	127,549千円																																																						
修繕費	119,761千円																																																						
給与手当	234,839千円																																																						
業務委託費	136,476千円																																																						
賃借料	84,876千円																																																						
修繕費	45,735千円																																																						
旅費交通費	40,403千円																																																						
減価償却費	13,079千円																																																						
給与手当	444,878千円																																																						
賃借料	270,591千円																																																						
委託研究開発費	233,554千円																																																						
研究開発消耗品費	143,151千円																																																						
水道光熱費	123,138千円																																																						
修繕費	105,334千円																																																						
臨床研究費	88,019千円																																																						
減価償却費	13,778千円																																																						
給与手当	247,715千円																																																						
業務委託費	131,251千円																																																						
賃借料	95,072千円																																																						
旅費交通費	47,947千円																																																						
水道光熱費	43,316千円																																																						
減価償却費	9,977千円																																																						

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000			1,000
A種優先株式 (株)	15,100			15,100
B種優先株式 (株)	3,800			3,800
合計 (株)	19,900			19,900

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 (自社株式オプションとしての新株予約権)						
第2回新株予約権 (自社株式オプションとしての新株予約権)						
第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)						
第5回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)						
合計						

(注) 1．新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。

2．当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。

3．第3回新株予約権及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（注）3（株）	1,000	22,168		23,168
A種優先株式（注）1、4（株）	15,100	2,638	17,738	
B種優先株式（注）2、4（株）	3,800	630	4,430	
合計（株）	19,900	25,436	22,168	23,168

- (注) 1. A種優先株式の増加は、新株予約権の行使によるA種優先株式の発行によるものであります。  
 2. B種優先株式の増加は、新株予約権の行使によるB種優先株式の発行によるものであります。  
 3. 普通株式の増加は、平成22年10月8日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、定款第17条（一斉取得条項）により、同年10月27日をもって、それらを取得し、これと引換えに普通株式を発行したことによるものであります。  
 4. A種優先株式及びB種優先株式の減少は、上記3により、取得したすべての自己株式について、同取締役会決議に基づき、同日付で消却したことによるものであります。

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
A種優先株式（注）1、2（株）		17,738	17,738	
B種優先株式（注）1、2（株）		4,430	4,430	
合計（株）		22,168	22,168	

- (注) 1. 自己株式の増加は、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、平成22年10月8日開催の取締役会決議に基づき、定款第17条（一斉取得条項）により、同年10月27日をもって、取得したことによるものであります。  
 2. 自己株式の減少は、平成22年10月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、同年10月27日をもって、自己株式を消却することを決議し、同日付でそのすべてについて消却を行ったことによるものであります。

### 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）						
第5回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）						
第7回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）						
合計						

- (注) 1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。  
 2. 当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。  
 3. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）	当事業年度 （自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年12月31日現在） 現金及び預金 <span style="float: right;">3,710,932千円</span> 現金及び現金同等物 <span style="float: right;"><u>3,710,932千円</u></span>	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年12月31日現在） 現金及び預金 <span style="float: right;">3,392,722千円</span> 現金及び現金同等物 <span style="float: right;"><u>3,392,722千円</u></span>

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全で流動性の高い短期的な預金等に限定する方針であります。なお、デリバティブは、利用しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券（外貨建）は、事業上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社社屋の賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権については、ほぼ2ヶ月以内に決済されることから、為替の変動リスクをヘッジしておりません。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.をご参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円) (*)	時価 (千円) (*)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,392,722	3,392,722	
(2) 売掛金	353,320	353,320	
(3) 差入保証金	69,427	69,035	392
資産計	3,815,469	3,815,077	392
(1) 未払金	(193,551)	(193,551)	
(2) 未払法人税等	(7,203)	(7,203)	
(3) 預り金	(3,916)	(3,916)	
負債計	(204,671)	(204,671)	

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 差入保証金

この時価の算定は、契約毎に契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

## 負債

## (1) 未払金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額 447,920千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上記には含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,392,722			
売掛金	353,320			
差入保証金		69,427		
合計	3,746,042	69,427		

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## （有価証券関係）

前事業年度（平成21年12月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年12月31日現在）

その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額 447,920千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、記載しておりません。

## （デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

前事業年度 （自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）	当事業年度 （自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 8,500千円	2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 9,070千円



（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

当社は、第4回新株予約権に関しては、付与対象者との間で付与の合意をし、平成20年12月26日に取締役会決議を行い、また、第6回新株予約権に関しては、付与対象者との間で付与の合意をし、平成21年11月10日に取締役会決議を行いました。しかし、第4回新株予約権及び第6回新株予約権は、付与対象者による権利放棄が行われたことから、いずれの新株予約権も発行されておられません。したがって、これらについては記載していません。

（1）ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 （自社株式オプション）	第2回新株予約権 （自社株式オプション）	第3回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数 （注）1	当社監査役 1名 外部の第三者 16名	外部の第三者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数（注）2	A種優先株式 11,700株	B種優先株式 630株	普通株式 195株
付与日	平成20年7月14日	平成20年7月14日	平成20年10月15日
権利確定条件	・権利行使期間において、いつでもその全部又は一部を行使することができる。	・権利行使期間において、いつでもその全部又は一部を行使することができる。	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 ・当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され、取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間			定めておりません。
権利行使期間	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成22年10月16日から 平成30年7月31日まで

（注）1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社執行役員 3名 当社従業員 66名
株式の種類別のストック・ オプション及び自社株式オプ ションの数(注)2	普通株式 248株
付与日	平成21年8月31日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</li> <li>・当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され、取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。</li> </ul>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成23年9月1日から 平成31年7月27日まで

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年12月期）において存在したStock・オプション及び自社株式オプションを対象とし、Stock・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## Stock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (Stock・オプション)
権利確定前 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残 権利確定後 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残			195    195
(株)			
(株)	2,700	630	
	2,700	630	

	第5回新株予約権 (Stock・オプション)
権利確定前 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残 権利確定後 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	
(株)	248
(株)	248

## 単価情報

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	500,000	490,000	510,000
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	515,000
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価 単価 (円)	

## 3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第5回新株予約権（ストック・オプション）について、当社株式は非上場であるため、付与日における公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算定しております。

なお、当事業年度の期末における本源的価値の合計額は0円であります。

## 4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社監査役 1名 外部の第三者 16名	外部の第三者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・ オプション及び自社株式オプ ションの数(注) 2	A種優先株式 11,700株	B種優先株式 630株	普通株式 195株
付与日	平成20年7月14日	平成20年7月14日	平成20年10月15日
権利確定条件	・権利行使期間において、 いつでもその全部又は一 部を行使することができる。	・権利行使期間において、 いつでもその全部又は一 部を行使することができる。	・新株予約権者は、権利行 使時においても、取締役、 監査役又は従業員の地位 にあることを要する。但 し、任期満了による退任、 定年退職、その他取締役 会が正当な理由があると 認めた場合については、 この限りではない。 ・当社の発行に係る普通株 式の株式公開（当該普通 株式に係る株券がいずれ かの国内の金融商品取引 所に上場され、取引が開 始されることをいう。） の日以降においてのみ、 本新株予約権を行使す ることができる。
対象勤務期間			定めておりません。
権利行使期間	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成22年10月16日から 平成30年7月31日まで

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社執行役員 3名 当社従業員 66名	当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・ オプション及び自社株式オプ ションの数(注)2	普通株式 248株	普通株式 20株
付与日	平成21年8月31日	平成22年6月11日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合については、この限りではない。</li> <li>・当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され、取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認められた場合については、この限りではない。</li> <li>・当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され、取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができる。</li> </ul>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成23年9月1日から 平成31年7月27日まで	平成24年6月12日から 平成31年7月27日まで

(注)1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年12月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残			195   3  192
権利確定後 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	2,700  2,638 62	630  630	

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 前事業年度末 付与 失効 権利確定 未確定残	248  2 246	20   20
権利確定後 前事業年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残		

## 単価情報

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	500,000	490,000	510,000
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	515,000	515,000
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価 単価 (円)		

## 3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第7回新株予約権（ストック・オプション）について、当社株式は非上場であるため、付与日における公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算定しております。

なお、当事業年度の期末における本源的価値の合計額及び当事業年度中に権利行使された自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、いずれも0円であります。

## 4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



## （税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,676,058千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">509,290千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">6,669千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,805千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7,707千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,205,531千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>仮払地方法人特別税</td><td style="text-align: right;">1,583千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,583千円</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産純額小計</td><td style="text-align: right;">2,203,948千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,203,948千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td></tr> </table>	繰越欠損金	1,676,058千円	減価償却費超過額	509,290千円	一括償却資産	6,669千円	未払事業税	5,805千円	その他	7,707千円	繰延税金資産小計	2,205,531千円	仮払地方法人特別税	1,583千円	繰延税金負債小計	1,583千円	繰延税金資産純額小計	2,203,948千円	評価性引当額	2,203,948千円	繰延税金資産純額合計	千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,286,028千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">431,254千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">837千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,341千円</td></tr> <tr><td>たな卸資産</td><td style="text-align: right;">2,283千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">352千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,722,098千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,722,098千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産純額合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td></tr> </table>	繰越欠損金	2,286,028千円	減価償却費超過額	431,254千円	一括償却資産	837千円	未払事業税	1,341千円	たな卸資産	2,283千円	その他	352千円	繰延税金資産小計	2,722,098千円	評価性引当額	2,722,098千円	繰延税金資産純額合計	千円
繰越欠損金	1,676,058千円																																								
減価償却費超過額	509,290千円																																								
一括償却資産	6,669千円																																								
未払事業税	5,805千円																																								
その他	7,707千円																																								
繰延税金資産小計	2,205,531千円																																								
仮払地方法人特別税	1,583千円																																								
繰延税金負債小計	1,583千円																																								
繰延税金資産純額小計	2,203,948千円																																								
評価性引当額	2,203,948千円																																								
繰延税金資産純額合計	千円																																								
繰越欠損金	2,286,028千円																																								
減価償却費超過額	431,254千円																																								
一括償却資産	837千円																																								
未払事業税	1,341千円																																								
たな卸資産	2,283千円																																								
その他	352千円																																								
繰延税金資産小計	2,722,098千円																																								
評価性引当額	2,722,098千円																																								
繰延税金資産純額合計	千円																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.9%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">39.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.9%	(調整)		住民税均等割等	0.1%	評価性引当額	39.8%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.9%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.9%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">40.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.9%	(調整)		住民税均等割等	0.9%	評価性引当額	40.0%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9%																
法定実効税率	39.9%																																								
(調整)																																									
住民税均等割等	0.1%																																								
評価性引当額	39.8%																																								
その他	0.1%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%																																								
法定実効税率	39.9%																																								
(調整)																																									
住民税均等割等	0.9%																																								
評価性引当額	40.0%																																								
その他	0.1%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9%																																								

## （持分法損益等）

前事業年度（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

当社は関連会社を有しておりませんので、記載事項はありません。

当事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当社は関連会社を有しておりませんので、記載事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

当事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

## （追加情報）

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

## 【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	ファイザー 株式会社	東京都 渋谷区	1,000	医薬品 製造業	被所有 直接 19.1%	不動産の 賃借等	保証金 の差入		差入 保証金	69,177

(注) 1. 上記の金額のうち、期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

差入保証金については、第三者による評価額をもとに両社協議の上決定しております。

3. 平成22年10月27日をもって、B種優先株式（無議決権株式）から普通株式への転換が行われており、主要株主となった同日以降の取引について、記載しております。

## （1株当たり情報）

前事業年度 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）		当事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）	
1株当たり純資産額	5,532,076円52銭	1株当たり純資産額	180,902円28銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	2,642,327円53銭	1株当たり当期純損失金額（ ）	261,094円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

（注）算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 （平成21年12月31日）	当事業年度 （平成22年12月31日）
純資産の部の合計額（千円）	3,879,923	4,191,144
普通株式に係る純資産額（千円）	5,532,076	4,191,144
差額の主な内訳（千円）		
優先株式に係る払込金額	9,412,000	
普通株式の発行済株式数（株）	1,000	23,168
普通株式の自己株式数（株）		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	1,000	23,168

## 2. 1株当たり当期純損失金額

項目	前事業年度 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）	当事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）
当期純損失（ ）（千円）	2,642,327	1,307,679
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	2,642,327	1,307,679
普通株式の期中平均株式数（株）	1,000	5,008
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（A種優先株式の新株予約権の数2,700個、B種優先株式の新株予約権の数630個、普通株式の新株予約権の数498個）。	新株予約権（普通株式の新株予約権の数458個）。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)								
	<p>株式分割</p> <p>平成22年12月24日開催の当社取締役会決議に基づき、決算日後の平成23年 1月28日付をもって、以下のとおり、普通株式 1株を400株に分割して新株式を発行しております。</p> <p>(1) 分割により増加した株式数 普通株式 9,244,032株</p> <p>(2) 分割方法 平成23年 1月27日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき400株の割合をもって分割しております。</p> <p>当該株式分割が前事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の前事業年度における 1株当たり情報及び当事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の当事業年度における 1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="802 775 1398 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="802 775 1099 808">前事業年度</th> <th data-bbox="1099 775 1398 808">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="802 808 1099 887">1株当たり純資産額 13,830円19銭</td> <td data-bbox="1099 808 1398 887">1株当たり純資産額 452円26銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="802 887 1099 965">1株当たり当期純損失金額 ( ) 6,605円82銭</td> <td data-bbox="1099 887 1398 965">1株当たり当期純損失金額 ( ) 652円74銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="802 965 1099 1272">なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</td> <td data-bbox="1099 965 1398 1272">なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 13,830円19銭	1株当たり純資産額 452円26銭	1株当たり当期純損失金額 ( ) 6,605円82銭	1株当たり当期純損失金額 ( ) 652円74銭	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
前事業年度	当事業年度								
1株当たり純資産額 13,830円19銭	1株当たり純資産額 452円26銭								
1株当たり当期純損失金額 ( ) 6,605円82銭	1株当たり当期純損失金額 ( ) 652円74銭								
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。								

## 【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 この変更による損益に与える影響はありません。

## 【注記事項】

## （四半期貸借対照表関係）

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	388,664千円

## （四半期損益計算書関係）

当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 研究開発費のうち、主要な費目及び金額は次のとおり であります。	
給与手当	116,506千円
賃借料	69,514千円
研究開発消耗品費	54,825千円
2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及 び金額は次のとおりであります。	
業務委託費	76,160千円
給与手当	58,369千円
賃借料	21,951千円
3 雑損失には、株式上場の延期に伴う募集株式発行及び 株式売出しの中止に係る費用8,298千円を計上してお ります。	

## （四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金	2,918,723千円
現金及び現金同等物	2,918,723千円

## (株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末（平成23年3月31日）及び当第1四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 会計期間末
普通株式 (株)	9,267,200
合計 (株)	9,267,200

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 会計期間末残高(千円)
第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての新 株予約権)			
第5回新株予約権 (ストック・オプションとしての新 株予約権)			
第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての新 株予約権)			
合計			

(注) 1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。

2. 当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当第1四半期会計期間末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当第1四半期会計期間末残高はありません。

3. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当第1四半期会計期間末（平成23年3月31日）

現金及び預金並びに売掛金が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

（単位：千円）

科目	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	2,918,723	2,918,723	
売掛金	737,078	737,078	

（注）金融商品の時価の算定方法

現金及び預金並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

当社は、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

## （追加情報）

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



## ( 1株当たり情報 )

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	454円73銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,214,092
普通株式に係る四半期末の純資産額 (千円)	4,214,092
普通株式の発行済株式数 (株)	9,267,200
普通株式の自己株式数 (株)	
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末の普通株式の数 (株)	9,267,200

2. 当社は、平成23年1月28日付で1株につき400株の株式分割を行っております。

## 2. 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1円49銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益 (千円)	13,785
普通株主に帰属しない金額 (千円)	
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	13,785
期中平均株式数 (株)	9,267,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

2. 当社は、平成23年1月28日付で1株につき400株の株式分割を行っております。

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）	2,750,000	447,920
	小計	2,750,000	447,920
	計	2,750,000	447,920

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高 （千円）
有形固定資産							
建物	44,930	-	-	44,930	2,154	898	42,775
構築物	36,176	-	-	36,176	15,280	5,356	20,895
機械及び装置	16,183	-	-	16,183	15,599	314	583
工具、器具及び備品	359,806	200	-	360,006	353,449	7,357	6,556
有形固定資産計	457,095	200	-	457,295	386,484	13,926	70,811
無形固定資産							
商標権	2,076	122	-	2,198	522	210	1,676
ソフトウェア	45,941	298	-	46,239	23,021	9,619	23,218
その他	-	1,276	122	1,154	-	-	1,154
無形固定資産計	48,017	1,697	122	49,592	23,543	9,830	26,049
長期前払費用	2,113	785	-	2,898	1,718	1,442	1,180
繰延資産							
	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,292,722
定期預金	2,100,000
合計	3,392,722

## 売掛金

## 相手先別内訳

区分	金額(千円)
Eli Lilly and Company	244,320
丸石製薬株式会社	105,000
その他	4,000
合計	353,320

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%) (C) (A) + (B) × 100	滞留期間(日) (A) + (D) 2 (B) 365
(A)	(B)	(C)	(D)		
-	517,320	164,000	353,320	31.7	124

## 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
研究用試薬	28,089
研究用理化学消耗品	17,406
その他	5,340
合計	50,836

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 本店及び全国各支店（注）1 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="http://www.raqualia.co.jp/">http://www.raqualia.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社大阪証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2．当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。
2. 当社は、平成20年2月19日設立であり、第1期は約11ヶ月であります。同年7月1日に事業を開始していることから、その実質的な事業運営期間は6ヶ月であります。

## 1【貸借対照表】

(単位：千円)

		第1期
		(平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		6,160,480
原材料及び貯蔵品		55,811
前渡金		30,128
前払費用		39,974
その他		33,340
流動資産合計		6,319,734
固定資産		
有形固定資産		
建物		44,230
減価償却累計額		364
建物(純額)		43,865
構築物		30,373
減価償却累計額		3,203
構築物(純額)		27,169
機械及び装置		16,183
減価償却累計額		7,545
機械及び装置(純額)		8,637
工具、器具及び備品		356,505
減価償却累計額		170,216
工具、器具及び備品(純額)		186,288
建設仮勘定		320
有形固定資産合計		266,281
無形固定資産		
商標権		1,972
ソフトウェア		31,112
無形固定資産合計		33,084
投資その他の資産		
長期前払費用		1,311
差入保証金		70,267
投資その他の資産合計		71,578
固定資産合計		370,944
資産合計		6,690,678

(単位：千円)

第1期

(平成20年12月31日)

負債の部	
流動負債	
未払金	82,951
未払費用	61,217
未払法人税等	19,341
預り金	4,916
流動負債合計	168,427
負債合計	168,427
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,716,000
資本剰余金	
資本準備金	4,706,000
資本剰余金合計	4,706,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,899,748
利益剰余金合計	2,899,748
株主資本合計	6,522,251
純資産合計	6,522,251
負債純資産合計	6,690,678



## 2【損益計算書】

(単位：千円)

第1期	
(自平成20年2月19日 至平成20年12月31日)	
事業収益	-
事業費用	
研究開発費	<sup>1</sup> 2,487,664
その他の販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 398,746
事業費用合計	2,886,411
営業損失( )	2,886,411
営業外収益	
為替差益	390
還付加算金	251
その他	47
営業外収益合計	690
営業外費用	
株式交付費	17,526
創立費	228
その他	0
営業外費用合計	17,755
経常損失( )	2,903,476
特別利益	
固定資産等受贈益	<sup>3</sup> 7,000
特別利益合計	7,000
特別損失	
固定資産除却損	<sup>4</sup> 105
特別損失合計	105
税引前当期純損失( )	2,896,582
法人税、住民税及び事業税	3,166
当期純損失( )	2,899,748

## 3【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第1期 (自平成20年2月19日 至平成20年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高		1,000
当期変動額		
資本準備金の資本組入		650
新株の発行		4,714,350
当期変動額合計		4,715,000
当期末残高		4,716,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高		650
当期変動額		
資本準備金の資本組入		650
新株の発行		4,706,000
当期変動額合計		4,705,350
当期末残高		4,706,000
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高		650
当期変動額		
資本準備金の資本組入		650
新株の発行		4,706,000
当期変動額合計		4,705,350
当期末残高		4,706,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高		-
当期変動額		
当期純損失( )		2,899,748
当期変動額合計		2,899,748
当期末残高		2,899,748
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高		-
当期変動額		
当期純損失( )		2,899,748
当期変動額合計		2,899,748
当期末残高		2,899,748

(単位:千円)

## 第1期

(自平成20年2月19日  
至平成20年12月31日)

株主資本合計	
前期末残高	1,650
当期変動額	
資本準備金の資本組入	-
新株の発行	9,420,350
当期純損失( )	2,899,748
当期変動額合計	6,520,601
当期末残高	6,522,251
純資産合計	
前期末残高	1,650
当期変動額	
資本準備金の資本組入	-
新株の発行	9,420,350
当期純損失( )	2,899,748
当期変動額合計	6,520,601
当期末残高	6,522,251

**【継続企業の前提に関する事項】**

第1期（自平成20年2月19日 至 平成20年12月31日）

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

項目	第1期 (自平成20年2月19日 至平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法によっております。 但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 2～4年  (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。  (3)長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法	(1)株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。  (2)創立費 支出時に全額費用として処理しております。  (3)開業費 支出時に全額費用として処理しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【注記事項】

( 損益計算書関係 )

第 1 期	
( 自 平成20年 2月19日 至 平成20年12月31日 )	
1 研究開発費の総額は2,487,664千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
知的財産権取得費用	1,568,464千円
給与手当	226,107千円
賃借料	139,577千円
減価償却費	178,895千円
研究開発消耗品費	48,507千円
2 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであり、販売費に属する費用のおおよその割合は8.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92.0%であります。	
給与手当	90,723千円
業務委託費	45,615千円
賃借料	43,773千円
小額備品費	36,028千円
修繕費	25,832千円
開業費	25,073千円
水道光熱費	21,213千円
減価償却費	6,432千円
3 固定資産等受贈益は、ソフトウェア6,398千円、前払費用602千円であります。	
4 固定資産除却損は、工具、器具及び備品105千円であります。	

## （株主資本等変動計算書関係）

第1期（自平成20年2月19日至平成20年12月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	平成20年2月19日	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	33	967		1,000
A種優先株式（株）		15,100		15,100
B種優先株式（株）		3,800		3,800
合計（株）	33	19,867		19,900

（注）1．「平成20年2月19日」の株式数については、設立時の株式数を記載しております。

2．普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・平成20年6月16日付で、株主割当により普通株式167株を新たに発行しております。
- ・平成20年6月18日付で、同日現在の株主に対し、その所有株式1株につき、5株の割合をもって分割することを決議しており、これにより、普通株式は800株増加しております。

3．A種優先株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・平成20年7月14日付で、第三者割当増資によりA種優先株式6,100株を新たに発行しております。
- ・平成20年12月26日付で、新株予約権の行使によりA種優先株式9,000株を新たに発行しております。

4．B種優先株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・平成20年7月14日付で、第三者割当増資によりB種優先株式3,800株を新たに発行しております。

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		平成20年2月19日	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 （自社株式オプションとしての新株予約権）						
第2回新株予約権 （自社株式オプションとしての新株予約権）						
第3回新株予約権 （ストック・オプションとしての新株予約権）						
合計						

（注）1．「平成20年2月19日」は、当社の設立日であります。

2．新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。

3．当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。

4．第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5．その他

前期末残高は、設立時の残高を記載しております。

## （リース取引関係）

第1期（自平成20年2月19日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第1期（平成20年12月31日現在）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第1期（自平成20年2月19日 至平成20年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第1期 （自平成20年2月19日 至平成20年12月31日）	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。	
2. 退職給付費用に関する事項	
確定拠出年金への掛金拠出額	1,200千円



（ストック・オプション等関係）

第1期（自平成20年2月19日 至 平成20年12月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 （自社株式オプション）	第2回新株予約権 （自社株式オプション）	第3回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数 （注）1	当社監査役 1名 外部の第三者 16名	外部の第三者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・ オプション及び自社株式オプ ションの数（注）2	A種優先株式 11,700株	B種優先株式 630株	普通株式 195株
付与日	平成20年7月14日	平成20年7月14日	平成20年10月15日
権利確定条件	・ 権利行使期間において、 いつでもその全部又は一 部を行使することができる。	・ 権利行使期間において、 いつでもその全部又は一 部を行使することができる。	・ 新株予約権者は、権利行 使時においても、取締役、 監査役又は従業員の地位 にあることを要する。但 し、任期満了による退任、 定年退職、その他取締役 会が正当な理由があると 認めた場合については、 この限りではない。 ・ 当社の発行に係る普通株 式の株式公開（当該普通 株式に係る株券がいずれ かの国内の金融商品取引 所に上場され、取引が開 始されることをいう。） の日以降においてのみ、 本新株予約権を行使す ることができる。
対象勤務期間			定めておりません。
権利行使期間	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成20年7月14日から 平成25年7月13日まで	平成22年10月16日から 平成30年7月31日まで

（注）1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載してあります。

## (2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年12月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 平成20年2月19日(注) 付与	11,700	630	195
失効			
権利確定 未確定残	11,700	630	195
権利確定後 平成20年2月19日(注) 権利確定	11,700	630	
権利行使	9,000		
失効			
未行使残	2,700	630	

(注)「平成20年2月19日」は、当社の設立日であります。

## 単価情報

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	500,000	490,000	510,000
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価 単価 (円)			

## 3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第1回新株予約権（自社株式オプション）、第2回新株予約権（自社株式オプション）及び第3回新株予約権（ストック・オプション）について、当社株式は非上場であるため、付与日における公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算定しております。

なお、当事業年度の期末における本源的価値の合計額及び当期中に権利行使された自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、いずれも0円であります。

## 4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## （税効果会計関係）

第 1 期 (平成20年12月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
（繰延税金資産）	
繰越欠損金	547,897千円
減価償却費超過額	586,765千円
一括償却資産	12,176千円
未払事業税	6,450千円
その他	289千円
繰延税金資産小計	1,153,578千円
評価性引当額	1,153,578千円
繰延税金資産合計	千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	39.9%
（調整）	
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額	39.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%

## （持分法損益等）

第 1 期（自 平成20年 2 月19日 至 平成20年12月31日）

当社は関連会社を有しておりませんので、記載事項はありません。

## 【関連当事者との取引】

第1期（自平成20年2月19日 至 平成20年12月31日）

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

第 1 期 (自 平成20年 2月19日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,889,749円00銭
1株当たり当期純損失金額( )	4,207,536円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1. 1株当たり純資産額

項目	第 1 期 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	6,522,251
普通株式に係る純資産額 (千円)	2,889,748
差額の主な内訳 優先株式に係る払込金額 (千円)	9,412,000
普通株式の発行済株式数 (株)	1,000
普通株式の自己株式数 (株)	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	1,000

## 2. 1株当たり当期純損失金額

項目	第 1 期 (自 平成20年 2月19日 至 平成20年12月31日)
当期純損失( ) (千円)	2,899,748
普通株主に帰属しない金額 (千円)	
普通株式に係る当期純損失( ) (千円)	2,899,748
普通株式の期中平均株式数 (株)	689
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(A種優先株式の新株予約権の数2,700個、B種優先株式の新株予約権の数630個、普通株式の新株予約権の数195個)。

## （重要な後発事象）

第1期(自 平成20年 2月19日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年10月7日				CIP Japan Limited Partnership Incorporated Collier Capital Director Paul McDonald	c/o Collier Investment Management Limited, PO Box 255, Trafalgar Court, Les Banques, St. Peter Port, Guernsey GY1 3QL	特別利害関係者等(大株主上位10名)	912 (注)5	456,000,000 (500,000) (注)6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 勝川 恒平	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	670 (注)5	335,000,000 (500,000) (注)6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大和企业投資株式会社 代表取締役社長 上田 照章	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	403 (注)5	201,500,000 (500,000) (注)6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 株式会社ジャフコ 無限責任組合員 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	125 (注)5	62,500,000 (500,000) (注)6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				ユーテック一号投資事業有限責任組合 株式会社東京大学エッジキャピタル 無限責任組合員 代表取締役社長 郷治 友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	95 (注)5	47,500,000 (500,000) (注)6	新株予約権の権利行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年10月7日				JKPE合同会社 代表社員 日本 アジア投資株 式会社 職務執行者 細窪 政	東京都千代田 区神田錦町三 丁目11番地	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	94 (注)5	47,000,000 (500,000) (注)6	新株予約権 の権利行使
平成22年10月7日				コラボ産学官 ファンド投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 株式会社コ ラボ産学官 代表取締役 丹治 規行	東京都江戸川 区船堀三丁目 5番24号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	65 (注)5	32,500,000 (500,000) (注)6	新株予約権 の権利行使
平成22年10月7日				ラルク&ハヤ テ事業組合 業務執行組合 員 株式会社ラ ルク 代表取締役 鈴木 博司 業務執行組合 員 ハヤティ ンベストメン ト株式会社 代表取締役 杉原 行洋	東京都中央区 新川一丁目22 番17号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	57 (注)5	28,500,000 (500,000) (注)6	新株予約権 の権利行使
平成22年10月7日				NIFSMBC-V2006 神戸バイオ・ メディカル4 号投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 SMBCベン チャーキャピ タル株式会社 代表取締役社 長 勝川 恒平	東京都中央区 日本橋茅場町 一丁目13番12 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注)4	38 (注)5	19,000,000 (500,000) (注)6	新株予約権 の権利行使
平成22年10月7日				平井 昭光	神奈川県横浜 市港北区	特別利害関係 者等(当社取 締役)	20 (注)5	10,000,000 (500,000) (注)6	新株予約権 の権利行使

(注)1. 当社は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場グロースへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。)が、直前事業年度の末日の2年前の日(平成21年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領」3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載するものとするとしております。

2. 当社は、「上場前公募等規則」第16条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとし、幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である同取引所の取引参加者（以下、「幹事取引参加者」という。）は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされており、また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
  - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名（従業員持株会を除く。）
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. NIFSMBC - V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合は、本書提出日現在においては、特別利害関係者等（大株主上位10名）には該当しません。
5. 当該株式の移動は、新株予約権の行使によるA種優先株式の発行によるものであります。なお、A種優先株式のすべての株式は、本書提出日までに、その1株につき普通株式1株の割合で転換が行われており、本書提出日現在においてA種優先株式はありません。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 平成23年1月28日付をもって1株を400株の割合で株式分割しておりますが、上記の株数は株式分割前の株数で記載しております。



## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権（5）	新株予約権（7）
発行年月日	平成21年8月31日	平成22年6月11日
種類	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第7回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数（注）4	普通株式 248株	普通株式 20株
発行価格（注）3	515,000円	515,000円
資本組入額	257,500円	257,500円
発行価額の総額	127,720,000円	10,300,000円
資本組入額の総額	63,860,000円	5,150,000円
発行方法	平成21年7月28日開催のA種優先株主による種類株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成21年7月28日開催のA種優先株主による種類株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定による新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約		（注）2

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社大阪証券取引所の定める規則及びその期間については、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める「上場前公募等規則」第17条の規定において、新規上場申請者が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - （2）同取引所の定める「上場前公募等規則」第20条の規定において、新規上場申請者が、その役員又は従業員その他同取引所が定める者であって、かつ、同取引所が適当と認める者（以下、「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により「上場前公募等規則」第17条第1項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っており、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - （3）新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - （4）当社の場合、直前事業年度の末日は平成22年12月31日であります。
- 2．上記1（2）の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第19条の規定に基づき、当社は割当を受けた役員、又は従業員との間で、原則として、新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使を行う日まで所有する旨の確約を行っております。
  - 3．株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  - 4．株式数に換算して記載しております。
  - 5．平成23年1月28日付をもって1株を400株の割合で株式分割しておりますが、上記の株数は株式分割前の株数で記載しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権（５）	新株予約権（７）
行使時の払込金額	1株につき 515,000円	1株につき 515,000円
行使期間	平成23年9月1日から 平成31年7月27日まで	平成24年6月12日から 平成31年7月27日まで
行使の条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権者が、（Ａ）禁錮以上の刑に処せられたとき、（Ｂ）当社と締結した契約に違反したとき、（Ｃ）法令違反を犯したとき、（Ｄ）降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、（Ｅ）その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>新株予約権者が、（Ａ）禁錮以上の刑に処せられたとき、（Ｂ）当社と締結した契約に違反したとき、（Ｃ）法令違反を犯したとき、（Ｄ）降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、（Ｅ）その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。

7. 当社は、第4回新株予約権に関しては、付与対象者との間で付与の合意をし、平成20年12月26日に取締役会決議を行い、また、第6回新株予約権に関しては、付与対象者との間で付与の合意をし、平成21年11月10日に取締役会決議を行いました。しかし、第4回新株予約権及び第6回新株予約権は、付与対象者による権利放棄が行われたことから、いずれの新株予約権も発行されておりません。したがって、これらについては記載しておりません。

## 2【取得者の概況】

新株予約権（5）（ストック・オプション）の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 （株）	価格（単価） （円）	取得者と 提出会社との関係
河田 喜一郎	愛知県大府市	会社員	20	10,300,000 (515,000)	当社執行役員
稲垣 泰介	愛知県半田市	会社員	10	5,150,000 (515,000)	当社執行役員
池田 和博	千葉県柏市	会社員	10	5,150,000 (515,000)	当社執行役員
奥村 貴子	愛知県知多市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
奥村 祥征	愛知県知多市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
嶋田 薫	愛知県豊田市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
須藤 正樹	愛知県半田市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
高橋 伸行	愛知県半田市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
武 之令	愛知県半田市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
多治見 政臣	愛知県知多市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
藤内 章嘉	愛知県名古屋市区 南区	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
山岸 竜也	愛知県半田市	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
山本 利憲	愛知県知多郡武豊 町	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
渡邊 修造	愛知県知多郡美浜 町	会社員	7	3,605,000 (515,000)	当社従業員
青山 英幸	愛知県知多郡阿久 比町	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員
井上 義	愛知県常滑市	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員
我謝 徳一	愛知県大府市	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員
川村 清	愛知県犬山市	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
森田 幹雄	愛知県半田市	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員
野々村 和彦	愛知県半田市	会社員	6	3,090,000 (515,000)	当社従業員
安藤 明美	愛知県知多郡武豊町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
安藤 一男	愛知県知多郡武豊町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
安藤 幸司	愛知県半田市	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
井手上 圭一	愛知県知多郡東浦町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
Kendall R Timothy	愛知県瀬戸市	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
酒見 晋一	愛知県知多郡武豊町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
佐竹 邦夫	愛知県半田市	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
杉浦 朱美	愛知県半田市	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
古田 千香子	愛知県知多郡武豊町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
居波 由香里	愛知県知多郡武豊町	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
松尾 香那子	愛知県名古屋市中川区	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員
大橋 恵美	愛知県知多市	会社員	3	1,545,000 (515,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

2. 平成23年1月28日付をもって1株を400株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数で記載しております。

3. 株式分割後の割当株数が1,000株以下の33名21,546株(株式分割前の割当株数は54株)に関する記載は省略しております。

## 新株予約権（7）（ストック・オプション）の付与

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 （株）	価格（単価） （円）	取得者と 提出会社との関係
谷 直樹	京都府京都市北区	会社員	20	10,300,000 (515,000)	当社執行役員 (注) 1

- (注) 1. 谷直樹は、平成22年10月28日開催の臨時株主総会により、当社取締役就任に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等（当社取締役）であります。
2. 平成23年1月28日付をもって1株を400株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数で記載しております。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年6月29日				ファイザー株式会社 代表取締役社長 梅田 一郎	東京都渋谷区 代々木三丁目 22番7号	(注) 2、3	630 (注) 4	308,700,000 (490,000) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				JAIC - IF3号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 代表取締役 松本 守祥	東京都千代田区 神田錦町三丁目11番地		32 (注) 5	16,000,000 (500,000) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				JAIC - バイオ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 代表取締役 松本 守祥	東京都千代田区 神田錦町三丁目11番地		32 (注) 5	16,000,000 (500,000) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				アイザワ3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アイザワ・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 毛利 満	東京都中央区 日本橋一丁目 20番10号		32 (注) 5	16,000,000 (500,000) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区 丸の内一丁目8番2号		32 (注) 5	16,000,000 (500,000) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成22年10月7日				日本アジア投資株式会社 代表取締役 松本 守祥	東京都千代田区 神田錦町三丁目11番地		31 (注) 5	15,500,000 (500,000) (注) 6	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 特別利害関係者等の株式等の移動状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。
2. 所有者との関係については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 2 沿革 (1) 当社設立の経緯」に記載のとおりであります。
3. ファイザー株式会社は、本書提出日現在において、特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。
4. 当該株式の移動は、新株予約権の行使によるB種優先株式の発行によるものであります。なお、B種優先株式のすべての株式は、本書提出日までに、その1株につき普通株式1株の割合で転換が行われており、本書提出日現在においてB種優先株式はありません。

5. 当該株式の移動は、新株予約権の行使によるA種優先株式の発行によるものであります。なお、A種優先株式のすべての株式は、本書提出日までに、その1株につき普通株式1株の割合で転換が行われており、本書提出日現在においてA種優先株式はありません。
6. 移動価格は、新株予約権の行使による価格であります。
7. 平成23年1月28日付をもって1株を400株の割合で株式分割しておりますが、移動株数及び価格（単価）は株式分割前の株数で記載しております。

## 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CIP Japan Limited Partnership Incorporated (注) 1	c/o Collier Investment Management Limited, PO Box 255, Trafalgar Court, Les Banques, St. Peter Port, Guernsey GY1 3QL	2,296,000	24.30
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	1,834,400	19.42
ファイザー株式会社 (注) 1	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	1,772,000	18.76
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,100,800	11.65
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	320,000	3.39
長久厚 (注) 1、2	愛知県名古屋市瑞穂区	252,000	2.67
JKPE合同会社 (注) 1	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	240,000	2.54
ユーテック一号投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都文京区本郷七丁目3番1号	240,000	2.54
コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都江戸川区船堀三丁目5番24号	160,000	1.69
ラルク&ハヤテ事業組合 (注) 1	東京都中央区新川一丁目22番17号	144,000	1.52
NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	104,800	1.11
平井 昭光 (注) 3	神奈川県横浜市港北区	82,000 (2,000)	0.87 (0.02)
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	80,000	0.85
JAIC-IF3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	80,000	0.85
JAIC-バイオ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	80,000	0.85
アイザワ3号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	80,000	0.85
ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	80,000	0.85
CSK-VCサステナビリティ・ファンド投資事業組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	67,600	0.72
シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	67,600	0.72
古田 晃浩 (注) 4	愛知県名古屋市昭和区	44,000	0.47
土屋 進 (注) 3、4	愛知県半田市	42,000	0.44
小泉 信一 (注) 3、4	愛知県半田市	42,000	0.44



氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
二井 智子 (注) 4	愛知県半田市	30,000	0.32
堀井 三四郎 (注) 4	愛知県名古屋市瑞穂区	30,000	0.32
Saidel M Andrew	米国メリーランド州	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
谷 直樹 (注) 3、4	京都府京都市北区	7,980 (7,980)	0.08 (0.08)
河田 喜一郎 (注) 4	愛知県大府市	7,980 (7,980)	0.08 (0.08)
稲垣 泰介 (注) 4	愛知県半田市	6,390 (6,390)	0.07 (0.07)
須藤 正樹 (注) 5	愛知県半田市	5,193 (5,193)	0.05 (0.05)
多治見 政臣 (注) 5	愛知県知多市	5,193 (5,193)	0.05 (0.05)
奥村 貴子 (注) 5	愛知県知多市	4,393 (4,393)	0.05 (0.05)
奥村 祥征 (注) 5	愛知県知多市	4,393 (4,393)	0.05 (0.05)
山岸 竜也 (注) 5	愛知県半田市	4,393 (4,393)	0.05 (0.05)
山本 利憲 (注) 5	愛知県知多郡武豊町	4,393 (4,393)	0.05 (0.05)
渡邊 修造 (注) 5	愛知県知多郡美浜町	4,393 (4,393)	0.05 (0.05)
井上 義 (注) 5	愛知県常滑市	3,994 (3,994)	0.04 (0.04)
嶋田 薫 (注) 5	愛知県豊田市	3,993 (3,993)	0.04 (0.04)
高橋 伸行 (注) 5	愛知県半田市	3,993 (3,993)	0.04 (0.04)
武 之令 (注) 5	愛知県半田市	3,993 (3,993)	0.04 (0.04)
藤内 章嘉 (注) 5	愛知県名古屋市南区	3,993 (3,993)	0.04 (0.04)
池田 和博 (注) 4	千葉県柏市	3,990 (3,990)	0.04 (0.04)
青山 英幸 (注) 5	愛知県知多郡阿久比町	3,594 (3,594)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
川村 清 (注) 5	愛知県犬山市	3,594 (3,594)	0.04 (0.04)
森田 幹雄 (注) 5	愛知県半田市	3,594 (3,594)	0.04 (0.04)
我謝 徳一 (注) 5	愛知県大府市	3,194 (3,194)	0.03 (0.03)
安藤 明美 (注) 5	愛知県知多郡武豊町	2,797 (2,797)	0.03 (0.03)
安藤 一男 (注) 5	愛知県知多郡武豊町	2,797 (2,797)	0.03 (0.03)
安藤 幸司 (注) 5	愛知県半田市	2,797 (2,797)	0.03 (0.03)
酒見 晋一 (注) 5	愛知県知多郡武豊町	2,797 (2,797)	0.03 (0.03)
杉浦 朱美 (注) 5	愛知県半田市	2,797 (2,797)	0.03 (0.03)
その他 41名		64,319 (64,319)	0.68 (0.68)
計		9,448,137 (180,937)	100.00 (1.92)

(注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）

3. 特別利害関係者等（当社取締役）

4. 当社執行役員

5. 当社従業員

6. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 今後、当社の取締役又は従業員でなくなる等により権利を喪失し、表中の潜在株式保有者及び潜在株式が変更する可能性があります。

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中浜 明光

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中浜 明光指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年12月24日開催の取締役会決議に基づき、平成23年1月28日付をもって普通株式1株を400株とする株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年6月15日

ラクオリア創薬株式会社  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中浜 明光指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第4期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。